



市有財産(施設)運用管理
マスタープラン
～市有施設見直し方針について～

平成 26 年 3 月

－ 目 次 －

1.	はじめに.....	1
1.1.	市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定の背景.....	1
1.2.	市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定取組の位置づけ.....	1
1.3.	市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定の目的.....	1
2.	中津川市の概況.....	2
2.1.	中津川市の現状.....	2
2.2.	中津川市の市有施設の現状.....	11
3.	中津川市市有施設の課題.....	12
3.1.	財政上の課題.....	12
3.2.	人口推移の課題.....	14
3.3.	施設の課題.....	15
4.	市有施設見直し方針.....	18
4.1.	市有施設全体の基本方針.....	18
4.2.	市有施設見直しの目標.....	19
4.3.	施設分野別の基本方針.....	22
4.4.	見直し施設の選定と評価基準.....	28
5.	施設分野別の再編計画.....	37
5.1.	官公庁・公益的施設.....	37
5.2.	生活環境施設.....	40
5.3.	健康福祉施設.....	41
5.4.	地域コミュニティ施設.....	45
5.5.	広域交流施設.....	47
5.6.	市営住宅.....	52
5.7.	学校教育施設.....	55
5.8.	農林業生産・普及施設.....	56
5.9.	その他公益的施設.....	56
6.	市有施設再編に向けた取組み.....	57
6.1.	継続保全施設.....	57
6.2.	統廃合施設.....	59
6.3.	用途廃止施設.....	62
6.4.	民間・地域移譲施設.....	65
6.5.	検討施設.....	72
6.6.	市有施設再編の効果.....	73
6.7.	市有施設再編の具体的な推進手法.....	74
6.8.	施設の再編に要する経費の財源確保.....	77
7.	再編後の市有施設の継続保全.....	78
7.1.	継続保全の基本方針.....	78
7.2.	市有施設全体の保全計画の検討.....	80
7.3.	継続保全の進め方.....	82
8.	施設管理実施計画の策定.....	84
8.1.	施設管理実施計画の記載事項.....	85
8.2.	計画の策定と実行における役割.....	86
9.	実施スケジュール.....	88

卷末資料

- 1) 市有施設配置図および建物情報
- 2) 市有施設管理台帳の一例
- 3) 施設配置体系図
- 4) 施設評価結果一覧
- 5) 地域説明会資料

1. はじめに

1.1. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定の背景

中津川市および中津川市と合併した各町村では、それぞれ地域の特色を活かした振興策や活性化策の取組により、昭和 40 年代以降に多くの公有施設を整備してきた。平成 17 年の市町村合併の際も既存の市有施設を存続させ、さらに、公平な行政サービスを全市民に提供できるように、社会生活基盤の整備を進めてきた。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化により市民ニーズも移り変わり、市有施設にも役割を終えた施設や、今後更に需要が高まっていく施設がある。また、市有施設の多くが設備の老朽化などの課題を抱えている。

多くの市有施設を中津川市が所有することは、施設の管理、改修および建替えに必要な経費の増加につながり、多額の費用が必要となる。長引く経済の低迷による厳しい財政状況の中で、現在の市有施設全てを維持していくのは困難であり、合併後の市域全体を見渡した市有施設の再編と効率的な運営についての検討が求められている。

1.2. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定取組の位置づけ

平成 21 年 10 月に策定した改革への工程表『ロードマップ 2009』（計画期間：平成 21 年度～26 年度）において、行政改革の重点取組項目の一つとして「公の施設のあり方の検討方針の策定」、「公の施設台帳の整備」および「市有施設の配置見直し（再編）方針の策定・公表」に取り組むこととしている。

また、青山市長の掲げる行財政改革の一環として市有施設の再編・充実による維持管理経費の削減を着実に実施していくため、プランを早期に策定し、経営改善策の実施に向けて取り組む。

1.3. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定の目的

中津川市の市有施設を運用管理するにあたって、行政サービスの質の向上、維持管理費の削減、長期的な維持および更新計画、地域事情の考慮が必要となる。

こうした状況を踏まえ、中津川市の市有施設の現状と問題点、市民ニーズを把握した上で、最適な市有施設の配置を明らかにするとともに、財政計画に基づき、現在の維持管理経費の 31 億円を平成 32 年度には 25 億円にするという、6 億円の削減目標を実現するため計画を策定することとした。

策定する計画の期間は、平成 26 年度から平成 45 年度までの『今後 20 年間』とする。施設の見直しにあたっては、次の 3 点を基本的な考え方とする。

- (1) 市有施設の削減
- (2) 施設運営の効率化
- (3) 計画的な施設の維持更新

2. 中津川市の概況

2.1. 中津川市の現状

2.1.1. 中津川市の概要

2.1.1.1 位置と市域

中津川市は岐阜県美濃地方の東端に位置する。南から西にかけて恵那市、西は加茂郡白川町、同郡東白川村、北は下呂市、そして東は長野県に隣接している。

中津川市は、平成 17 年 2 月 13 日に、恵那郡北部 6 町村（坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村）および長野県木曾郡山口村を合併した。合併後の市域は南北約 49 km、東西約 28 km、総面積 676.38 km²に及ぶ。

平成の合併以前も合併を繰り返して市域を広げてきており、現在も図 2-1 のように旧町村の名称が地域名として残っている。



地域名	旧町村名	合併年月日
中津地域	恵那郡中津町	昭和26年4月1日
苗木地域	恵那郡苗木町	
坂本地域	恵那郡坂本村	昭和29年7月10日
落合地域	恵那郡落合村	昭和31年9月30日
阿木地域	恵那郡阿木村	昭和32年11月1日
神坂地域	長野県 西筑摩郡神坂村	昭和33年10月15日
山口地域	長野県 木曾郡山口村	
坂下地域	恵那郡坂下町	平成17年2月13日
川上地域	恵那郡川上村	
加子母地域	恵那郡加子母村	
付知地域	恵那郡付知町	
福岡地域	恵那郡福岡町	
蛭川地域	恵那郡蛭川村	

図 2-1 中津川市の地域

2.1.1.2 中津川市の地形と交通

(1) 中津川市の地形

中津川市は、恵那山をはじめ中央アルプスの雄大な自然を背景とする都市であり、東は木曾山脈、南は三河高原、北は阿寺山地など、標高 1,000m を超える山々に囲まれている。市域の中央部を東西に木曾川が流れており、北から川上川や付知川、南からは阿木川および中津川などが流れ込んでいる（図 2-2、表 2-1 参照）。

(2) 中津川市の道路網

高速道路は、中央自動車道が中津川インターチェンジを有し、近隣の愛知県や長野県などと結んでいる。

国道は、国道 19 号が中津川市南部を東西に横断して、恵那市と長野県南木曾町とを結んでいる。そして国道 257 号が南北に縦断して、恵那市と下呂市とを結んでいる。その他、中津川市には、東白川村と長野県南木曾町とを結ぶ国道 256 号、恵那市とを結ぶ国道 363 号が存在する（図 2-3 参照）。

(3) 中津川市の公共交通網

鉄道は、中津川市南部を JR 中央本線が横断しており、近隣の愛知県や長野県などを結んでいる。駅は、坂下（坂下地域）、落合川（落合地域）、中津川（中津地域）、美乃坂本（坂本地域）の 4 駅が存在する。また、恵那市内の恵那駅と明智駅を起終点とする明知鉄道にて、阿木地域に飯沼、阿木の 2 駅が存在する。

バス路線は、民間事業者では北恵那交通、東濃鉄道、濃飛乗合自動車路線を有している。北恵那交通は、中津地域内の路線中津川中心部（中津川駅、中津川市民病院など）と落合、神坂、山口、坂下、福岡、付知、加子母の各地域を結ぶ路線および坂下駅と川上地域を結ぶ路線を有している。東濃鉄道は、中津川駅と恵那市恵那駅を結ぶ路線および恵那駅と蛭川地域を結ぶ路線を有している。濃飛乗合自動車は、加子母地域と下呂市とを結ぶ路線を有している。なお、阿木地域には民間事業者の路線バスは存在しない（図 2-4 参照）。

また、坂下地域では市による巡回バス、福岡地域では市によるほっとバスを運行している。さらに、山口地域馬籠には南木曾町の地域バスつつじ号が、坂下地域坂下病院には南木曾町の通院バスおよび大桑村のくわちゃんバスが、それぞれ乗り入れている。

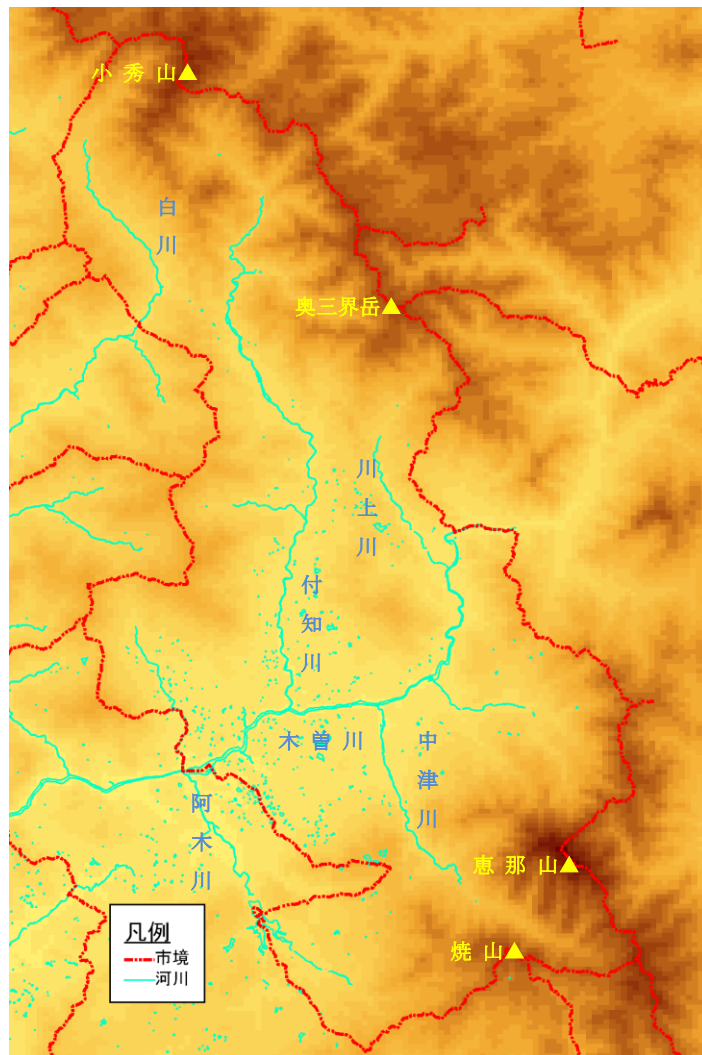


図 2-2 中津川市の地形

表 2-1 主要な山岳と河川

山岳	標高(m)	現住所	水系	河川名	延長(m)
恵那山	2,191	中津川市、長野県阿智村	木曾川	付知川	27,546
小秀山	1,982	中津川市加子母、長野県王滝村	"	阿木川	16,920
奥三界岳	1,810	中津川市川上、付知町、長野県大桑村	"	中津川	13,963
富士見台	1,739	中津川市、長野県阿智村	"	川上川	9,927
焼山	1,709	中津川市、恵那市上矢作町	"	飯沼川	9,438
三国山	1,611	中津川市加子母、下呂市、長野県王滝村	"	和田川	9,000
三界山	1,600	中津川市川上、付知町、福岡	"	千旦林川	6,020
南沢山	1,564	中津川市、長野県南木曾町、阿智村	"	湯舟沢川	5,668
高時山	1,563	中津川市加子母	"	狩宿川	5,300
雨乞棚山	1,391	中津川市付知町	"	外洞川	5,000
二ツ森山	1,223	中津川市福岡	"	柏原川	5,000
笠置山	1,128	中津川市蛭川、恵那市	"	四ツ目川	2,618

資料：国土交通省国土地理院、岐阜県河川課

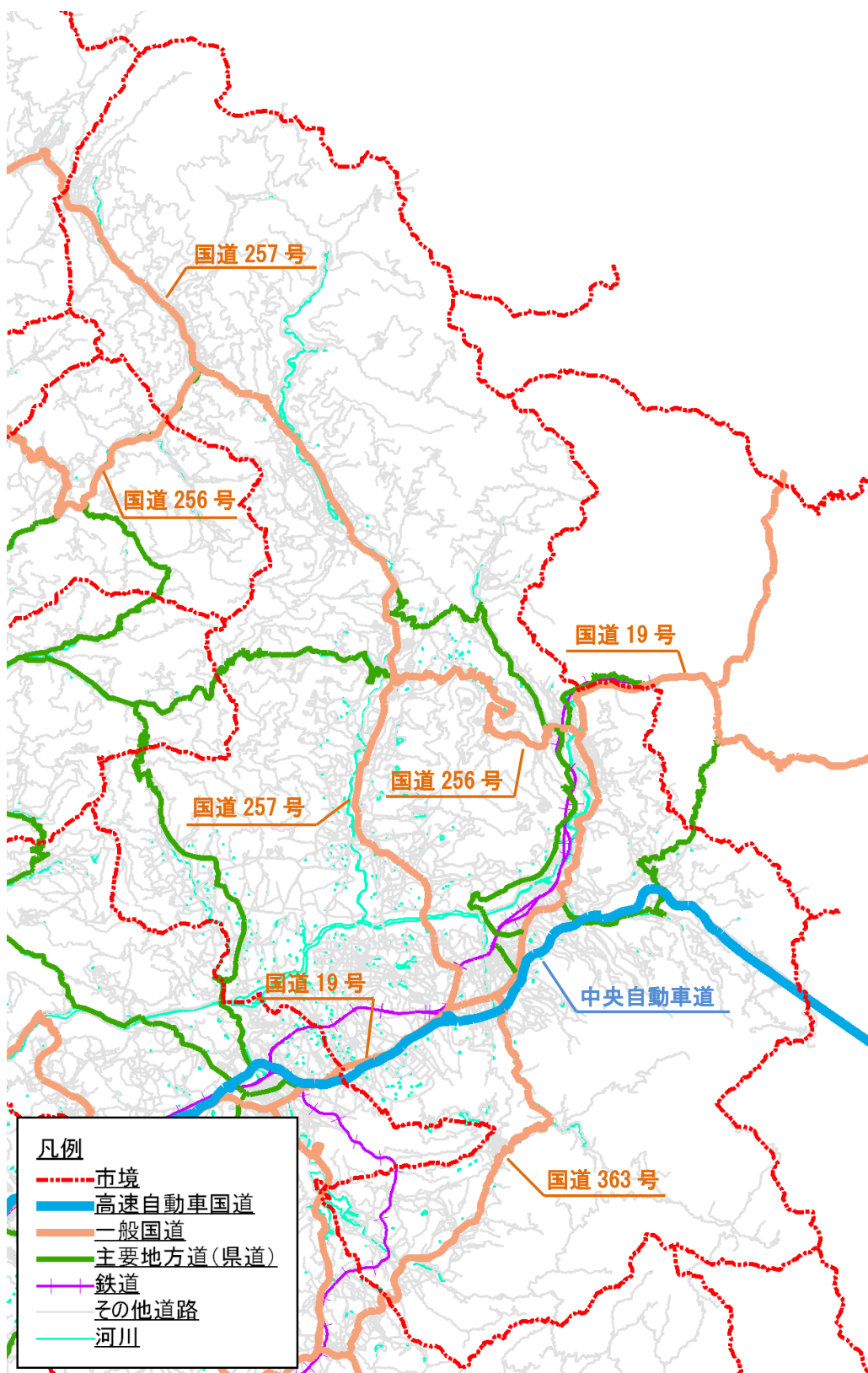


図 2-3 中津川市の道路網

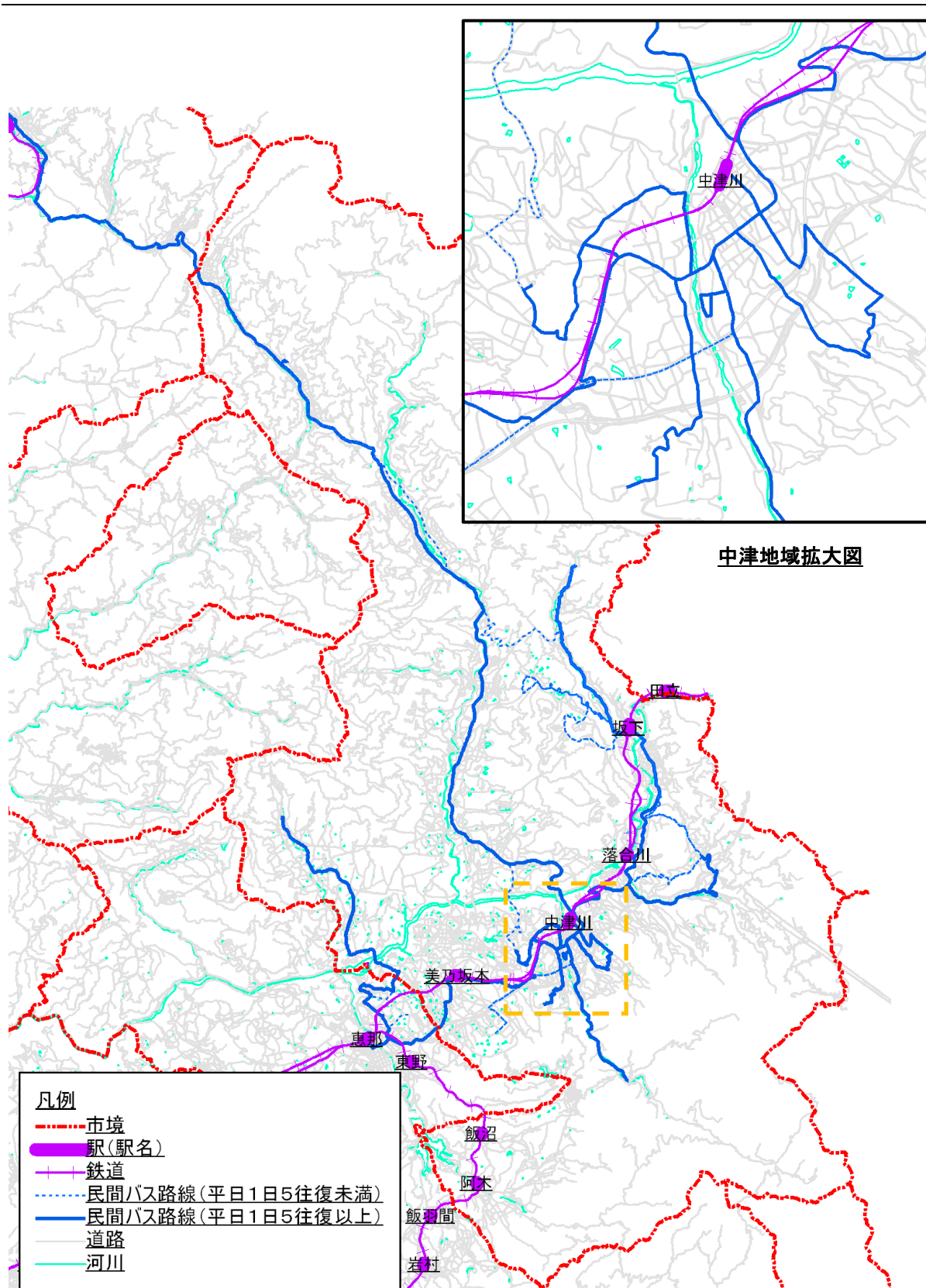


図 2-4 中津川市の公共交通

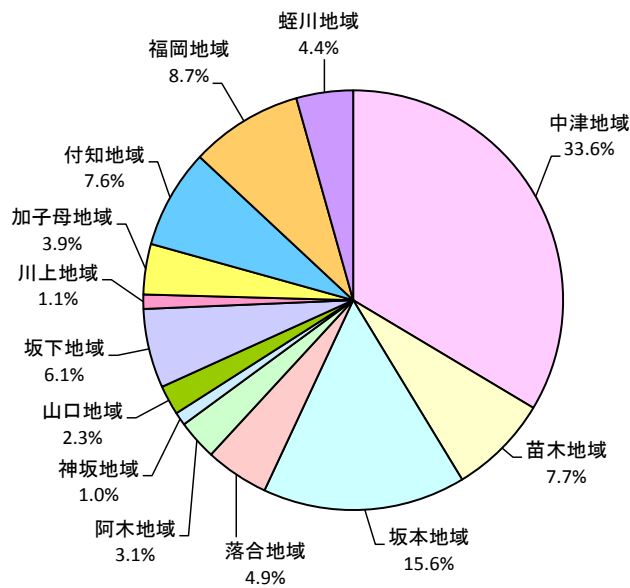
2.1.2. 中津川市の人口

2.1.2.1 現在の人口

平成 24 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳による中津川市の人口は 82,079 人（男性 39,851 人、女性 42,228 人）である。

2.1.2.2 地域別の人口

中津川市の地域別人口割合を図 2-5 に、地域別人口を表 2-2 に、それぞれ示す。中津地域に全人口の 33.6%が集中している。



出典：住民基本台帳(平成24年4月1日時点)

図 2-5 地域別人口割合

表 2-2 地域別人口

地域	人口		合計
	男	女	
中津	13,344 人	14,215 人	27,559 人
苗木	3,095 人	3,254 人	6,349 人
坂本	6,339 人	6,493 人	12,832 人
落合	1,980 人	2,043 人	4,023 人
阿木	1,197 人	1,329 人	2,526 人
神坂	389 人	451 人	840 人
山口	904 人	968 人	1,872 人
坂下	2,451 人	2,560 人	5,011 人
川上	443 人	462 人	905 人
加子母	1,532 人	1,660 人	3,192 人
付知	2,996 人	3,267 人	6,263 人
福岡	3,455 人	3,667 人	7,122 人
蛭川	1,726 人	1,859 人	3,585 人
総計	39,851 人	42,228 人	82,079 人

出典：住民基本台帳(平成24年4月1日時点)

2.1.2.3 年代別の人口

平成 24 年 4 月 1 日時点における各地域の年齢三区分別人口比を図 2-6 に示す。

中津川市全体では、年少人口の割合が全国や岐阜県の平均と同程度で、老年人口の割合が平均よりも高くなっている。

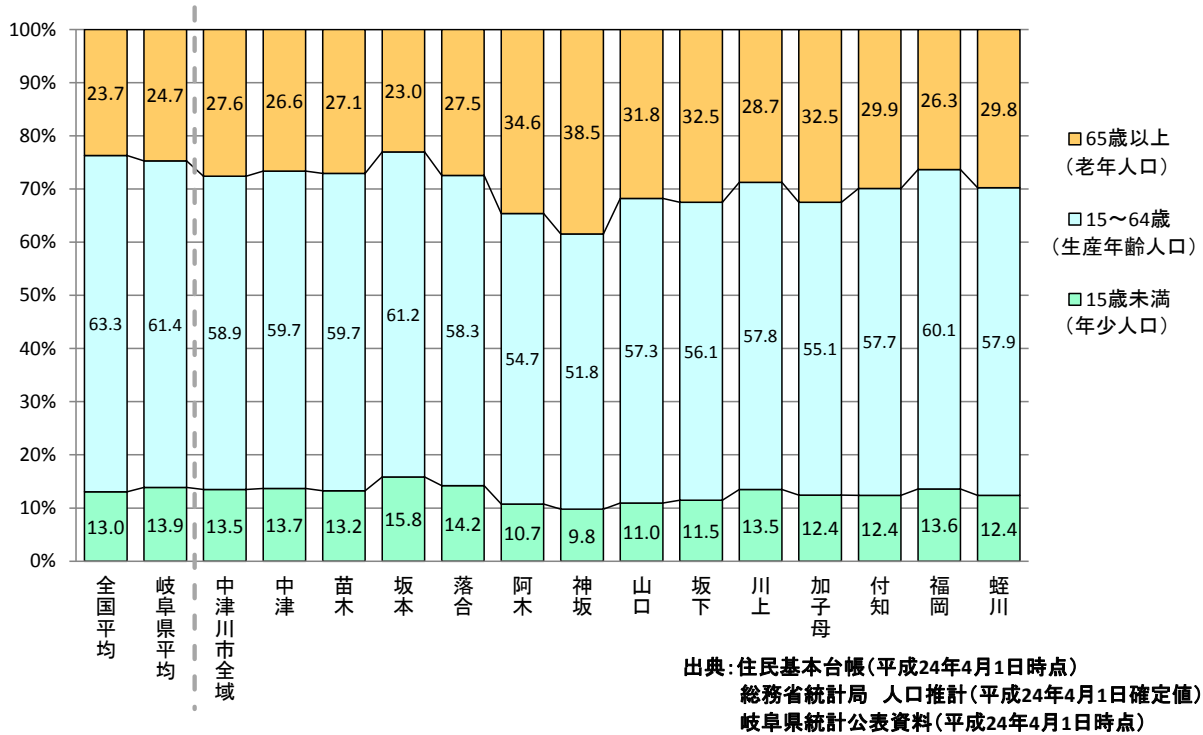
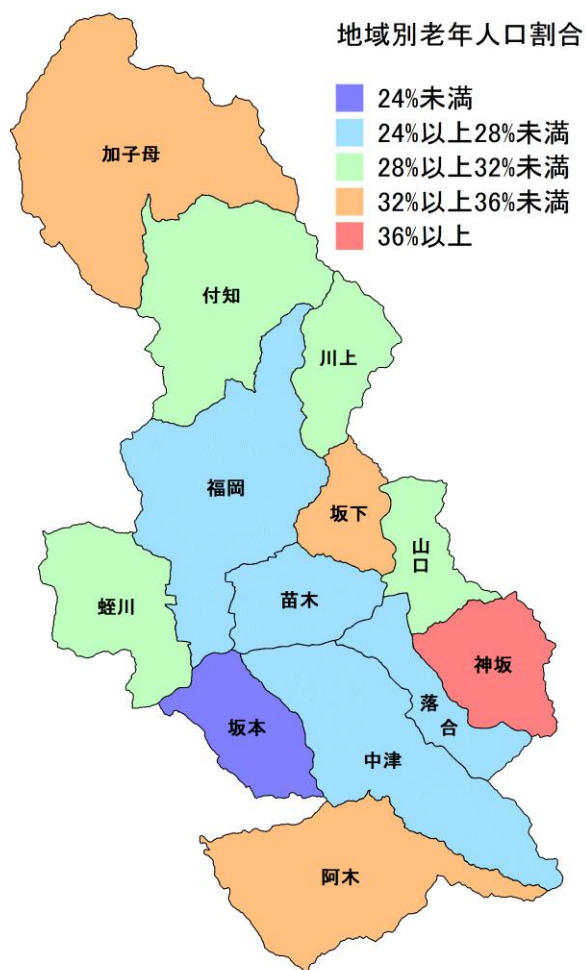
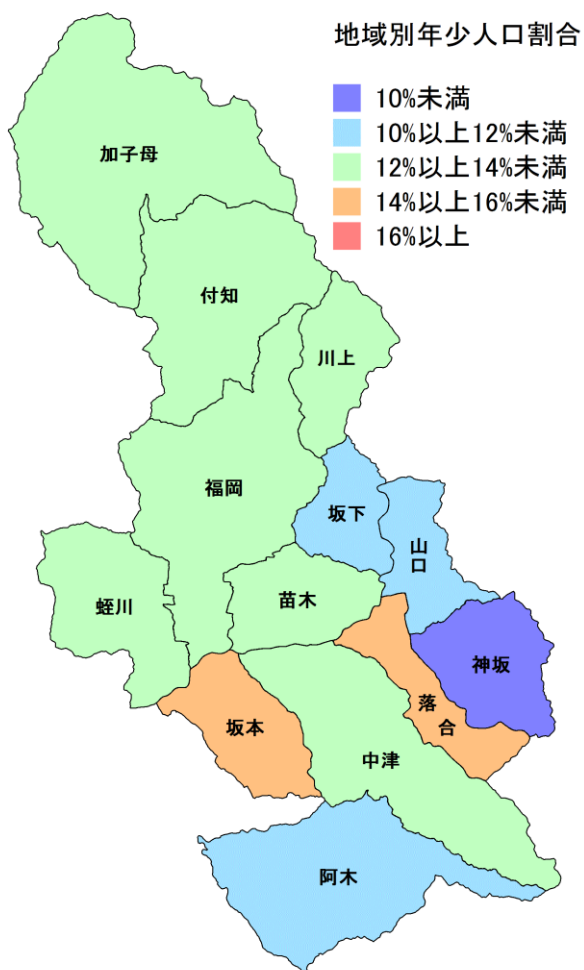


図 2-6 各地域の年齢三区分別人口比

地域別の年少人口と老年人口の割合を図 2-7 および図 2-8 の地図で示す。

神坂地域で最も少子高齢化が進行しており、年少人口の割合が 10%を切り、老年人口の割合が 38%を超えている。阿木地域と坂下地域でも少子高齢化が進み、加子母地域では老年人口の割合が高くなっている。

一方で、坂本地域は年少人口割合が市内で最も高く、老年人口割合が最も低くなっている。



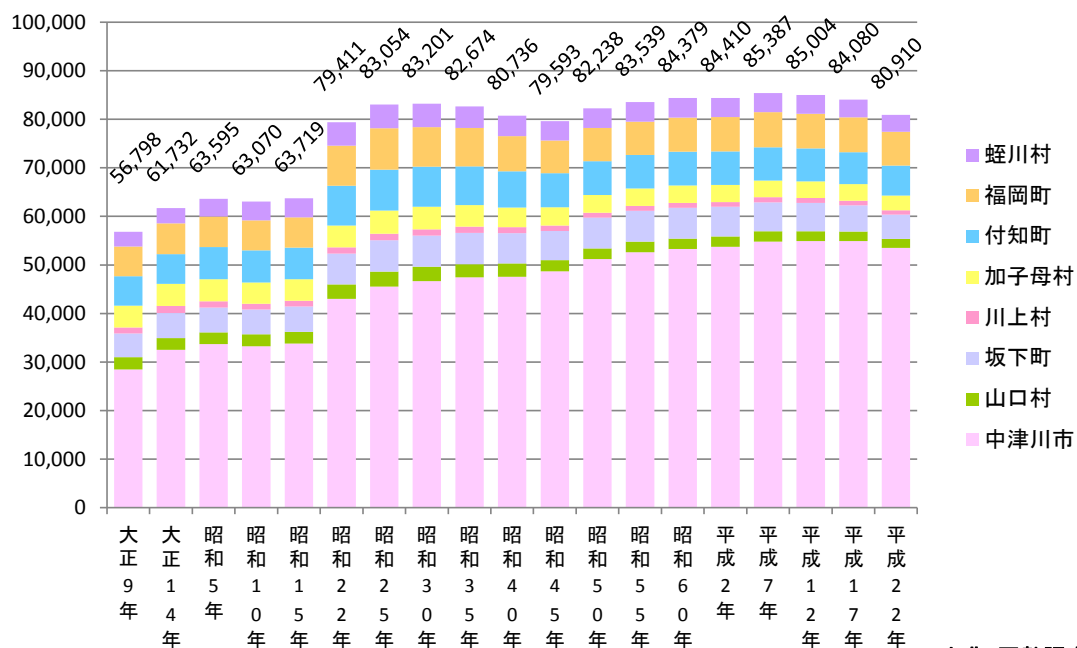
出典:住民基本台帳(平成24年4月1日時点)

図 2-7 地域別の年少人口の割合

図 2-8 地域別の老年人口の割合

2.1.2.4 人口の推移

中津川市の人口推移を図 2-9 に示す。平成 7 年の国勢調査で 85,000 人を超えたが、以後 3 回の調査ではいずれも前回より人口が減少している。



出典: 国勢調査

図 2-9 中津川市の人口推移

2.2. 中津川市の市有施設の現状

2.2.1. 中津川市の財産の種類と区分

中津川市が所有する財産は公有財産、物品、債権、基金の4つに分類され、市有施設の土地と建物は公有財産に属する。

公有財産はさらに行政財産と普通財産に分類される。

市役所庁舎や消防署などの中津川市が直接使用する公用財産と、学校、公民館や公園のように市民が共同で利用する公共用財産のことを行政財産といい、それ以外の経済的価値の発揮を目的としたものを普通財産という。

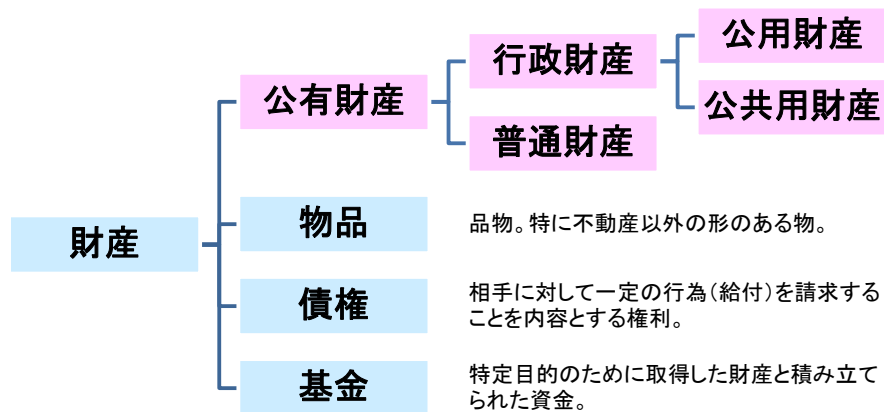


図 2-10 財産の種類と区分

2.2.2. 市有財産（施設）運用管理マスタープランの対象施設

市有財産（施設）運用管理マスタープランは、公有財産の「行政財産」と「普通財産」に位置づけられた行政財産のうち「建物」（いわゆる「ハコモノ」）に焦点を絞って見直しを進める。

対象となる市有施設は市域全体で 659 施設あり、その建物は 1,742 棟、床面積の総計は約 55 万㎡になる。ただし、今後の調査により数値は変動することがある。

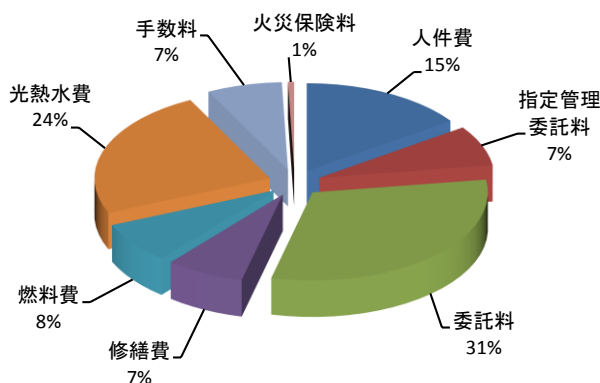
3. 中津川市市有施設の課題

3.1. 財政上の課題

3.1.1. 市有施設の維持管理費、借地料

市有施設の維持管理にかかる費用は、平成 23 年度の年間総額で約 31 億円になる（図 3-1、表 3-1 参照）。この維持管理費には大規模改修や建替えの費用は含まれていないので、老朽化した施設の更新にはさらに費用がかかる。

表 3-1 維持管理費の内訳



項目	金額
人件費	471,327 千円
指定管理委託料	227,899 千円
委託料	959,173 千円
修繕費	223,632 千円
燃料費	233,454 千円
光熱水費	738,109 千円
手数料	213,896 千円
火災保険料	17,367 千円
合計	3,084,857 千円

出典:平成 23 年度予算

図 3-1 維持管理費の割合

次に、周辺の自治体や地域特性が類似する自治体との維持管理費の比較を表 3-2 で示す。全体の維持管理費および市民 1 人あたりの維持管理費の両方で、中津川市は比較的高い金額となっている。

表 3-2 他の自治体との比較

自治体名	維持管理費	(当市との比較)	市民1人当たりの維持管理経費	(当市との比較)
中津川市	34億円		42千円	
恵那市	24億円	▲10億円	44千円	2千円
瑞浪市	17億円	▲17億円	43千円	1千円
土岐市	20億円	▲14億円	33千円	▲9千円
多治見市	37億円	3億円	33千円	▲9千円
南アルプス市	14億円	▲20億円	20千円	▲22千円
伊那市	16億円	▲18億円	22千円	▲20千円
京丹後市	22億円	▲12億円	37千円	▲5千円

出典:平成 22 年度決算統計

注) 表 3-1 と表 3-2 では維持管理費の算出方法が異なるため、金額に差がある。表 3-1 の約 31 億円は実際にかかる費用であり、担当職員の人件費、委託料、大規模修繕を除いた通常の修繕費、燃料費、光熱水費、火災保険料などを合計している。表 3-2 の 34 億円は、市有施設の年間の経常経費であり、人件費は全体を按分して計上している。

また、市有施設の敷地として民間の土地所有者から中津川市が借りている土地は、全施設の合計で面積が約 40 万㎡あり、借地料の総額は年間約 6,300 万円となる。

このように、市有施設の維持には多額の費用がかかり、財政を圧迫している。市有施設の維持管理費と借地料を圧縮して、歳出を削減する必要があるが、借地解消の目処はたっていない。

3.1.2. 普通交付税の合併算定替の期限

図 3-2 で示すように、合併算定替により普通交付税が増加される 10 年間で平成 26 年度で終了し、平成 27 年度以降平成 32 年度まで段階的に減少する。平成 32 年度には平成 26 年度までと比較して、普通交付税が約 37 億円減少となる。財政見通しでは、平成 25 年度以降に歳出が歳入を上回り、収支バランスが取れずに財政は立ち行かなくなると予想される（図 3-3、表 3-3 参照）。

収支のバランスが取れた堅実な行財政運営を行うためには、歳入の減少に見合う大幅な歳出削減を行う必要がある。

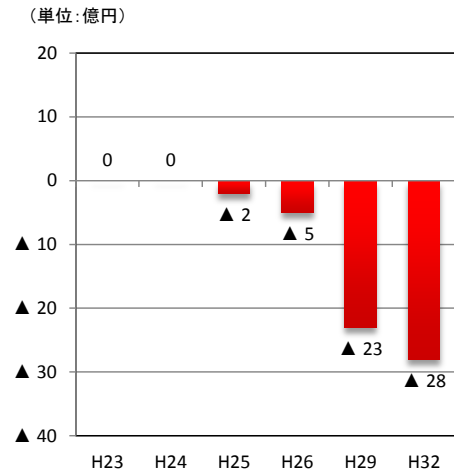
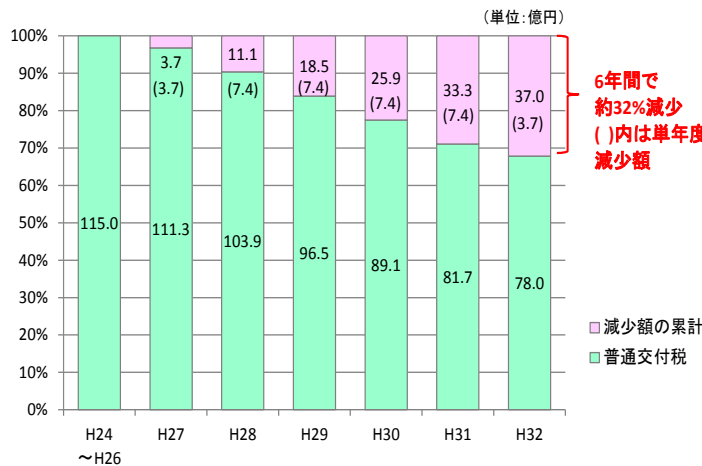


図 3-2 合併算定替による普通交付税減少額の推移

図 3-3 財政見通しの歳出歳入差額

表 3-3 平成 23 年度～平成 32 年度の財政見通し

(単位: 億円)												
	平成23年度 予算	前年 度比	平成24年度 予算	前年 度比	平成25年度	前年 度比	平成26年度	前年 度比	平成29年度	26 年度比	平成32年度	29 年度比
歳 入	360	0	348	▲ 12	362	▲ 14	359	▲ 3	325	▲ 34	309	▲ 16
市税	93	0	91	▲ 2	93	▲ 2	93	0	93	0	93	0
地方交付税	143	▲ 2	142	▲ 1	138	▲ 4	136	▲ 2	115	▲ 21	97	▲ 18
うち臨財債振替分	22	▲ 2	19	▲ 3	16	▲ 3	13	▲ 3	11	▲ 2	10	▲ 1
国からの交付金等	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0
市債(施設整備分)	7	▲ 7	7	0	25	▲ 18	24	▲ 1	10	▲ 14	10	0
その他(国県補助金等)	102	5	93	▲ 9	91	▲ 2	91	0	92	1	94	2
歳 出	360	0	348	▲ 12	364	▲ 16	364	0	348	▲ 16	337	▲ 11
義務的な経費	252	12	247	▲ 5	246	▲ 1	246	▲ 21	239	▲ 7	228	▲ 11
人件費	77	2	78	▲ 1	75	▲ 3	72	▲ 3	69	▲ 3	63	▲ 6
公債費	52	▲ 2	49	▲ 3	46	▲ 3	45	▲ 1	42	▲ 3	35	▲ 7
扶助費	52	1	49	▲ 3	50	1	51	1	53	2	56	3
繰出金	71	11	71	0	75	4	78	3	75	▲ 3	74	▲ 1
その他の経費	108	▲ 12	101	▲ 7	118	▲ 17	118	13	109	▲ 9	109	0
行政運営費	80	▲ 2	78	▲ 2	78	0	78	0	79	1	79	0
施設等整備費	28	▲ 10	23	▲ 5	40	▲ 17	40	0	30	▲ 10	30	0

3.2. 人口推移の課題

3.2.1. 人口の減少

中津川市における人口の将来予測について、図 3-4 に示す。

市有施設の主な利用者となる中津川市の人口は、かつて 8 万 5 千人を超えていたが、現在は減少傾向にある。将来予測でも人口減少で推移していき、平成 47 年には約 6 万 7 千人まで減少すると予想される。平成 17 年と比較すると、30 年間で 22%の人口減少となる。

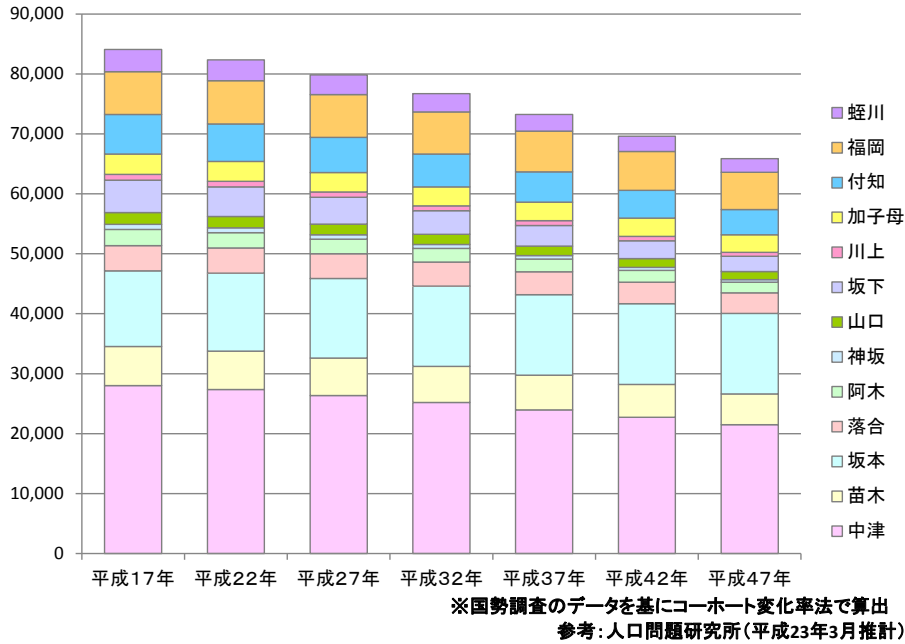


図 3-4 中津川市の人口予測

3.2.2. 少子高齢化

図 3-5 で平成 17 年の人口ピラミッドと、平成 47 年の予測人口ピラミッドを重ねて表示する。

平成 17 年の時点で既に少子高齢化の傾向が表れているが、平成 47 年の予測では一層顕著に少子高齢化が進んでいる。

少子化社会では、小学校や中学校などの学校教育施設の需要が低下し、統廃合の検討が必要となる。また、高齢化社会では病院、老人ホーム、デイサービスセンターなどの健康福祉施設の需要が高まり、高齢者向け施設の充実が必要となる。

このように、人口構成の変化を予測した上で、将来の必要性に応じて、長期的かつ計画的に施設を再編することが求められる。また、新たに施設を建設するのは財政上困難であるので、運営の効率化や不要施設の転用などでサービス水準を向上させることが必要となる。

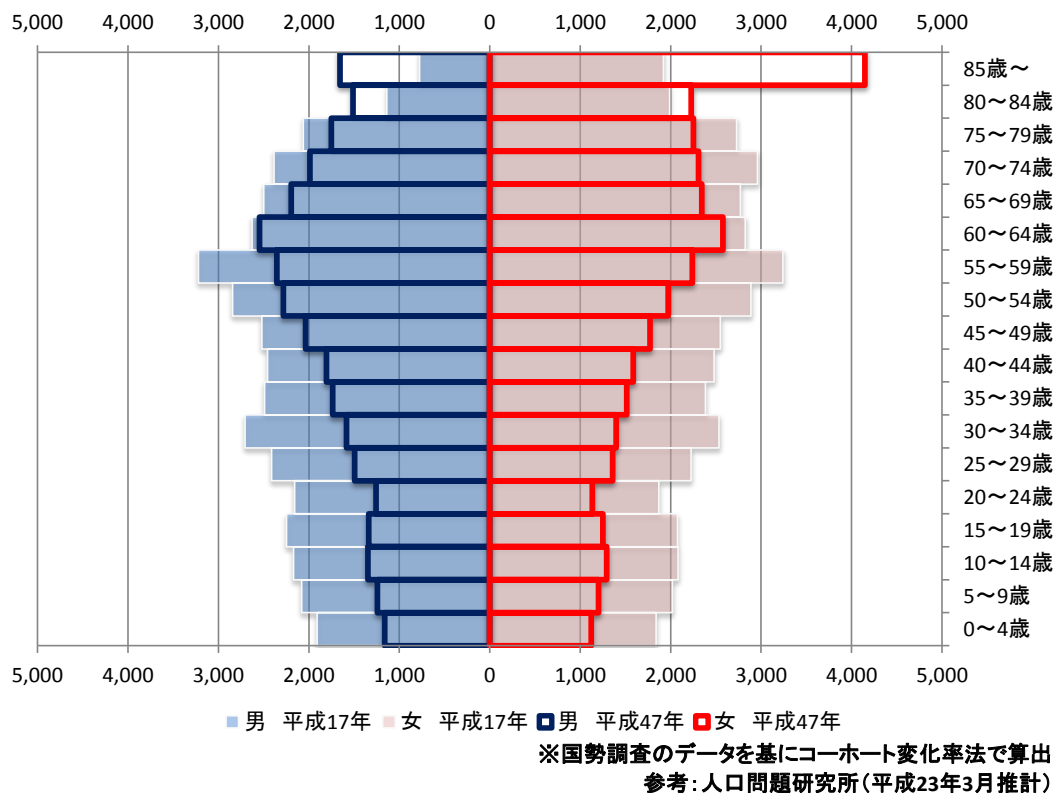


図 3-5 人口ピラミッド比較

3.3. 施設の課題

3.3.1. 施設の規模

中津川市の市有施設は床面積の総計が約 55 万㎡あり、人口 1 人あたりの床面積は 6.7 ㎡/人となる。これは、全国市町村の平均値 3.42 ㎡/人や人口規模同等自治体の平均値 3.40 ㎡/人と比較して、2 倍近い数値である。

市有施設の維持管理費は概ね施設の規模に比例するものであり、人口 1 人あたりの維持管理費についても重い負担となるため、適正な規模まで施設を減らす必要がある。

3.3.2. 同種施設の重複

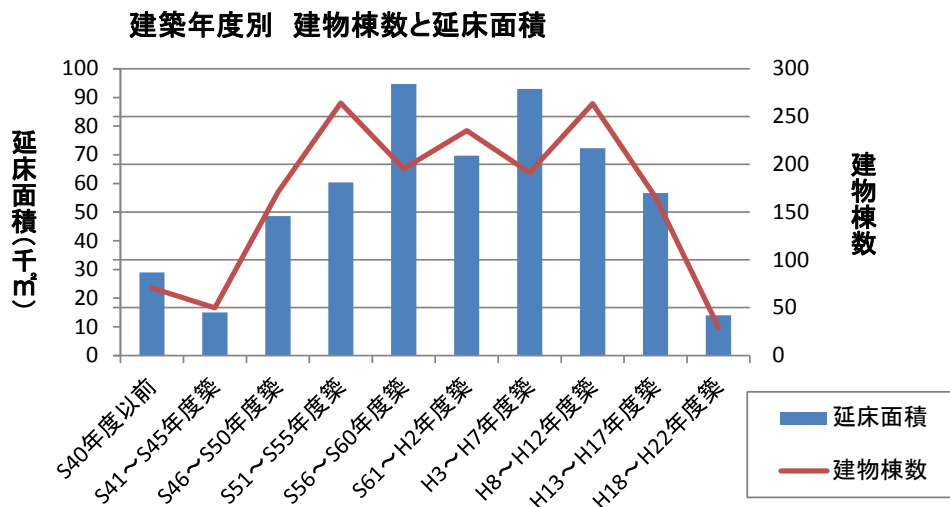
中津川市は平成 17 年に 8 市町村が合併して現在の市域となったが、合併前は各市町村で個別に施設の整備を行ってきたため、互いに同様のものが存在しており、合併後は目的が重複している施設を複数保有することになった。

市域全体で見ると、同種の施設が近隣に配置され、利用対象地域が重複している場合もある。効率的な行財政運営のために、施設の配置状況を検証し、同種施設の重複を解消する必要がある。

3.3.3. 施設の老朽化

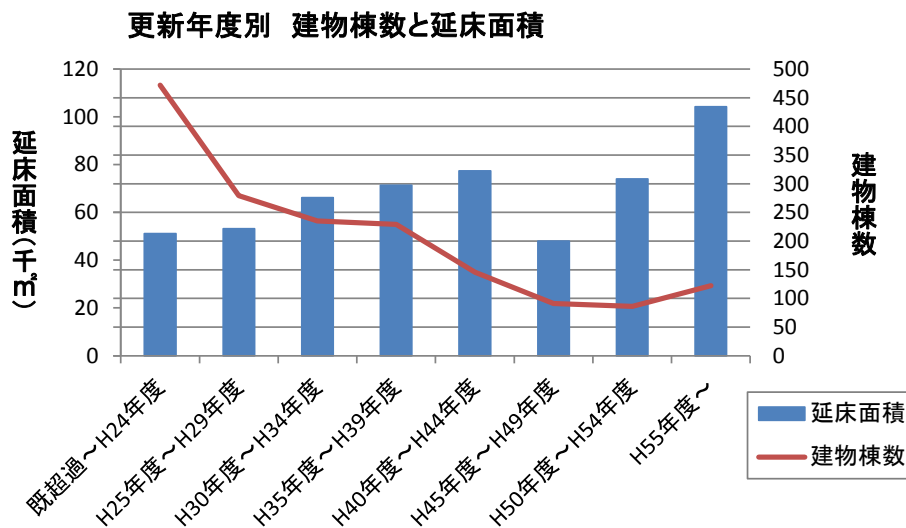
市有施設の半数以上が昭和41年度から平成2年度にかけて建設されたものであり、これらの施設は老朽化という問題に直面している。既に耐用年数を超過している施設あるいは今後20年間で更新時期を迎える施設が、建物棟数で78%、延床面積で58%を占めており、更新のために多額の費用がかかる。

用途廃止や統廃合が可能な施設は更新しないことで費用を抑え、更新が必要な施設についても予算に合わせて計画的に行う必要がある。



出典: 中津川市公有財産管理台帳

図 3-6 建築年度別：建物棟数と延床面積



出典: 中津川市公有財産管理台帳

図 3-7 更新年度別：建物棟数と延床面積

3.3.4. 耐震補強の対策

建物の耐震性能は過去に何度か基準が強化されており、古い施設の中には現行の耐震基準を満たしていないものもある。図 3-8 で施設の種別別に耐震建物の割合を示す。学校教育施設や健康福祉施設などのようにほぼ全ての建物が耐震化されている施設もあるが、地域コミュニティ施設では約 30%、生活環境施設では約 40%の施設が耐震未対応となっている。

市有施設には、市庁舎や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や体育館のように避難所となる施設、またはスポーツ施設や福祉施設のように災害発生時に多数の市民が利用している可能性のある施設が多い。市民の安全を守るために、耐震化未対応施設の耐震補強や建替えが必要である。

施設の種別	耐震建物が占める割合
学校教育施設	約 99 %
健康福祉施設	約 99 %
広域交流施設	約 90 %
市営住宅	約 90 %
農林業生産・普及施設	約 87 %
官公庁、公益的施設	約 81 %
地域コミュニティ施設	約 70 %
生活環境施設	約 60 %

※施設内の主要建物全てが耐震化済み(予定)のものを耐震建物として、床面積の割合を算出

図 3-8 種別別の耐震建物割合

4. 市有施設見直し方針

4.1. 市有施設全体の基本方針

中津川市の市有施設の課題から、市有財産（施設）運用管理マスタープランについて次の3つの基本方針を定める。

【基本方針1】 市有施設の削減

【基本方針2】 施設運営の効率化

【基本方針3】 計画的な施設の維持更新

4.1.1. 市有施設の削減

市有施設の維持管理には多額の費用が必要で、今後も現行の施設全てを保有し続けるのは財政上困難である。施設の維持管理費は、概ね施設の数とその規模に比例するため、施設建物の共有化と整理合理化を図り、施設の数と規模を削減していくことが不可欠である。

4.1.2. 施設運営の効率化

行政サービスに対する要求が多様化する中で、サービスの質を低下させずに、提供に要する費用の削減を図る必要がある。無駄のない施設の運用管理に向け、サービス提供への弾力的な進行管理や明確な役割分担に基づく民間活用などの様々な工夫を通じ、施設運営を効率化していくことが不可欠である。

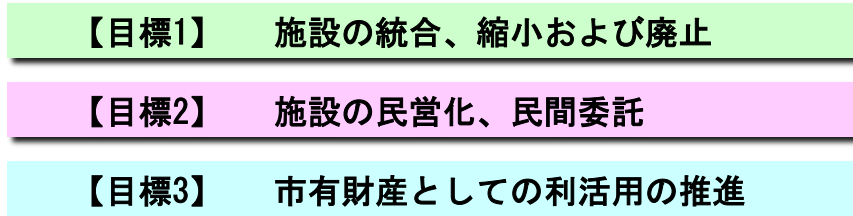
4.1.3. 計画的な施設の維持更新

耐用年数を迎える施設の更新や耐震対応などでは大規模な工事が必要になる。厳しい財政状況の中で施設を維持して行政サービスを提供するためには、建物の老朽化の度合いや耐震対策の状況を把握し、計画的に施設の建替えおよび改修をしていくことが不可欠である。

4.2. 市有施設見直しの目標

「基本方針 1 市有施設の削減」と「基本方針 2 施設運営の効率化」を実現するために、現状の市有施設について見直しを行う。

市有施設の見直しにあたって、次の3つの目標を定める。



一部の施設では、既に見直しに向けた取組がなされており、統廃合や民営化が検討され、将来の保全計画が策定されているものもある。こうした取組についても情報を収集し、その内容を見直し計画に反映させる。

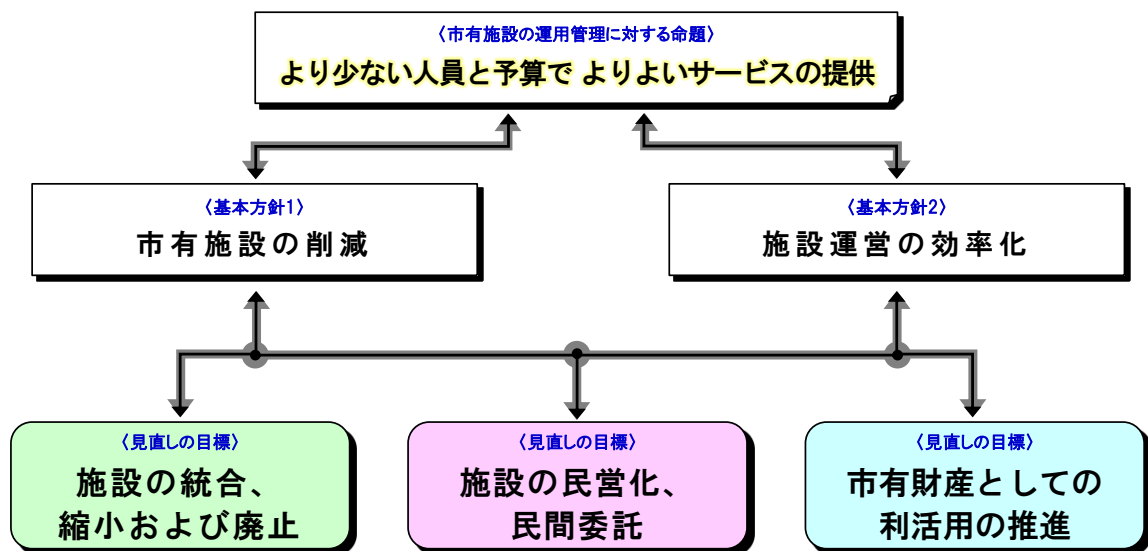


図 4-1 市有施設見直しの目標

また、「基本方針 3 計画的な施設の維持更新」のために、市有施設の建設情報や改修履歴などを収集して更新の時期と費用を予測し、将来の財政計画の枠組みに収まるように事業量の調整を行った上で、長期的な施設保全計画を策定する。

4.2.1. 施設の統合、縮小および廃止

少子高齢化の進行によって人口構成が変動し、求められる行政サービスが変化することで、施設の役割や需要も大きく変わる。将来の必要性に基づき適正に施設を配置するため、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、施設の統合、縮小および廃止を行い、施設機能を複合化して拠点施設とすることでサービス水準の向上を目指す。

施設の統合にあたっては、新たな施設を建設するのではなく、現在ある施設の有効活用を原則とする。耐用年数や将来の人口推移を勘案して活用する施設を選択して改修を行い、機能の複合化と長寿命化を図る。

表 4-1 統合、縮小および廃止の現在の主な取組

対象施設	取組内容
小学校、中学校	適切な学校規模への見直しを目指す「学校規模等適正化基本計画」に基づき、児童数または生徒数が減少していく地域で、統廃合の検討を進めている。
事務所 公民館など	総合事務所や地域事務所の再編を検討するなか、事務所と公民館などの地域コミュニティ関連施設との複合化による施設の統合を進めている。
市営住宅	「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の更新と用途廃止を進めている。

4.2.2. 施設の民営化、民間委託

行政サービスの提供にあたっては、従来のように市が実施主体となる体制に加えて、施設の管理と運営を法人または団体などが代行する指定管理者制度の導入を進めている。市が実施主体として事業を展開する必要性を検証し、民間の経営手法が市民へのサービス水準の向上を期待できる事業については、民間への移譲を積極的に進める。

表 4-2 民営化、民間委託の現在の主な取組

対象施設	取組内容
保育園、幼稚園	「学校規模等適正化基本計画」に基づき、私立との協働と役割分担による幼児教育および保育サービスの充実に努めている。 小鳩保育園の民営化に取り組んでいる。
各種福祉施設	指定管理者制度により、民間への施設の管理運営の移行を進めている。
スポーツ施設 レクリエーション施設	施設の管理運営において、従来の市による直営から指定管理者制度への移行を進めている。

4.2.3. 市有財産としての利活用の推進

市有財産の適正な管理と、公平かつ公正な透明性のある利活用の推進を目指す「市有財産利活用基本方針」に基づき、市有財産の有効利用を進めている。将来の必要性から、市有施設として継続活用することが適当と判断する施設を絞り込む。絞り込んだ施設以外は、処分や返還、縮小や一部貸付けなど、市民共有の財産として有効な利活用を目指す。

表 4-3 利活用の現在の主な取組

対象施設	取組内容
貸借地	土地貸借料算定基準を定めた貸借地の見直し方針をまとめ、貸借地の解消および貸借率の統一を進めている。
売却可能資産	未利用資産などの売却により自主財源の確保に努めている。

4.3. 施設分野別の基本方針

4.3.1. 市有施設の区分

市町村合併前の旧自治体単位で市有施設が整備されてきたため、同種の施設が近隣地に立地していることがある。また、機能が類似する施設であっても管理する部署が異なることがあり、市有施設全体を把握することが困難な場合がある。

そこで、市有施設の見直しを行うにあたり、施設が有する機能または利用者へのサービス内容を基準にして整理する。図 4-2 のように市有施設全体を 9 つの施設分野、45 の施設用途に分類できる。



図 4-2 施設分野、施設用途

4.3.2. 分野別の基本方針

4.3.2.1 官公庁・公益的施設

官公庁・公益的施設は、市民サービスの窓口、消防および防災など、行政機能を展開する施設分野である。市役所庁舎や消防本部のような市域全体を管轄する拠点施設と、地域事務所や消防団詰所などの地域に根ざした施設に大別される。

地域事務所は地域に根ざした施設として、公民館などの地域コミュニティ施設や消防分署などとの複合化をさらに推進し、利便性と施設機能を向上させる。

また、消防団詰所や防災倉庫においては、施設更新時に地域間での適切な統廃合をさらに進める。

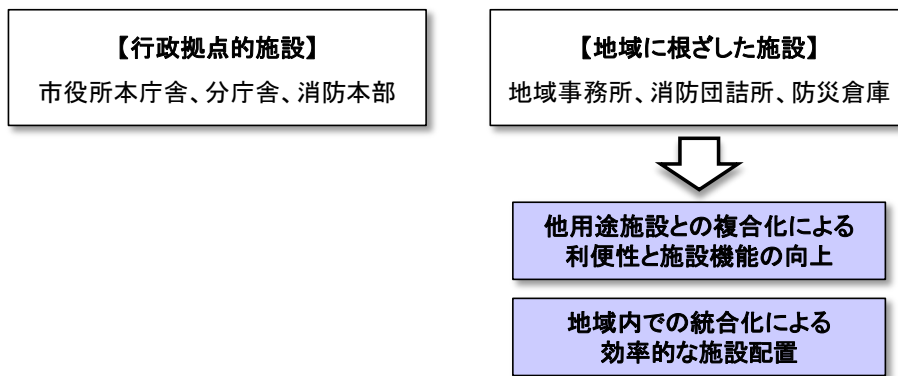


図 4-3 官公庁・公益的施設の基本方針

4.3.2.2 生活環境施設

生活環境施設は、環境衛生や上下水道の供給処理など、快適な市民生活の提供に不可欠な公共性の高い施設分野である。

環境センター、衛生センターおよび火葬場など、単体で機能が発揮できる施設は、施設の集中と拠点化を行い、合併前施設の統廃合を目指す。

また、上下水道などの面的な社会基盤施設は、現有の施設の継承を前提に、適切かつ計画的な施設の維持と更新を基本に進めるとともに、将来の体系見直しを含めた合理的なシステム再編を目指す。

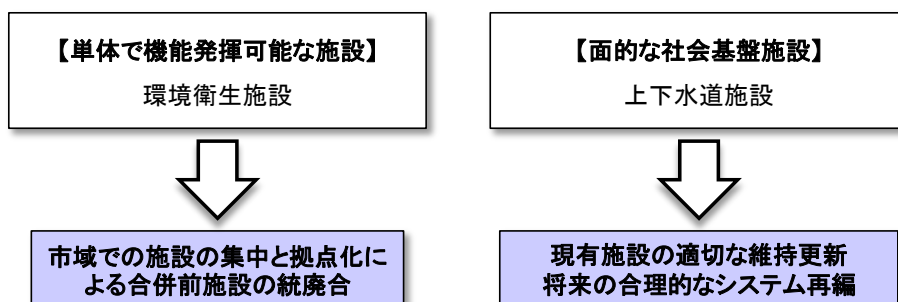


図 4-4 生活環境施設の基本方針

4.3.2.3 健康福祉施設

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童および母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野である。給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別され、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められる。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指す。

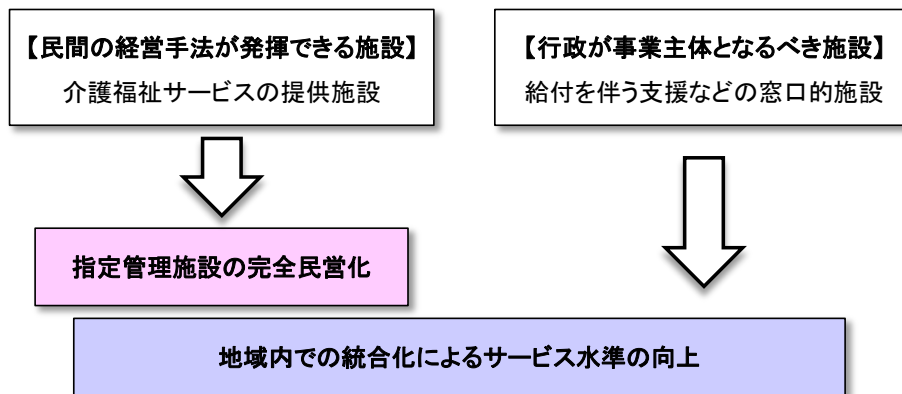


図 4-5 健康福祉施設の基本方針

4.3.2.4 地域コミュニティ施設

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関する施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

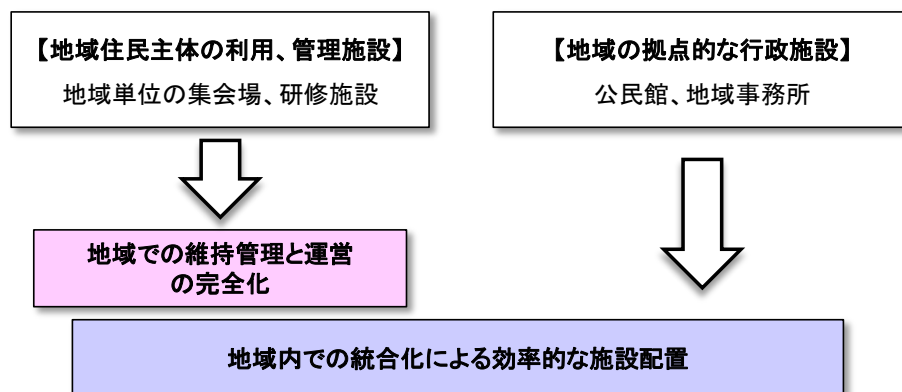


図 4-6 地域コミュニティ施設の基本方針

4.3.2.5 広域交流施設

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野である。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっている。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能および魅力の向上を目指す。

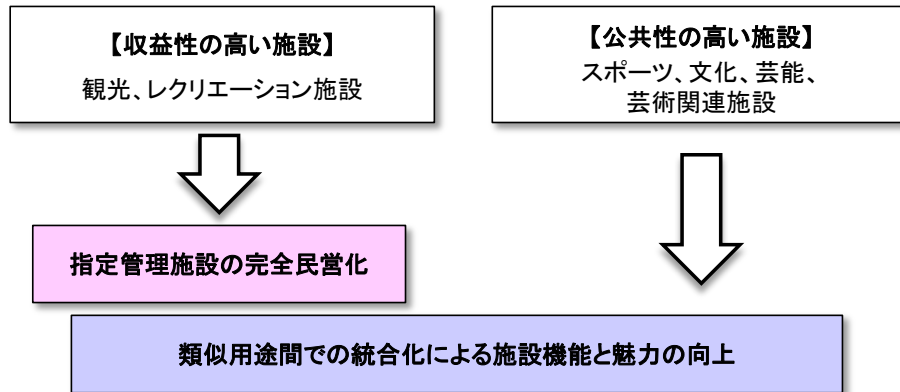


図 4-7 広域交流施設の基本方針

4.3.2.6 市営住宅

市営住宅は、法律や施策に基づき、市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野である。昭和 40 年代から 50 年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別される。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止と U・I ターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置く。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指す。

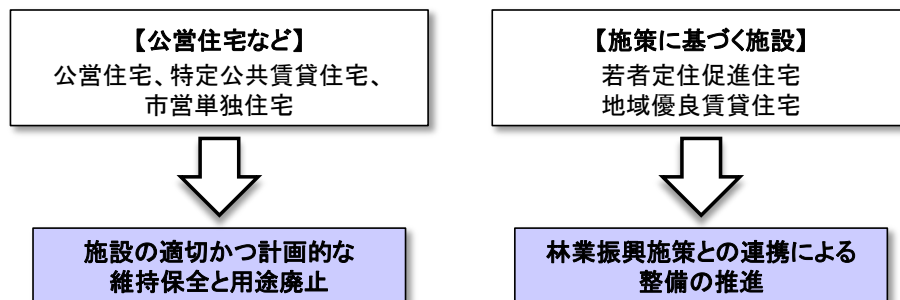


図 4-8 市営住宅の基本方針

4.3.2.7 学校教育施設

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園および保育園などの教育施設と、これらに関連する施設で、市有施設の中で最大の延床面積を有するとともに、対象者数の減少が見込まれる施設分野である。小学校、中学校、幼稚園および保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なる。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育および保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性等を考慮して、施設の統廃合を目指す。

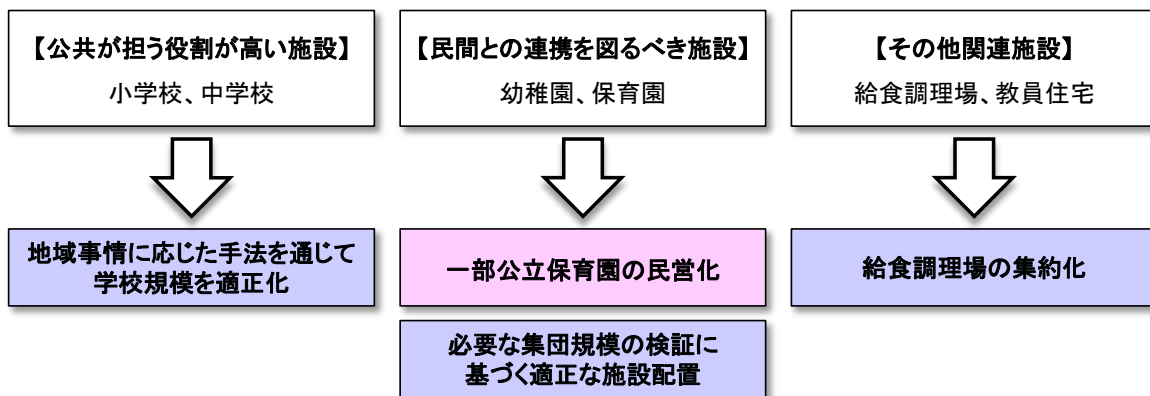


図 4-9 学校教育施設の基本方針

4.3.2.8 農林業生産・普及施設

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野である。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業および林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別される。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本方針とする。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指す。

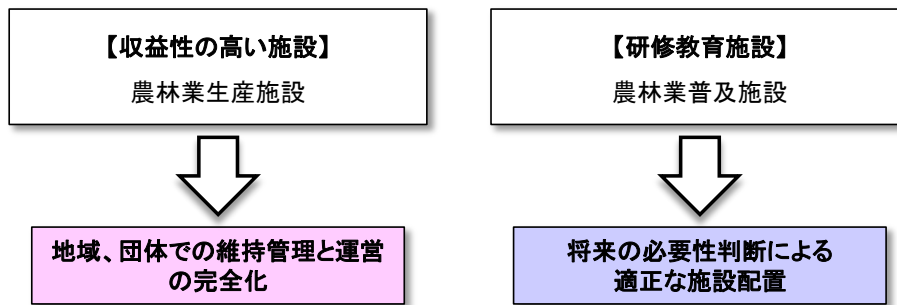


図 4-10 農林業生産・普及施設の基本方針

4.3.2.9 その他公益的施設

その他公益的施設は、施設機能による分類から外れる施設分野であり、倉庫や小規模な施設が主体となっている。

これらの施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を行うことを基本方針とする。

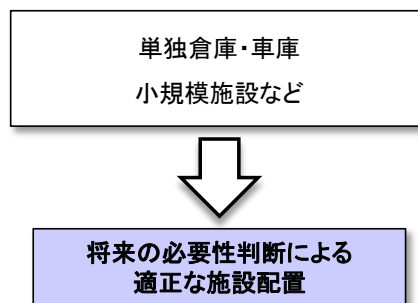


図 4-11 その他公益的施設の基本方針

4.4. 見直し施設の選定と評価基準

4.4.1. 見直し施設の選定

市有施設全体の基本方針および施設分野別の基本方針を踏まえ、市有施設見直しの目標を達成するために、施設の統合による用途廃止や規模縮小の可能性、または施設の民間や地域への移譲の可能性を検討し、見直しの対象となる施設を選定する。施設は次のとおりに分類する。

4.4.1.1 継続保全施設

今後も市有施設として存続する施設である。

4.4.1.2 統廃合・縮小施設

他の施設と施設機能を統合する、または施設を縮小して、施設数および施設規模を削減する施設である。統廃合・縮小後の施設は市有施設として存続する。

4.4.1.3 用途廃止施設

施設の本来の目的をなくし、施設の利用やサービスの提供を停止する施設である。他の目的としての有効利用、売却または建物の解体を行う。

4.4.1.4 民間移譲施設

施設の目的はそのまま、収益を営む法人などへ移譲する施設である。収益性があり民間の経営手法を活用することでサービス向上が見込まれる施設を移譲する。

4.4.1.5 地域移譲施設

施設の目的はそのまま、公共的活動を営む地域団体へ移譲する施設である。収益性はないが地域で必要とされる施設を移譲する。

4.4.2. 見直しの手順

図 4-12 で示す手順に従い、見直し施設の選定を行う。段階を分けて市有施設の評価を行い、市有施設を将来の維持更新事業の対象とする「再編後の市有施設」と、将来に維持更新を行わない「見直し施設」に選別する。

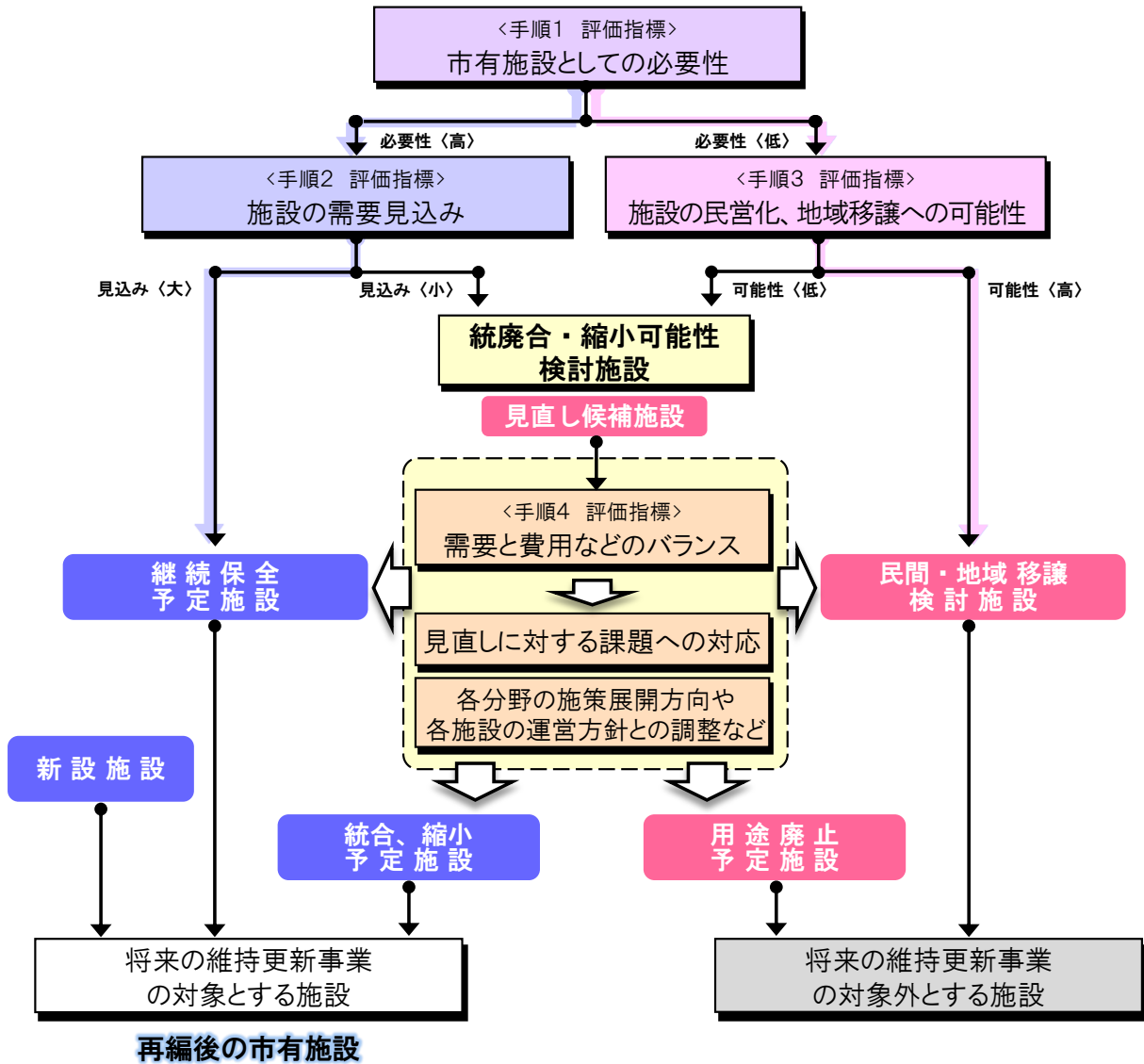


図 4-12 見直しの手順

見直し施設の選定は、全ての市有施設に対して同じ評価指標で一律に評価を行うのではなく、図 4-13 のように施設の特性に応じて手順を分けることで、多種多様な市有施設の見直しに対応している。

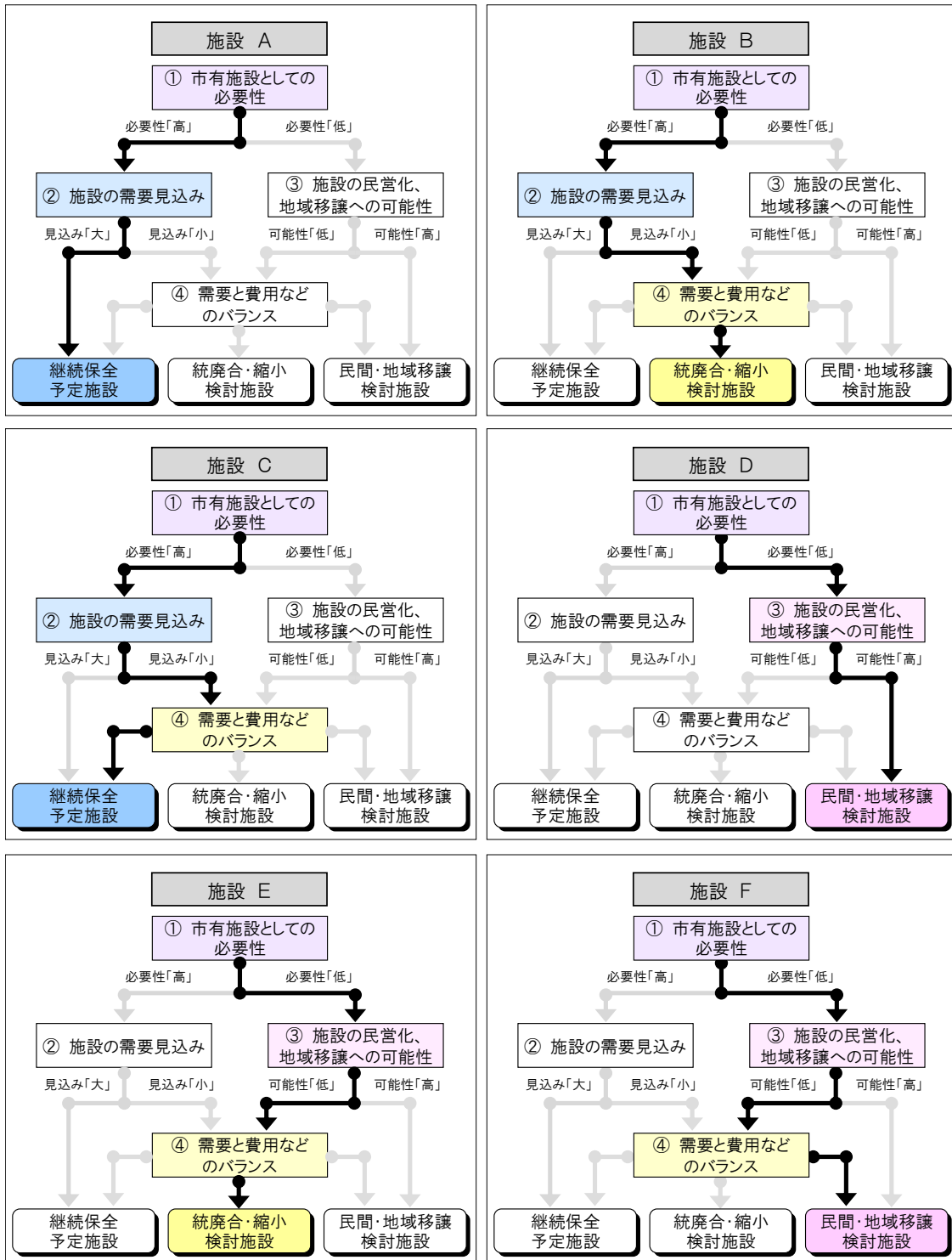


図 4-13 見直し手順の例

市有施設としての必要性が高い施設について、図 4-14 で評価の例を示す。
主に施設規模の縮小や統廃合を検討するための指標を用いている。

	公共が継続して管理運営していくことが望ましい分野		
	「継続保全」に対する評価が高い施設特性	「継続保全」に対する評価が低い施設特性	
	施設 A	施設 B	施設 C
施設名(例)	〇〇〇総合福祉センター	△△△資料館	◇◇◇文化センター
施設用途 (立地地域)	市街地中央に立地する 保健福祉総合施設	市街地外縁に立地する 歴史・郷土関連施設	市街地外縁に立地する 体験・文化交流施設
	⇩	⇩	⇩
①「市有施設としての必要性」評価	極めて高い	やや高い	やや高い
	⇩	⇩	⇩
施設用途への社会的需要	極めて高まる	現状程度	やや高まる
近年の施設の 利用動向	やや増加	横ばい	やや減少
現在の施設の 利用率・稼働率	極めて高い	低い	やや低い
利用対象地域の 人口動向	緩やかな減少	— (広域対象)	— (広域対象)
施設整備への 政策上の位置づけ	— (特になし)	— (特になし)	近年に大規模改修済み
施設の特 性・立地性	地域での拠点性を発揮	— (特になし)	— (特になし)
	⇩	⇩	⇩
②「施設の需要 見込み」評価	「需要見込み」 判断:見込み「大」	「需要見込み」 判断:見込み「小」	「需要見込み」 判断:見込み「中」
第1段階 判断	継続保全 予定施設	統廃合・縮小可能性 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設
		⇩	⇩
利用者一人当たり 要する行政費用		やや高額	やや低額
施設収入と 維持管理費のバランス		維持管理費が極めて上回る	同等程度
同一用途施設の 配置・分布状況	—	— (用途特性から評価外)	偏りなし
主体建物の耐震化と 老朽化の状況		耐震未補強、耐用年数が 1/2 経過し改修履歴なし	問題なし
敷地内での借地の有無		一部(30%~15%)に有り	なし
		⇩	⇩
④「需要と費用など のバランス」評価	—	「需要と費用などのバランス」 判断:不良	「需要と費用などのバランス」 判断:良
第2段階 判断		統廃合・縮小 検討施設	継続保全 予定施設
		⇩	⇩
第3段階 判断	見直しに対する課題への対応、各分野の施策展開方向や各施設の運営方針との調整により、見直しに対する再検討と、統廃合、縮小施設、用途廃止への具体検討を行う。		

図 4-14 市有施設としての必要性が高い施設の評価の例

市有施設としての必要性が高くない施設について、図 4-15 で評価の例を示す。主に民間や地域への施設の移譲を検討するための指標を用いている。

	公共と民間・地域の適切な役割分担と連携関係を築いていくべき分野		
	「民間・地域移譲」に対する評価が高い施設特性	「民間・地域移譲」に対する評価が低い施設特性	
	施設 D	施設 E	施設 F
施設名(例)	〇〇〇物販館	△△△体育館	◇◇◇研修センター
施設用途 (立地地域)	幹線道路沿道に立地する 観光物販等施設	市街地外縁に立地する スポーツ施設	市街地中央に立地する 研修等施設
	⇩	⇩	⇩
①「市有施設としての必要性」評価	極めて低い	やや低い	やや低い
	⇩	⇩	⇩
施設用途への社会的需要	現状程度	現状程度	やや高まる
近年の施設の利用動向	緩やかな増加	横ばい	緩やかな減少
現在の施設の利用率・稼働率	やや高い	やや低い	やや低い
施設の管理形態 (業務代行実施状況)	指定管理者	指定管理者	貸付中・管理委託中
民間進出状況(立地性) 施設移譲への優位性	近隣地域に多数立地	立地なし	施設維持管理費用が軽微
民間手法の活用や 高収益への期待度	サービス向上が期待可能 高収益力あり	サービス向上が期待可能 収益力あり	コミュニティの充実が期待可能
	⇩	⇩	⇩
③「施設の民営化、地域移譲への可能性」評価	「施設の民間移譲」 判断:可能性「高」	「施設の民間移譲」 判断:可能性「低」	「施設の地域移譲」 判断:可能性「中」
第1段階 判断	民間移譲 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設	統廃合・縮小可能性 検討施設
	⇩	⇩	⇩
利用者一人当たり 要する行政費用		やや高額	極めて低額
施設収入と 維持管理費のバランス		維持管理費が上回る	おおむね同等
同一用途施設の 配置・分布状況	—	利用対象地域において 数多く立地	顕著な偏りあり
主体建物の耐震化と 老朽化の状況		耐震未補強、耐用年数が 1/2 経過し改修履歴なし	問題なし
敷地内での借地の有無		なし	なし
	⇩	⇩	⇩
④「需要と費用などの バランス」評価	—	「需要と費用などのバランス」 判断:不良	「需要と費用などのバランス」 判断:良
第2段階 判断		統廃合・縮小 検討施設	地域移譲 検討施設
	⇩	第3段階 判断 見直しに対する課題への対応、各分野の施策展開方向や各施設の運営方針との調整により、見直しに対する再検討と、統廃合施設、縮小施設、用途廃止への具体検討を行う。	

図 4-15 市有施設としての必要性が高くない施設の評価の例

4.4.3. 見直しの評価基準

見直し施設の選定に用いる評価基準を図 4-16 に示す。評価基準には、施設ごとに個別に評価を行うものと、同じ地域内の施設または同じ施設用途の施設全てを一律に評価するものがある。また、収益性を有しない施設など、共通の評価基準では評価できない施設もあるため、一部の施設分野および施設用途では異なる基準で評価を行う。

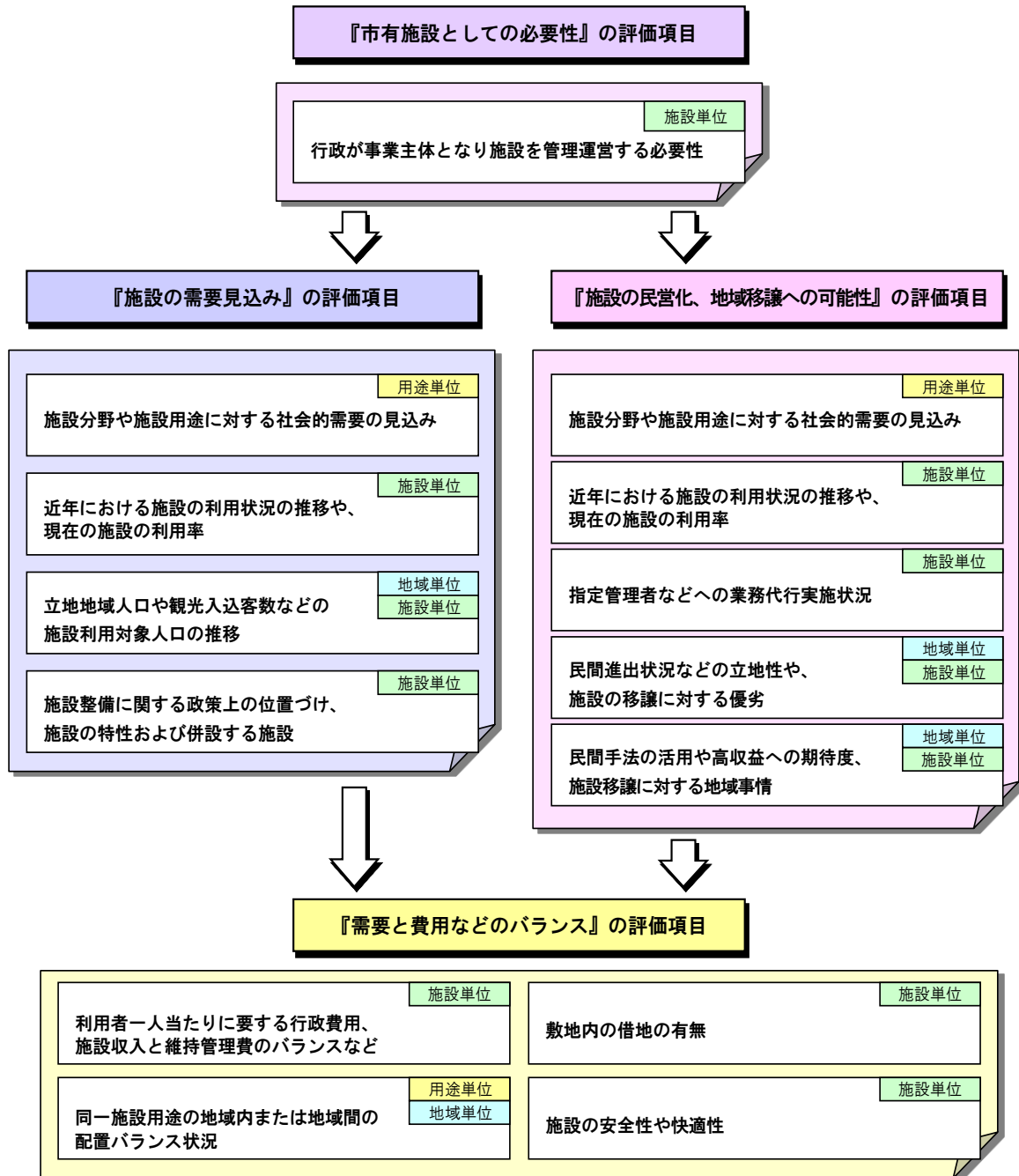


図 4-16 見直しの評価基準

4.4.3.1 市有施設としての必要性

見直し手順の最初の指標となる「市有施設としての必要性」は、行政が事業主体として運営する必要がある施設なのか、あるいは民間へ役割を移譲することが可能な施設なのかを、その施設が有する機能と立地する地域性を考慮して評価している（図 4-17 参照）。

市有施設の必要性を <高> とする施設

- ◆ 「教育」「治安」「社会資本」「給付業務」など、行政自身が事業を実施すべき分野の施設
- ◆ 市の政策展開において、重要かつ拠点となる施設など

市有施設の必要性を <高> と <低> の間とする施設

- ◆ 「防災」「地域・産業活性」など、行政と地域が協同で取り組むべき分野の施設
- ◆ <低> とすべき施設のうち、民間によるサービス供給が期待できない地域での施設や、利用対象が特定されるなど、今後の需要拡大が見込めない機能を有する施設など

市有施設の必要性を <低> とする施設

- ◆ 「保育」「介護施設」「医療」「住宅供給」など、公共と民間・地域の適切な役割分担と連携関係を築いていくべき分野の施設
- ◆ 民間ノウハウの活用により、サービス水準の向上が期待できる用途の施設
- ◆ 地域自身での管理運営により、コミュニティの充実がより一層期待できる用途の施設など

図 4-17 「市有施設としての必要性」の判断基準

市有施設としての必要性を、施設用途別に図 4-18 と図 4-19 に示す。同じ施設用途の施設であっても、施設機能と立地により必要性に差が出る場合がある。

施設分野	施設用途	判断基準	<高> ← 市有施設としての必要性 → <低>			
官公庁・ 公益的施設	庁舎、地域事務所	行政施設	[高]			
	消防署・分署	消防施設	[高]			
	消防団詰所	地域との共同	[高]	[中]	[低]	[最低]
	防災倉庫	地域との共同	[高]	[中]	[低]	[最低]
	その他事務所施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
生活環境 施設	環境・衛生センター	社会資本施設	[高]			
	火葬場	社会資本施設	[高]			
	上水道施設	社会資本施設	[高]			
	下水道施設	社会資本施設	[高]			
健康福祉 施設	病院、診療所	地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	保健センター	行政施設	[高]			
	保健福祉総合施設	行政施設を包含	[高]			
	老人福祉施設	施設機能・ 地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	児童・母子福祉施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	障がい者福祉施設	施設機能を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
	医師住宅	地域性を考慮	[高]	[中]	[低]	[最低]
地域コミュニ ティ施設	公民館、図書館	行政施設を包含	[高]			
	集会施設等	地域管理による コミュニティの充実	[高]	[中]	[低]	[最低]
	研修施設等	地域管理による コミュニティの充実	[高]	[中]	[低]	[最低]

図 4-18 市有施設としての必要性（その1）

施設分野	施設用途	判断基準	<高> ← 市有施設としての必要性 → <低>			
広域交流施設	スポーツ施設・運動広場	施設機能を考慮				
	キャンプ場、コテージ等	施設機能を考慮				
	野外レクリエーション施設	施設機能を考慮				
	保養・温泉活用施設	施設機能を考慮				
	観光物販等施設	施設機能を考慮				
	博物館・美術館等	教育学習関連施設				
	歴史・郷土芸能関連施設	施設機能を考慮				
	体験・文化交流施設	施設機能を考慮				
市営住宅	公営住宅	地域性を考慮				
	特定公共賃貸住宅	地域性を考慮				
	地域優良賃貸住宅	地域性を考慮				
	若者定住促進住宅	地域性を考慮				
	市営単独住宅	地域性を考慮				
学校教育施設	小学校	教育施設				
	中学校	教育施設				
	幼稚園	地域性を考慮				
	保育園	地域性を考慮				
	給食調理場	地域性を考慮				
	高等学校	施設機能を考慮				
	教員住宅	地域性を考慮				
	農林業生産・普及施設	農林業生産施設	施設機能を考慮			
農林業普及施設		施設機能を考慮				
その他 公益的施設	単独倉庫・車庫					
	小規模施設	施設機能を考慮				
	公園緑地内施設	施設機能を考慮				
	遊休・暫定利用施設					

図 4-19 市有施設としての必要性（その2）

4.4.3.2 施設の需要見込み

市有施設としての必要性が高い施設を、今後も継続して維持していく必要があるか判断するために、将来の需要見込みについて評価する。施設機能に対する社会的な需要、近年の利用状況、施設の利用対象地域の人口推移および他の施設との複合化や併設による相乗効果など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。

高い需要が見込まれる施設については、今後も継続して施設の保全を行う。需要が低いと見込まれる施設については、規模の縮小や統廃合の検討を行う見直し候補施設とする。

4.4.3.3 施設の民営化、地域移譲への可能性

市有施設としての必要性が低い施設は、民間や地域への移譲を見直しの目標とし、その可能性について評価を行う。施設機能に対する社会的な需要、近年の利用状況、指定管理者制度による民間への業務代行の実施状況、同種の民間施設の立地および民間手法の導入による収益増加への期待など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。

民間移譲の可能性が高い施設は見直し候補施設とし、さらに需要と費用などのバランスを評価項目に加えて民間移譲の検討を行う。民間移譲の可能性が低い施設についても見直し候補施設として、規模の縮小や統廃合の検討を行う。

4.4.3.4 需要と費用などのバランス

見直し候補となった施設について、需要と費用などのバランスを評価して、用途廃止または民間移譲の検討を行う施設と、規模の縮小または他施設との統合は行うが、今後も存続させる施設に選別する。利用者1人あたりの行政費用、施設の収支状況、同種の施設の配置状況、敷地内の借地の有無、および建物の劣化状況と耐震性能など、複数の項目を用いて総合的に評価を行う。その上で、用途廃止または民間移譲を実施した際に発生する課題や、中津川市の施策方針なども考慮して、見直し施設の選定を行う。

4.4.4. 見直し施設選定後の予定

将来も維持していく再編後の市有施設について、建物が老朽化した時にどのような手法で施設を更新するか検討する。更新時期と事業量を予測し、財政計画と整合させた上で、再編後の市有施設の整備計画を策定する。

また、用途廃止の時期や統合する施設の組み合わせなど、市有施設の再編に向けて具体的な内容を検討する。

5. 施設分野別の再編計画

市有施設見直しの方針と選定手順に基づき、中津川市が所有する各施設の用途廃止、統廃合および民間や地域への移譲の可能性について整理した。各施設の今後の再編方針について、施設分野および施設用途別に示す。再編方針ごとに、図 5-1 で示す凡例のように色を分けて表示する。

	市有施設として継続保全する施設
	他の施設との統合や、規模の縮小を行う施設
	用途廃止を進めていく施設
	民間または地域へ移譲を行う施設
	再編方針を検討している施設

図 5-1 再編方針ごとの色分け

5.1. 官公庁・公益的施設

5.1.1. 庁舎、地域事務所

庁舎、地域事務所の施設ごとの再編方針を表 5-1 に示す。

行政拠点となる市役所本庁舎については、今後も市有施設として維持していくが、付属する分室については段階的に用途廃止する。

地域事務所については、山口総合事務所が公民館との統合、坂下総合事務所と蛭川総合事務所が消防分署との統合、加子母総合事務所が公民館および消防分署との統合を行う。また、蛭川総合事務所は旧庁舎を取り壊す。

表 5-1 庁舎、地域事務所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
110101	中津	市役所本庁舎		継続保全	平成25年度 耐震補強検討
110102	中津	水道分室	市役所本庁舎	用途廃止	
110103	中津	コミュニティー防災センター(北分室)	市役所本庁舎	用途廃止	
110104	中津	東分室	市役所本庁舎	用途廃止	
110108	中津	市役所本庁舎	中津事務所	継続保全	
110105	中津	にぎわいプラザ		継続保全	
110106	中津	にぎわいプラザ	駅前サービスコーナー	継続保全	
110107	中津	健康福祉会館		継続保全	
110209	苗木	苗木公民館	苗木事務所	継続保全	
110310	坂本	坂本公民館	坂本事務所	継続保全	
110411	落合	落合公民館	落合事務所	継続保全	
110512	阿木	阿木公民館	阿木事務所	継続保全	
110613	神坂	神坂公民館	神坂事務所	継続保全	
110714	山口	山口総合事務所		統合	山口公民館に移設
110815	坂下	坂下総合事務所		継続保全	坂下消防分署を統合
110916	川上	川上保健福祉施設かたらいの里	川上総合事務所	継続保全	
111017	加子母	加子母総合事務所		統合	公民館、消防分署と統合して建替え
111118	付知	付知公民館	付知総合事務所	継続保全	
111219	福岡	福岡総合保健福祉センター	福岡総合事務所	継続保全	
111320	蛭川	蛭川総合事務所		継続保全	西消防署蛭川分署を統合。旧庁舎は取り壊す。平成42年度以降大規模改修予定

5.1.2. 消防署・分署

消防署・分署の施設ごとの再編方針を表 5-2 に示す。

中津川市全体の消防および防災の拠点となる消防本部・中消防署については、将来の建替え時に付属施設である消防センターを統合する。

また、中消防署坂下分署、北消防署加子母分署および西消防署蛭川分署については、それぞれの地域の総合事務所や公民館との統合を行い、施設機能の複合化を行う。

表 5-2 消防署・分署の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
120101	中津	消防本部・中消防署		統合	消防センターを統合
120102	中津	中津川市消防センター	消防本部・中消防署	統合	消防本部に統合
120303	坂本	西消防署		継続保全	
120804	坂下	中消防署坂下分署		統合	坂下総合事務所に統合
121005	加子母	北消防署加子母分署		統合	総合事務所、公民館と統合して建替え
121206	福岡	北消防署		継続保全	
121307	蛭川	西消防署蛭川分署		統合	蛭川総合事務所に統合

5.1.3. 消防団詰所

苗木、坂本、落合、阿木および神坂地域については、既に消防団詰所の統合が進められ適切な施設配置となっているため、現行の施設を継続して保全する。

他の地域でも効率的な施設配置となるように統合を行う予定であり、表 5-3 で示すように消防団詰所の数を削減する。

加子母地域については、現在統合の検討を行っており、計画的に消防団詰所の統廃合を行う。

また、継続予定の施設についても、耐震補強がされていない建物や、平成 47 年までに耐用年数を迎える建物が多くあるため、今後耐震補強工事や更新時の建替えを計画的に行う。

表 5-3 消防団詰所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	現在の詰所数	再編後の詰所数	再編方針	
130101	中津	中津分団詰所	8	7	統合	
130202	苗木	苗木分団詰所	4	4	継続保全	
130303	坂本	坂本分団詰所	5	5	継続保全	
130404	落合	落合分団詰所	4	4	継続保全	
130505	阿木	阿木分団詰所	3	3	継続保全	
130606	神坂	神坂分団詰所	2	2	継続保全	
130707	山口	山口分団詰所	6	5	統合	
130808	坂下	坂下分団詰所	8	6	統合	
130909	川上	川上分団詰所	9	3	統合	
131010	加子母	加子母分団詰所	11	11	統合検討中	計画的に統廃合
131111	付知	付知分団詰所	12	5	統合	
131212	福岡	福岡分団詰所	8	6	統合	
131313	蛭川	蛭川分団詰所	9	4	統合	

5.1.4. その他事務所施設

その他事務所施設の施設ごとの再編方針を表 5-4 に示す。

労働会館および福岡交通安全施設については、耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでいるため、更新時期や利用状況に応じて用途廃止を行う。

表 5-4 その他事務所施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
140101	中津	労働会館		用途廃止	建物の老朽化と利用状況を考慮して廃止
140902	川上	川上有線放送施設		継続保全	平成37年度以降大規模改修予定
141203	福岡	福岡交通安全施設		用途廃止	建物の老朽化と利用状況を考慮して廃止
141204	福岡	家畜診療所		継続保全	

5.1.5. 防災倉庫

防災倉庫については、統合を検討している山口水防倉庫を除いて今後も保全し、災害に備える。

5.2. 生活環境施設

5.2.1. 環境・衛生センター

環境・衛生センターの施設ごとの再編方針を表 5-5 に示す。

衛生センターと環境センターについては、施設の集中と拠点化を図る。中津地域の衛生センターは老朽化のために建替え、資源センターも平成 27 年度に建替えて名称をリサイクルセンターに変更する一方で、恵北衛生センターと恵北最終処分場は用途廃止する。付知りリサイクル資源倉庫は地域への移譲を検討する。

環境センターに付属する小動物等処理施設については、平成 27 年度以降に立て直される新しい中津川斎場に統合する。

表 5-5 環境・衛生センターの再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
210101	中津	衛生センター		継続保全	
210102	中津	環境センター		継続保全	
210103	中津	浸出処理施設	環境センター	継続保全	
210104	中津	小動物等処理施設	環境センター	統合	平成27年度以降、新しい中津川斎場に統合
210105	中津	資源センター		継続保全	平成27年度建替え。名称をリサイクルセンターに変更
210106	中津	廃食用油燃料精製所	資源センター	用途廃止	
211107	付知	恵北衛生センター		用途廃止	衛生センターへの施設の集中のため廃止
211108	付知	付知りリサイクル資源倉庫		地域移譲	
211209	福岡	恵北最終処分場		用途廃止	環境センターへの施設の集中のため廃止

5.2.2. 火葬場

火葬場の施設ごとの再編方針を表 5-6 に示す。

火葬場についても施設の集中と拠点化を目標として、中津川斎場を平成 27 年度以降に小動物等処理施設を統合して建替えを行い、坂下と蛭川の火葬場については用途廃止する。付知火葬場については、当面は継続するが、新斎場の建設場所および利用状況に応じて存続について検討する。

表 5-6 火葬場の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
220101	中津	中津川斎場		継続保全	平成27年度以降建替え。場所は未定。小動物等処理施設を統合
220802	坂下	坂下火葬場		用途廃止	中津川斎場への施設の集中のため廃止
221104	付知	付知火葬場		継続保全	新斎場の建設予定地および利用状況に応じて、存続を検討する
221305	蛭川	蛭川火葬場		用途廃止	中津川斎場への施設の集中のため廃止

5.2.3. 上水道施設および下水道施設

効率的な運用をしながら、すべての施設を維持、保全する。

5.3. 健康福祉施設

5.3.1. 病院、診療所

病院、診療所の施設ごとの再編方針を表 5-7 に示す。

病院および診療所については、地域保健医療計画に基づき施設の検討を行う。

阿木診療所は阿木公民館への統合を検討する。

表 5-7 病院、診療所の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
310101	中津	総合病院中津川市民病院		継続保全	平成37年度以降大規模改修予定
310502	阿木	阿木地域振興センター	阿木診療所	統合	阿木公民館へ移設を検討
310803	坂下	国民健康保険坂下病院		継続保全	平成47年度以降大規模改修予定
310904	川上	国民健康保険川上診療所		継続保全	
311005	加子母	国民健康保険加子母歯科診療所		継続保全	
311306	蛭川	国民健康保険蛭川診療所		継続保全	
311307	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川歯科診療所	継続保全	

5.3.2. 保健センターおよび保健福祉総合施設

保健センターおよび保健福祉総合施設の施設ごとの再編方針を表 5-8 に示す。

これらの施設は、市民の健康および予防推進を図るために行政が事業主体となるべき施設であり、今後も市有施設として継続保全する。

表 5-8 保健センターおよび保健福祉総合施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
320101	中津	健康福祉会館	中津川保健センター	継続保全	
320802	坂下	坂下健康福祉会館		継続保全	
320803	坂下	坂下健康福祉会館	坂下歯科保健センター	継続保全	
320904	川上	川上保健福祉施設かたらいの里	川上保健センター	継続保全	
321005	加子母	国民健康保険 加子母歯科診療所	加子母歯科保健センター	継続保全	
321006	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター		継続保全	
321207	福岡	福岡総合保健福祉センター		継続保全	
321208	福岡	福岡総合保健福祉センター	福岡保健センター	継続保全	
321309	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川保健センター	継続保全	
321310	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	蛭川歯科保健センター	継続保全	

5.3.3. 老人福祉施設

老人福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-9 に示す。

介護サービスを提供する施設については、民間施設の進出状況など地域性を考慮に入れつつ、積極的に民間へ移譲する。

その他の老人福祉施設は、利用状況を考慮して地域へ移譲する。

表 5-9 老人福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
330101	中津	養護老人ホーム清和寮		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330102	中津	デイサービスセンターゆうわ苑	養護老人ホーム清和寮	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330203	苗木	介護実習センター		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330304	坂本	デイサービスセンターひだまり苑		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330405	落合	地域福祉センターゆうらく苑		継続保全	
330406	落合	地域福祉センターゆうらく苑	デイサービスセンターゆうらく苑	継続保全	地域福祉センターと一体のため継続保全
330607	神坂	グループホームまごころ		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330708	山口	山口デイサービスセンター椿苑		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330709	山口	山口高齢者ふれあいセンター	山口デイサービスセンター椿苑	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
330710	山口	山口地区生きがい作業所		地域移譲	
330711	山口	馬籠地区生きがい作業所		地域移譲	
330812	坂下	坂下老人保健施設		継続保全	地域包括医療・ケアを担う施設として坂下病院と一体のため継続保全
330813	坂下	坂下福祉センター		継続保全	
330814	坂下	坂下デイサービスセンター	坂下福祉センター	継続保全	
331015	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター	加子母第二デイサービスセンター	継続保全	
331016	加子母	加子母老人福祉センター白寿荘		地域移譲	
331017	加子母	加子母デイサービスセンター		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
331018	加子母	加子母デイサービスセンター	ショートステイ事業所	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
331119	付知	付知中央ふれあいセンター		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
331120	付知	付知北ふれあいセンター		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
331121	付知	付知南ふれあいセンター		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
331122	付知	付知東ふれあいセンター		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
331123	付知	付知福祉センター		継続保全	
331124	付知	付知デイサービスセンター	付知福祉センター	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
331225	福岡	福岡デイサービスセンター		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
331226	福岡	福岡ショートステイ事業所	福岡デイサービスセンター	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
331227	福岡	福岡いきがいサロン		地域移譲	
331228	福岡	高山区民会館	高山いきがいサロン	地域移譲	
331329	蛭川	蛭川高齢者ふれあい生きがいづくりの家		地域移譲	
331330	蛭川	蛭川福祉センターやすらぎ荘		継続保全	
331331	蛭川	蛭川福祉センターやすらぎ荘	蛭川デイサービスセンター	継続保全	
331332	蛭川	蛭川ショートステイ事業所	蛭川福祉センターやすらぎ荘	継続保全	

5.3.4. 児童・母子福祉施設

児童・母子福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-10 に示す。

子育て支援センターや児童館については中津川市が継続保全し、耐用年数を迎える施設についても建替えを行う。

表 5-10 児童・母子福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
340101	中津	にぎわいプラザ	子育て支援センター	継続保全	
340102	中津	児童センター		継続保全	
340103	中津	西児童館		継続保全	
340104	中津	東児童館		継続保全	
340105	中津	中津川保育園	子育て支援センター	継続保全	
340306	坂本	坂本ふれあい施設		継続保全	
340307	坂本	坂本ふれあい施設	子育て支援センター	継続保全	
341008	加子母	加子母ふれあいコミュニティセンター	子育て支援センター	継続保全	
341209	福岡	田瀬保育園	子育て支援センター	継続保全	

5.3.5. 障がい者福祉施設

障がい者福祉施設の施設ごとの再編方針を表 5-11 に示す。

ふきのとう作業所および障がい者就労支援事業所については民間へ移譲し、発達支援センターについては中津川市が継続保全する。

旧養護訓練センターを取壊し、障がい児・保護者が安心して集える（仮称）総合支援センター整備を検討する。

表 5-11 障がい者福祉施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
350101	中津	ふきのとう作業所		民間移譲	
350102	中津	発達支援センターつくしんぼ		継続保全	
350103	中津	旧養護訓練センター		用途廃止	
350804	坂下	坂下健康福祉会館	発達支援センターどんぐり (坂下教室)	継続保全	
350805	坂下	障がい者就労支援事業所さかした(セルプひまわり)		民間移譲	付知で民間施設としての管理運営実績あり
351006	加子母	障がい者就労支援事業所かしも(ささゆり作業所)		民間移譲	付知で民間施設としての管理運営実績あり
351007	加子母	加子母保育園	発達支援センターどんぐり (加子母教室)	継続保全	
351108	付知	付知保育園	発達支援センターどんぐり (付知教室)	継続保全	
351209	福岡	障がい者就労支援事業所ふくおか(福岡共同作業所)		民間移譲	付知で民間施設としての管理運営実績あり
351210	福岡	田瀬保育園	発達支援センターどんぐり	継続保全	
351311	蛭川	国民健康保険蛭川診療所	発達支援センターどんぐり (蛭川教室)	継続保全	

5.3.6. 医師住宅

医師住宅の施設ごとの再編方針を表 5-12 に示す。

医師住宅については、医師確保の環境整備および緊急時の対応として、効率的な運用を考慮する。

看護師宿舎および旧看護師用託児所については、今後も市有施設として継続保全する。

表 5-12 医師住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
360801	坂下	坂下医師住宅(1)		継続保全	ただし、民間住宅を確保できる条件が整備された段階で廃止を検討
360802	坂下	坂下医師住宅(2)		継続保全	
360803	坂下	坂下医師住宅(3)		継続保全	
360804	坂下	坂下医師住宅(4)		継続保全	
360805	坂下	坂下医師住宅(5)		継続保全	
360806	坂下	坂下医師住宅(6)		継続保全	
360807	坂下	看護師宿舎		継続保全	
360808	坂下	旧看護師用託児所		継続保全	
360909	川上	川上医師住宅		用途廃止	ただし、効率的な運用により医師住宅の確保を行う
361310	蛭川	蛭川医師住宅(1)		用途廃止	ただし、効率的な運用により医師住宅の確保を行う
361311	蛭川	蛭川医師住宅(2)		用途廃止	ただし、効率的な運用により医師住宅の確保を行う

5. 4. 地域コミュニティ施設

5.4.1. 公民館、図書館

公民館、図書館の施設ごとの再編方針を表 5-13 に示す。

公民館は、それぞれの地域での拠点としての機能を充実させるために、地域にあった公民館のあり方を求める必要がある。

山口公民館および加子母公民館については、それぞれの地域の総合事務所との統合を行う。神坂公民館および川上公民館については、現在施設のあり方について検討を行っており、老朽化と未耐震により福岡公民館も検討を行う。

中央公民館をはじめとした他の地域の公民館は現在の施設を継続保全する。苗木公民館および阿木公民館については、建替えを行う予定である。

表 5-13 公民館、図書館の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
410101	中津	中央公民館		継続保全	
410102	中津	中央公民館	市立図書館	継続保全	
410203	苗木	苗木公民館		継続保全	平成26年度以降建替え予定
410224	苗木	苗木公民館	図書室	継続保全	平成26年度以降建替え予定
410304	坂本	坂本公民館		継続保全	
410325	坂本	坂本公民館	図書コーナー	継続保全	
410405	落合	落合公民館		継続保全	
410426	落合	落合公民館	図書コーナー	継続保全	
410506	阿木	阿木公民館		継続保全	建替え予定
410507	阿木	阿木公民館	図書コーナー	継続保全	建替え予定
410608	神坂	神坂公民館		検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
410609	神坂	神坂公民館	図書コーナー	検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
410710	山口	山口公民館		統合	総合事務所を公民館内に統合
410711	山口	山口公民館	図書室	統合	総合事務所を公民館内に統合
410812	坂下	坂下公民館		継続保全	
410813	坂下	坂下公民館	図書室	継続保全	
410914	川上	川上公民館 (せせらぎ会館)		検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
410915	川上	川上公民館 (せせらぎ会館)	図書室	検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
411016	加子母	加子母公民館		統合	総合事務所と統合
411017	加子母	加子母公民館	図書室	統合	総合事務所と統合
411118	付知	付知公民館		継続保全	
411119	付知	付知公民館	図書室	継続保全	
411220	福岡	福岡公民館		検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
411221	福岡	福岡公民館	図書室	検討中	地域の拠点としての機能を充実させる
411322	蛭川	蛭川済美図書館		継続保全	
411323	蛭川	蛭川公民館(蛭子座)		継続保全	

5.4.2. 集会施設および研修施設

集会施設および研修施設の施設ごとの再編方針を表 5-14 に示す。

集会施設や研修施設は地域で完全に維持管理と運営を行うことを施設見直しの基本方針としており、原則的に地域移譲する。市営住宅の集会場については、市営住宅と合わせて中津川市が継続保全する。

川上青年の家は公民館への統合を検討する。高山生活改善センターおよび旧田瀬区事務所については、用途廃止を前提に検討する。

表 5-14 集会施設および研修施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
420201	苗木	瀬戸集会場		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420202	苗木	三郷営農研修センター		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420303	坂本	茄子川地域振興センター		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420304	坂本	辻原営農研修センター		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420305	坂本	宇呂星創作苑		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420506	阿木	阿木地域振興センター		継続保全	
420607	神坂	神坂生活改善センター		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420608	神坂	地域活性化センター湯舟の館		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420809	坂下	上野地区集会場		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420810	坂下	上野多目的施設	上野地区集会場	地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
420911	川上	かわうえ自然休養村管理センター		検討中	川上公民館、青年の家と一体で検討
420912	川上	川上青年の家	かわうえ自然休養村管理センター	統合	公民館への移設を踏まえて検討
421113	付知	付知1区集会所		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
421114	付知	付知川東公会堂		地域移譲	地域にて統廃合に向けた対応を検討
421215	福岡	福岡区民会館		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
421216	福岡	高山生活改善センター		用途廃止	
421217	福岡	高山区民会館		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
421218	福岡	下野いきいき会館		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
421219	福岡	旧田瀬区事務所		用途廃止	
421220	福岡	田瀬区民会館 (農村総合管理施設)		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
421321	蛭川	蛭川研修センター		地域移譲	地域での維持管理によるコミュニティの活性化を期待
421322	蛭川	蛭川活性化センター		継続保全	

5.5. 広域交流施設

5.5.1. スポーツ施設

スポーツ施設の施設ごとの再編方針を表 5-15 と表 5-16 に示す。

グラウンドや広場は、スポーツのみならず、多目的に利用されており、災害時の緊急避難所的な使用の面からも重要な施設となり、維持管理費も少額なので基本的に市有施設として維持するが、恵下グラウンド、湯舟沢スポーツ広場および加子母ふるさと第1体育広場については地域へ移譲する。また、借地が解消できない場合は、統廃合も含め検討を行う。

加子母、付知および福岡地域の B&G 海洋センターについては、各地域の複合スポーツ施設として今後も市有施設として保全し、他の施設との複合化も検討し効率的な維持管理と利用促進を図る

また、一部の施設は小中学校の体育施設としても利用されているので、学校規模等適正化基本計画も考慮して検討を行う。

現在市内に 6 施設ある弓道場については、利用者数、地区別競技人口、施設レベルなどを参考にし、3 施設への統合を検討する。

蛭川ミニゴルフ場については、用途廃止する予定である。

なお、平成 26 年度から中津川市のスポーツ推進に関する計画を策定する中で、広域的な施設利用も考慮し、スポーツ施設の適正化も検討していく予定。

表 5-15 スポーツ施設の再編方針（その 1）

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
510101	中津	市民プール		継続保全	市の拠点施設
510102	中津	サンライフ中津川	体育館	継続保全	市の拠点施設
510103	中津	勤労青少年ホーム	サンライフ中津川	検討中	周辺施設との一体化を検討
510104	中津	根の上高原体育館		検討中	観光面での活用を検討
510105	中津	市民運動場	グラウンド	継続保全	市の拠点施設
510106	中津	弓道場	市民運動場	統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
510107	中津	恵下グラウンド		地域移譲	
510108	中津	子野プール		地域移譲	
510109	中津	中央公民館	体育室	継続保全	公民館の一部
510210	苗木	苗木公園	トレーニングセンター	継続保全	市の拠点施設
510211	苗木	野球場	苗木公園	継続保全	市の拠点施設
510212	苗木	テニスコート	苗木公園	継続保全	市の拠点施設
510313	坂本	中津川公園	多目的広場	継続保全	市の拠点施設
510314	坂本	競技場	中津川公園	継続保全	市の拠点施設
510315	坂本	野球場	中津川公園	継続保全	市の拠点施設
510316	坂本	テニスコート	中津川公園	継続保全	市の拠点施設
510317	坂本	北部体育館		継続保全	地域の拠点施設
510318	坂本	坂本北部運動広場		継続保全	
510319	坂本	東美濃ふれあいセンター	多目的アリーナ	継続保全	市の拠点施設
510620	神坂	湯舟沢スポーツ広場		地域移譲	クアリゾート湯舟沢との連携も検討
510721	山口	馬籠総合グラウンド	馬籠文化交流施設	継続保全	地域の拠点施設
510722	山口	馬籠ふるさと学校	アリーナ	継続保全	地域の拠点施設
510823	坂下	坂下総合体育館	体操場	継続保全	学校施設としての利用を考慮
510824	坂下	坂下総合体育館	柔剣道場	継続保全	地域の拠点施設
510825	坂下	弓道場	坂下総合体育館	統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
510826	坂下	椈の湖総合グラウンド		継続保全	
510827	坂下	坂下プール		継続保全	防災水利としても必要

表 5-16 スポーツ施設の再編方針（その2）

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
510928	川上	川上運動公園	総合運動場	継続保全	
510929	川上	テニスコート	川上運動公園	継続保全	地域の拠点施設
510930	川上	川上弓道場	川上運動公園	統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
511031	加子母	加子母B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	地域の拠点施設。下呂市と共同運営
511032	加子母	加子母B&G海洋センター	プール	継続保全	地域の拠点施設。下呂市と共同運営
511033	加子母	加子母B&G海洋センター	武道場	継続保全	地域の拠点施設。下呂市と共同運営
511034	加子母	舞台峠ドーム	加子母B&G海洋センター	継続保全	地域の拠点施設。下呂市と共同運営
511035	加子母	舞台峠テニスコート	加子母B&G海洋センター	継続保全	地域の拠点施設。下呂市と共同運営
511036	加子母	加子母ふるさと総合体育広場	加子母小学校	継続保全	
511037	加子母	加子母ふるさと第1体育広場		地域移譲	
511038	加子母	加子母ふるさと第2体育広場		継続保全	
511039	加子母	加子母弓道場		統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
511140	付知	付知B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511141	付知	付知B&G海洋センター	プール	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511142	付知	付知B&G海洋センター	武道場	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511143	付知	付知弓道場	付知B&G海洋センター	統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
511144	付知	付知グラウンド		継続保全	
511145	付知	付知中央河川公園	グラウンド	継続保全	
511146	付知	テニスコート	付知中央河川公園	継続保全	地域の拠点施設
511247	福岡	福岡B&G海洋センター	アリーナ	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511248	福岡	福岡B&G海洋センター	プール	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511249	福岡	福岡B&G海洋センター	武道場	継続保全	地域の拠点施設。学校施設としての利用を考慮
511250	福岡	福岡弓道場	福岡B&G海洋センター	統合	弓道場を市内3ヶ所に集約(場所は未定)
511251	福岡	福岡北運動場		継続保全	
511352	蛭川	蛭川ひとつばたご広場		継続保全	
511353	蛭川	蛭川運動公園	グラウンド	継続保全	
511354	蛭川	テニスコート	蛭川運動公園	継続保全	地域の拠点施設
511355	蛭川	蛭川ミニゴルフ場		用途廃止	

5.5.2. キャンプ場、コテージ等

キャンプ場、コテージ等の施設ごとの再編方針を表 5-17 に示す。

あたごやま
愛宕山野営場は用途廃止を予定しており、けやき平緑地利用施設については現在用途廃止に向けて調整中である。

その他の施設については、全て民間または地域へ移譲する。

表 5-17 キャンプ場、コテージ等の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
520601	神坂	けやき平緑地利用施設		用途廃止	
520702	山口	愛宕山野営場		用途廃止	
520803	坂下	枕の湖ふれあい村		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
520904	川上	夕森公園キャンプ場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
520905	川上	YOU・遊館	夕森公園キャンプ場	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521006	加子母	渡合キャンプ場		地域移譲	
521007	加子母	加子母乙女溪谷キャンプ場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521008	加子母	青少年旅行村	加子母乙女溪谷キャンプ場	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521009	加子母	舞台峠ログハウス		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521110	付知	付知Be-Green日和立		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521111	付知	付知森林キャンプ場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521212	福岡	ローマン溪谷オートキャンプ場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
521313	蛭川	紅岩コテージ		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待

5.5.3. 野外レクリエーション施設

野外レクリエーション施設の施設ごとの再編方針を表 5-18 に示す。

根の上高原については当面は継続していくが、自然のままで活用し、民間移譲も検討する。中の島公園ふれあい施設のコテージおよび農業活性化施設は民間へ移譲し、総合交流ターミナルについては阿木公民館の建替えを代替に廃止を検討する。馬籠ふれあい広場および馬籠自然休養村センターは用途廃止する。椈の湖自然公園は有効活用を検討していく。

表 5-18 野外レクリエーション施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
530101	中津	根の上高原		継続保全	自然のままで活用し民間移譲も検討 (野外ステージおよび管理棟)
530402	落合	ふれあい牧場		民間移譲	平成26年度ビジターセンター改修予定
530503	阿木	中の島公園ふれあい施設		用途廃止・民間移譲	コテージ、農業活性化施設は民間移譲
530704	山口	馬籠ふれあい広場	馬籠文化交流施設	用途廃止	耐用年数が来たら廃止
530705	山口	馬籠自然休養村センター	馬籠文化交流施設	用途廃止	耐用年数が来たら廃止
530806	坂下	椈の湖自然公園		用途廃止	

5.5.4. 保養・温泉活用施設

保養・温泉活用施設の施設ごとの再編方針を表 5-19 に示す。

ほっとサロン・かたらいの里は、市民の健康増進・体力づくりなどを目的とした老人福祉施策に関わる健康福祉施設であるため、当面は継続保全するが、温浴施設・温泉の老朽化により大規模な修繕が必要となった時点で利用者数の状況を踏まえ施設の廃止を検討する。

他の保養・温泉活用施設については民間へ移譲を検討する。

表 5-19 保養・温泉活用施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
540601	神坂	健康温泉館クアリゾート湯舟沢		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
540702	山口	馬籠温泉スタンド		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
540903	川上	川上夕森荘		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
540904	川上	川上保健福祉施設かたらいの里		継続保全	
541005	加子母	加子母温泉スタンド		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
541106	付知	付知峡倉屋温泉施設		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
541107	付知	付知峡倉屋温泉スタンド		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
541208	福岡	福岡総合保健福祉センター	健康増進施設ほっとサロン	継続保全	
541309	蛭川	紅岩山荘		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
541310	蛭川	紅岩山荘	老人憩いの家	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待

5.5.5. 観光物販等施設

観光物販等施設の施設ごとの再編方針を表 5-20 に示す。

にぎわい特産館と道の駅を除き、観光物販等施設については民間へ移譲する。

「道の駅」は、国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設であり、「設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体」でなくてはならないとしており、事業は民間にノウハウに任せつつも、公益に反しないようにするため、行政が監督を行うものとされている。従って、中津川市所有の施設として継続保全するが、管理運営は民間に委託して行う。

表 5-20 観光物販等施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
550101	中津	にぎわいプラザ	にぎわい特産館	継続保全	
550102	中津	駅前市営駐車場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
550703	山口	道の駅賤母		継続保全	運営管理は民間に委託
550704	山口	木曾ごへ一本舗		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
550705	山口	馬籠ふれあい市場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
550706	山口	馬籠観光案内所		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
550807	坂下	道の駅きりら坂下		継続保全	運営管理は民間に委託
550908	川上	道の駅五木のやかた		継続保全	運営管理は民間に委託
550909	川上	いきいき市場		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
551010	加子母	道の駅加子母ゆうらく館		継続保全	運営管理は民間に委託
551011	加子母	山方館		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
551112	付知	道の駅裏木曾花街道センター		継続保全	運営管理は民間に委託
551113	付知	付知特産品販売施設	道の駅裏木曾花街道センター	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
551114	付知	花街道付知楽市楽座	道の駅裏木曾花街道センター	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待

5.5.6. 博物館・美術館等

博物館・美術館等の施設ごとの再編方針を表 5-21 に示す。

博物館や美術館は公共性の高い施設であり、現在休館中の青邨記念館を除いては今後も継続的に保全していく。

施設本体を借りている中山道歴史資料館は、契約満了時までの方針を決定する。

表 5-21 博物館・美術館等の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
560101	中津	子ども科学館		継続保全	
560202	苗木	鉱物博物館		継続保全	
560203	苗木	青邨記念館		用途廃止	現在休館中
560204	苗木	苗木遠山史料館		継続保全	
560705	山口	東山魁夷心の旅路館		継続保全	
561106	付知	アートピア付知交芸プラザ	熊谷守一記念館	継続保全	

5.5.7. 歴史・郷土芸能関連施設

歴史・郷土芸能関連施設の施設ごとの再編方針を表 5-22 に示す。

文化財学習センターは用途廃止する。

地域の郷土資料館などについては、統合や民間移譲を進めつつ、収蔵を一元化し、展示は既存施設を活用する。

表 5-22 歴史・郷土芸能関連施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
570101	中津	間家大正の蔵		継続保全	市指定文化財
570102	中津	文化財学習センター		用途廃止	
570103	中津	森家脇本陣		継続保全	
570304	坂本	東美濃ふれあいセンター	歌舞伎ホール	継続保全	
570505	阿木	阿木地域振興センター	阿木郷土資料館	継続保全	
571006	加子母	加子母郷土資料館		継続保全	市指定文化財
571007	加子母	明治座		継続保全	平成26年度に耐震改修を実施
571208	福岡	福岡郷土資料館		継続保全	
571209	福岡	福岡民俗資料館	福岡郷土資料館	統合	福岡郷土資料館に統合
571210	福岡	常盤座		継続保全	
571311	蛭川	蛭川公民館(蛭子座)	蛭子座	継続保全	
571312	蛭川	蛭川文化財保存会館		民間移譲	
571313	蛭川	蛭川郷土資料館		継続保全	

5.5.8. 体験・文化交流施設

体験・文化交流施設の施設ごとの再編方針を表 5-23 に示す。

借地で施設の老朽化が著しい福岡ふれあい文化センターは用途廃止を行うが、他の施設については継続し、更新時期の建替えは検討する。

表 5-23 体験・文化交流施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
580101	中津	中津川文化会館		継続保全	耐震改修が必要
580302	坂本	東美濃ふれあいセンター		継続保全	
580703	山口	馬籠ふるさと学校	馬籠文化交流施設	継続保全	
581004	加子母	ふれあいのやかたかしも		継続保全	
581105	付知	アートピア付知交芸プラザ		継続保全	
581206	福岡	福岡ふれあい文化センター		用途廃止	

5.6. 市営住宅

5.6.1. 公営住宅

公営住宅の施設ごとの再編方針を表 5-24 に示す。

大平、中村、苗木、神坂、樋ヶ沢、上鐘、須母田、稲荷平および田原の公営住宅については、全部または一部を段階的に用途廃止する。

法定の耐用年数を過ぎる公営住宅は、公営住宅法および公営住宅等長寿命化計画に基づき順次、用途廃止、統合縮小または建替えを検討する。

表 5-24 公営住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
610101	中津	大平団地		用途廃止	平成28年度以降用途廃止予定
610102	中津	中村団地		用途廃止	平成31年度以降用途廃止予定
610103	中津	松田団地		継続保全	
610104	中津	子野団地		継続保全	
610105	中津	丸山団地		継続保全	
610106	中津	集会所	丸山団地	継続保全	
610107	中津	安森団地		継続保全	
610108	中津	会所沢団地		継続保全	
610109	中津	後洞団地		継続保全	
610110	中津	駒場団地		継続保全	
610111	中津	集会所	駒場団地	継続保全	
610112	中津	山手団地		継続保全	
610113	中津	恵下団地		継続保全	
610214	苗木	苗木団地		用途廃止	平成26年度用途廃止予定
610215	苗木	狩宿団地		継続保全	
610316	坂本	深沢団地		継続保全	
610417	落合	屋下団地		継続保全	
610618	神坂	神坂団地		用途廃止	平成27年度以降用途廃止予定
610819	坂下	樋ヶ沢団地(1)		用途廃止	平成26年度以降用途廃止予定
610820	坂下	樋ヶ沢団地(2)		継続保全	
610821	坂下	集会所	樋ヶ沢団地(2)	継続保全	
610822	坂下	上鐘団地(1)		用途廃止	平成30年度以降用途廃止予定
610823	坂下	上鐘団地(2)		用途廃止	平成30年度以降用途廃止予定
610824	坂下	高部団地		継続保全	
610825	坂下	集会所	高部団地	継続保全	
610926	川上	下平団地(公営)		継続保全	
610927	川上	森平団地(公営)		継続保全	
611028	加子母	須母田団地		用途廃止	平成27年度以降用途廃止予定
611029	加子母	須母田団地A棟		継続保全	
611030	加子母	向畑団地		継続保全	
611031	加子母	小平団地		継続保全	
611032	加子母	井垣戸団地		継続保全	
611033	加子母	宮洞団地A棟		継続保全	
611134	付知	稲荷平団地		用途廃止	平成30年度以降用途廃止予定
611135	付知	鳥屋脇団地		継続保全	
611136	付知	高畑団地(公営)		継続保全	
611237	福岡	深笹団地(公営)		継続保全	
611238	福岡	曙団地		継続保全	
611239	福岡	向知原団地		継続保全	
611240	福岡	向田瀬団地		継続保全	
611241	福岡	山之田団地		継続保全	
611242	福岡	集会所	山之田団地	継続保全	
611243	福岡	本郷団地		継続保全	
611344	蛭川	田原団地		用途廃止	平成30年度以降用途廃止予定
611345	蛭川	鳩吹団地		継続保全	
611346	蛭川	棚田団地		継続保全	
611347	蛭川	矢柱団地		継続保全	

5.6.2. 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅の施設ごとの再編方針を表 5-25 に示す。

特定公共賃貸住宅については、今後も市営住宅として継続保全する。

表 5-25 特定公共賃貸住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
620801	坂下	和合団地		継続保全	
620802	坂下	集会所	和合団地	継続保全	
620903	川上	森平団地(特公賃)		継続保全	
621004	加子母	宮洞団地B棟		継続保全	
621105	付知	高畑団地(特公賃)		継続保全	
621106	付知	広島野団地(特公賃)		継続保全	
621207	福岡	水返団地		継続保全	
621208	福岡	深笹団地(特公賃)		継続保全	
621209	福岡	高山団地		継続保全	

5.6.3. 地域優良賃貸住宅

地域優良賃貸住宅の施設ごとの再編方針を表 5-26 に示す。

地域優良賃貸住宅については、今後も市営住宅として継続保全する。

表 5-26 地域優良賃貸住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
630701	山口	馬籠団地(UI)		継続保全	
631002	加子母	須母田団地C棟(UI)		継続保全	

5.6.4. 若者定住促進住宅

若者定住促進住宅の施設ごとの再編方針を表 5-27 に示す。

若者定住促進住宅は市の人口施策に基づく施設であるため、全ての住宅について中津川市が継続保全する。

表 5-27 若者定住促進住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
640501	阿木	阿木団地(UI)		継続保全	
640602	神坂	味噌野団地(UI)		継続保全	
640703	山口	原団地		継続保全	
640704	山口	山口団地(UI)		継続保全	
640905	川上	川上矢柱団地(UI)		継続保全	
641006	加子母	二渡団地		継続保全	
641007	加子母	須母田団地B棟(若者定住)		継続保全	
641108	付知	広島野団地(若者定住)		継続保全	
641209	福岡	宮脇団地		継続保全	

5.6.5. 市営単独住宅

市営単独住宅の施設ごとの再編方針を表 5-28 に示す。

既に耐用年数を超え、耐震補強もされていない旧市営、奥屋、紙屋の一部および富田の市営単独住宅については、段階的に用途廃止する。

紙屋、御所根、下平、アトリエ付住宅、小屋郷および本町の住宅については、現入居者が払い下げを希望する場合は、払い下げを検討する。

表 5-28 市営単独住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
650102	中津	旧市営		用途廃止	平成28年度以降用途廃止予定
650703	山口	和田団地		継続保全	
650704	山口	関屋団地		継続保全	
650705	山口	比丘尼団地		継続保全	
650906	川上	奥屋住宅		用途廃止	平成31年度以降用途廃止予定
650907	川上	紙屋団地(1)		用途廃止	平成31年度以降用途廃止予定
650908	川上	紙屋団地(2)		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討
650909	川上	御所根団地		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討
650910	川上	下平団地(単独)		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討
651011	加子母	須母田団地B棟(単独)		継続保全	
651012	加子母	山村芸術工房アトリエ付住宅		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討
651113	付知	富田団地		用途廃止	平成31年度以降用途廃止予定
651114	付知	小屋郷団地		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討
651115	付知	本町団地		継続保全	入居者の希望により、払い下げを検討

5.7. 学校教育施設

5.7.1. 幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場

幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場については、学校規模等適正化基本計画などに基づき適正な規模と配置について検討している。それに従い幼稚園、保育園、小学校、中学校および給食調理場の再編を行う。

5.7.2. 教員住宅

教員住宅の施設ごとの再編方針を表 5-29 に示す。

各地域における民間の住宅供給状況に応じて、教員住宅の削減を図る。加子母の一部および付知地域の教員住宅を除いて全て用途廃止して施設を削減する。

表 5-29 教員住宅の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
720203	苗木	苗木教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720404	落合	落合教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720505	阿木	阿木教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720606	神坂	神坂教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720707	山口	山口教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720709	山口	馬籠教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720811	坂下	坂下教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
720912	川上	川上教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
721013	加子母	加子母教員住宅		統合(縮小)	アパートは廃止、一戸建ては継続
721114	付知	付知菓子上教員住宅 世帯用	付知菓子上教員住宅	継続保全	
721115	付知	付知菓子上教員住宅 単身用	付知菓子上教員住宅	継続保全	
721216	福岡	福岡教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり
721317	蛭川	蛭川教員住宅		用途廃止	民間による住宅供給あり

5.8. 農林業生産・普及施設

農林業生産・普及施設の施設ごとの再編方針を表 5-30 に示す。

農産物加工施設のような収益性のある施設については民間または地域へ移譲する。農林業普及施設については、利用状況や更新時期に応じて用途廃止または民間・地域移譲を行う。

表 5-30 農林業生産・普及施設の再編方針

施設番号	地域	主体施設名称	付属施設名称	再編方針	
800101	中津	林業研修センター		用途廃止	耐用年数までは維持更新
800402	落合	中津川堆肥センター		継続保全	
800703	山口	花ぐし	馬籠ふれあい市場	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
800704	山口	山口堆肥センター		地域移譲	
800805	坂下	さん・から・り (坂下間伐材利用普及施設)		用途廃止	
800806	坂下	坂下下請け等共同作業所		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
801007	加子母	加子母農産物加工施設		地域移譲	
801008	加子母	加子母米倉庫		地域移譲	
801009	加子母	加子母展示住宅		地域移譲	
801010	加子母	木匠塾渡合の家		地域移譲	
801011	加子母	みどりの健康住宅展示場		地域移譲	
801018	加子母	加子母清流発電所		継続保全	
801113	付知	付知農産物加工施設		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
801114	付知	付知農産物加工施設	製茶工場	民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
801215	福岡	福岡農産物加工施設		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
801316	蛭川	有機センターひるかわ		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待
801317	蛭川	ひるかわハム工房		民間移譲	民間手法によるサービス向上を期待

5.9. その他公益的施設

その他公益的施設に分類される施設は、規模の小さい施設や倉庫などであり、これらの施設については、更新時期に必要な性に応じて存続を判断する。

6. 市有施設再編に向けた取組み

「5.施設分野別の再編計画」にて各施設の再編方針を示した。その方針に従い、平成 26 年度より市有施設の再編を推進する。

1.市有施設として継続保全する施設
2.他の施設との統合や、規模の縮小を行う施設
3.用途廃止を進めていく施設
4.民間または地域へ移譲を行う施設
5.再編方針を検討している施設

図 6-1 市有施設見直しによる再編方針

6.1. 継続保全施設

再編後も市有施設として継続保全する施設について、行政と民間が連携し、民間の運営手法を活用することで、施設運営の効率化と利便性の向上を図る。また、市有施設の新設について基準を定め、施設数および延床面積の増加を抑制する。

6.1.1. 指定管理者制度のサービス水準向上

指定管理者制度を導入している施設に対して状況把握を行い、一層のサービス向上を目指すとともに、改善の見られない施設については、統廃合によって効率のよい施設配置と利便性の向上を目指す。

スポーツ施設・運動広場、歴史・郷土芸能関連施設、体験・文化交流施設などについては、指定管理者制度が未導入の施設も積極的に導入を検討する。

6.1.2. 委託業務の効率化

委託業務の業種別一括発注を可能な限り拡大することにより、効率的かつ最適な委託業務を推進する。

6.1.3. 民間の資金・手法の活用

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の制定により各地の自治体で導入された、民間の資金や手法を活用して公共事業を行う手法である PFI (Private Finance Initiative) 方式や、公共施設等運営権を設定して民間事業者が施設運営を実施させるコンセッション方式のような、行政と民間が連携する方法について検討を行う。

6.1.4. 継続保全施設の更新時

継続保全施設が耐用年数に達した場合、施設分野ごとの全体方針がない施設は、原則として新規建設せず、周辺にある既存施設の機能を統合する多機能化・拠点化や広域連携について検討する。ただし、新たに新規建設する場合は、将来の人口推移を勘案し、整備予定面積と同程度以上の既存施設の延床面積を削減する。

6.2. 統廃合施設

統廃合施設については、他の施設と機能を統合し一つの複合施設とすることで、施設運営の効率化を図る。

統合後の施設については、市有施設として計画的に継続保全する。

統廃合する施設を表 6-1 に、統廃合の考え方と進め方を図 6-2 と図 6-3 に示す。

表 6-1 統廃合施設の一覧

施設分野	施設用途	施設名称
官公庁・公益的施設	庁舎、地域事務所	山口総合事務所、加子母総合事務所
官公庁・公益的施設	消防署・分署	消防本部・中消防署、中津川市消防センター、中消防署坂下分署、北消防署加子母分署、西消防署蛭川分署
官公庁・公益的施設	消防団詰所	中津分団詰所、山口分団詰所、坂下分団詰所、川上分団詰所、加子母分団詰所、付知分団詰所、福岡分団詰所、蛭川分団詰所
官公庁・公益的施設	防災倉庫	山口水防倉庫
生活環境施設	環境・衛生センター	小動物等処理施設
健康福祉施設	病院、診療所	阿木診療所(阿木公民館へ移設を検討)
地域コミュニティ施設	公民館、図書館	山口公民館・図書室、加子母公民館・図書室
地域コミュニティ施設	研修施設等	川上青年の家
広域交流施設	スポーツ施設・運動広場	市民運動場弓道場、坂下総合体育館弓道場、川上弓道場、加子母弓道場、付知弓道場、福岡弓道場
学校教育施設	教員住宅	加子母教員住宅

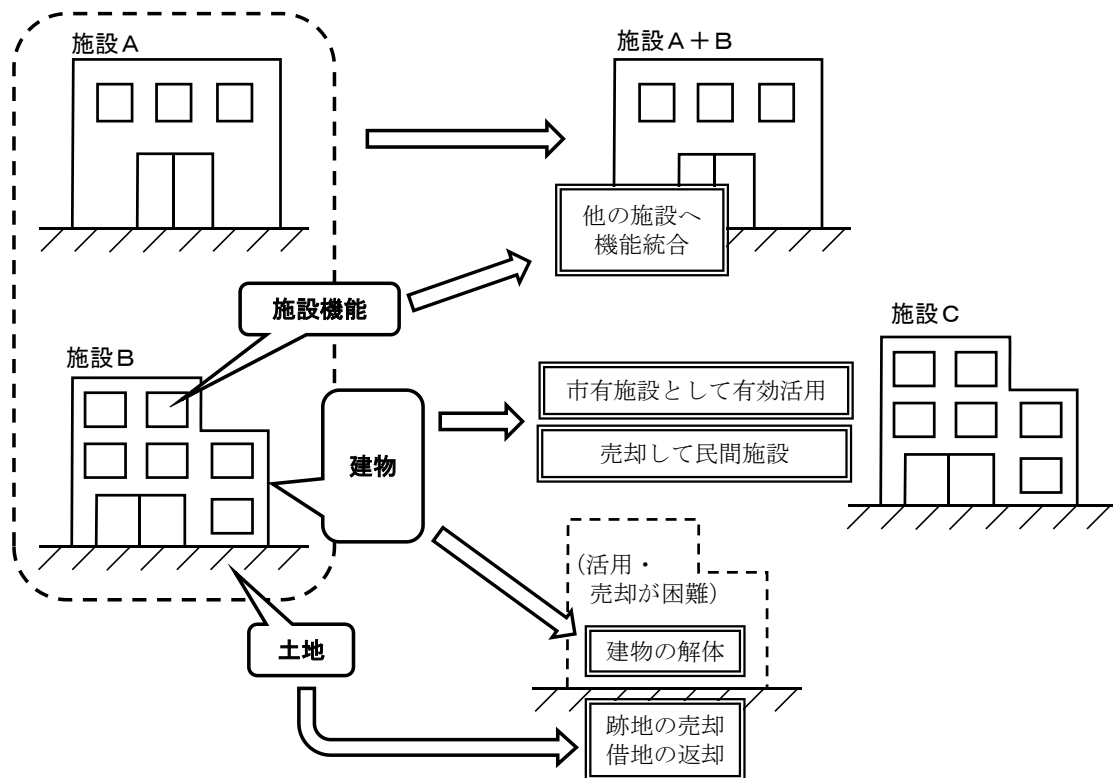
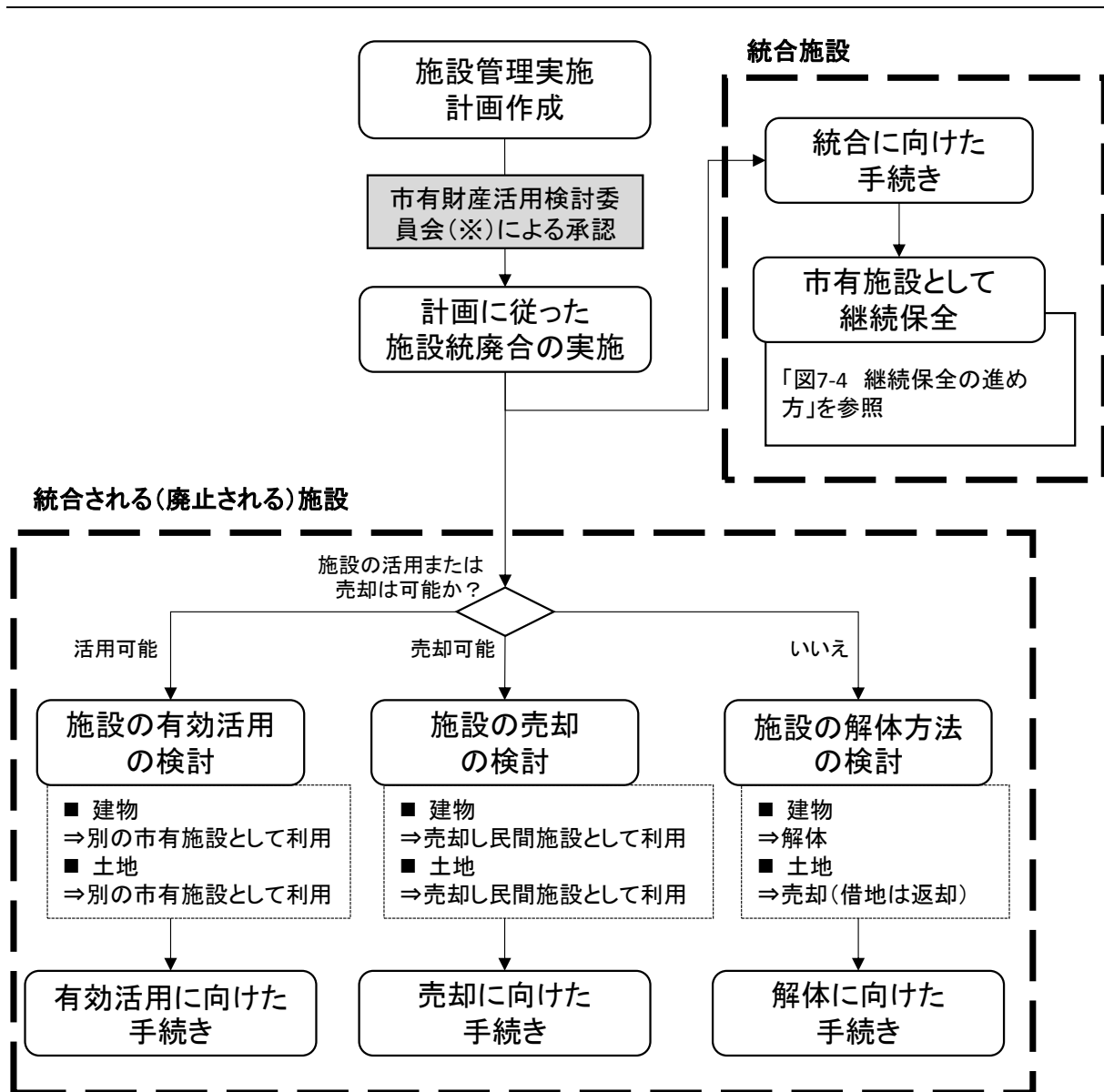


図 6-2 統廃合の考え方



※市有財産活用検討委員会:副市長が委員長を務める、市有財産の有効活用方策を検討するために設置された委員会。(8.2.3.参照)

図 6-3 統廃合の進め方

6.2.1. 施設機能

一つの施設が廃止される施設の機能を引き継ぎ、複数の施設機能を有する複合施設となる。施設運営の効率化、維持更新費用の削減、利便性の向上、利用者数の増加などの利点が見込める。

ただし、廃止される施設については、その施設の利用者の利便性低下を最小限とする対策が必要になる。

6.2.2. 建物

統合により利用されなくなった建物については、別用途としての有効活用や売却を検討する。活用も売却も困難な建物については解体する。

また、統合による施設の建替えにあたっては、原則として延床面積が従来の施設を上回らないようにする。

6.2.3. 土地

活用方法が無い施設については、土地を売却する。借地の場合は、土地所有者へ返却する。

6.3. 用途廃止施設

用途廃止する施設は、施設利用およびサービス提供を停止し、別の施設として有効活用するか、建物を解体し跡地の売却または借地の返却を行う。

用途廃止する施設を表 6-2 に、用途廃止の考え方を図 6-4 と図 6-5 に示す。

表 6-2 用途廃止施設の一覧

施設分野	施設名称
官公庁・公益的施設	水道分室、コミュニティー防災センター(北分室)、東分室、労働会館、福岡交通安全施設
生活環境施設	廃食用油燃料精製所、恵北衛生センター、恵北最終処分場、坂下火葬場、蛭川火葬場、うろぼしクリーンセンター
健康福祉施設	旧養護訓練センター、川上医師住宅、蛭川医師住宅(1)、蛭川医師住宅(2)
地域コミュニティ施設	高山生活改善センター、旧田瀬区事務所
広域交流施設	蛭川ミニゴルフ場、けやき平緑地利用施設、愛宕山野営場、馬籠ふれあい広場、馬籠自然休養村センター、椈の湖自然公園、青郵記念館、文化財学習センター、福岡ふれあい文化センター
市営住宅	大平団地、中村団地、苗木団地、神坂団地、樋ヶ沢団地(1)、上鐘団地(1)、上鐘団地(2)、須母田団地、稲荷平団地、田原団地、旧市営、奥屋住宅、紙屋団地(1)、富田団地
学校教育施設	苗木教員住宅、落合教員住宅、阿木教員住宅、神坂教員住宅、山口教員住宅、馬籠教員住宅、坂下教員住宅、川上教員住宅、福岡教員住宅、蛭川教員住宅
農林業生産・普及施設	林業研修センター、さん・から・り(坂下間伐材利用普及施設)

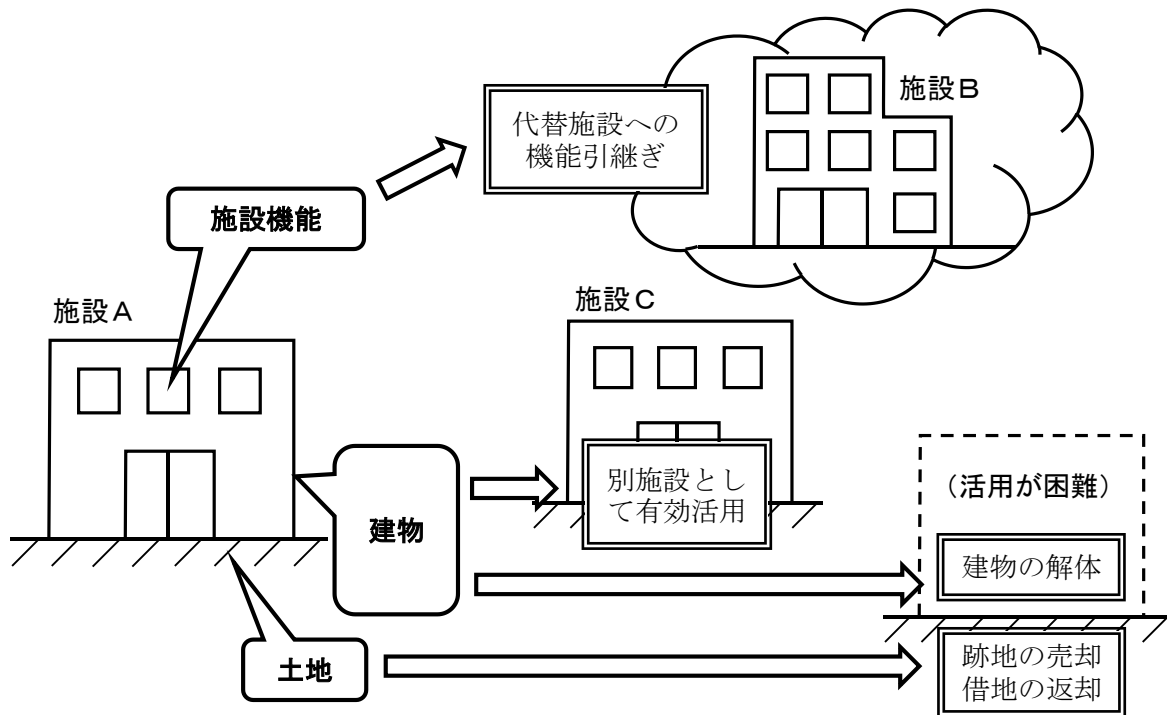
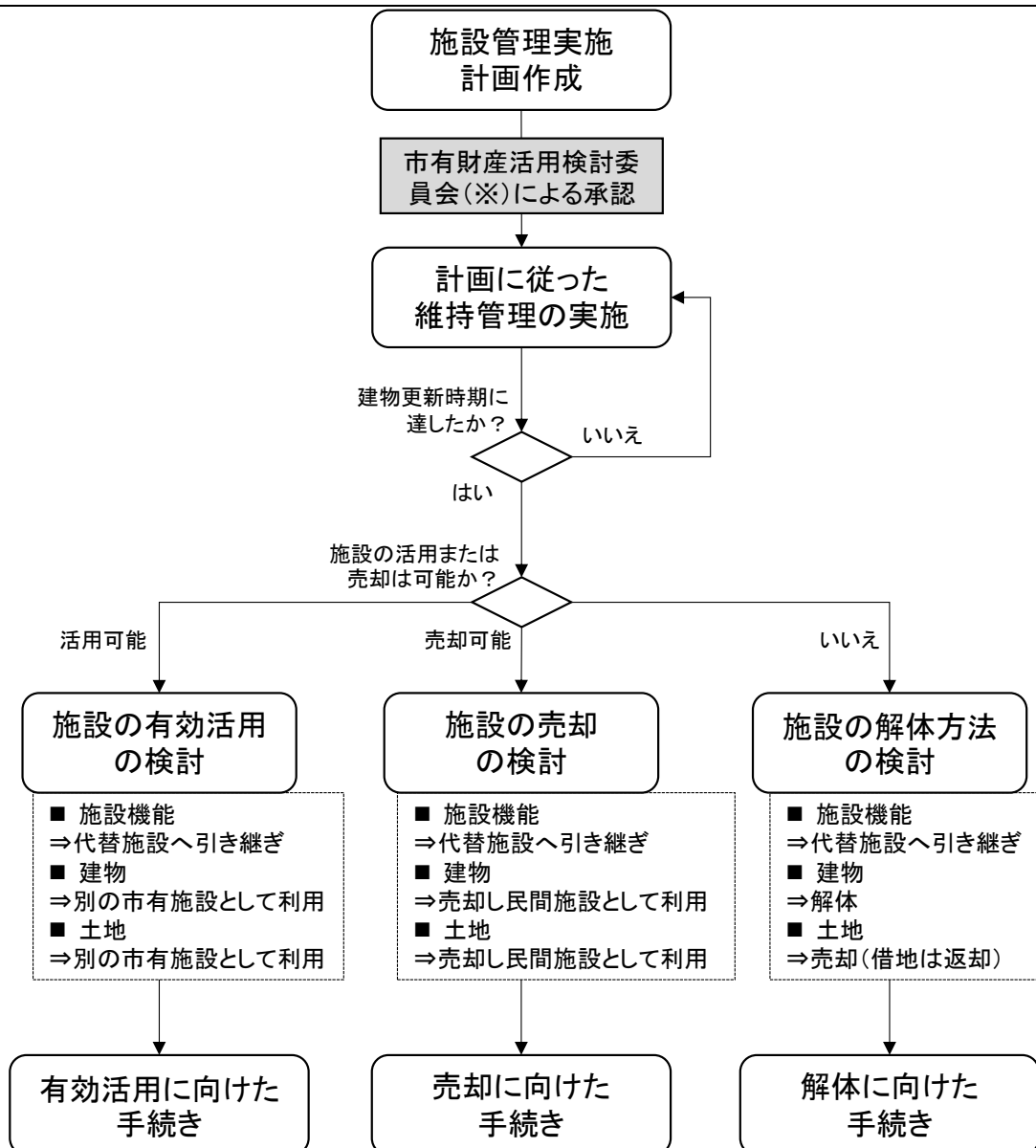


図 6-4 用途廃止の考え方



※市有財産活用検討委員会:副市長が委員長を務める、市有財産の有効活用方策を検討するために設置された委員会。(8.2.3.参照)

図 6-5 用途廃止の進め方

6.3.1. 施設機能

現在利用されている施設については、建物更新時期（耐用年数到達時期）までは施設利用・サービス提供を続けることも可能である。

用途廃止までに代替施設へ施設機能を引き継ぐが、代替施設への移手段を確保するなど、用途廃止による利便性の低下を最小限にする必要がある。また、利用者への代替施設の周知を行う。

代替施設は、周辺地域の拠点となっている施設または近隣の他用途施設と機能統合した複合施設を利用する。

6.3.2. 建物

従来の施設用途とは異なる用途を含めた有効活用を検討するが、老朽化が著しいなどの理由で継続利用が困難な施設については建物を解体する。

6.3.3. 土地

活用方法が無い施設や老朽化した施設は、建物を解体した上で跡地を売却する。借地の場合は、土地所有者へ返却する。

6.4. 民間・地域移譲施設

厳しい財政状況の中で社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するために、従来の行政サービスを見直し、行政だけでなく地域住民、民間企業などが行政サービスの主体となって役割を担い、互いに補完し合うことが求められている。市有施設の見直しに際しても、民間または地域と役割を分担できる施設については移譲することを再編方針としている。具体的な手法については、計画期間内に検討を行い、実行するものとする。

民間または地域へ移譲する施設を次の 2 種類に分類し、A)の施設は主に民間への移譲、B)の施設は地域への移譲を行う。

A) 民間移譲施設：収益性があり民間の経営手法を活用することでサービス向上が見込める施設

老人福祉施設、障がい者福祉施設、キャンプ場・コテージ、野外レクリエーション施設、保養・温泉活用施設、観光物販等施設、農林業生産・普及施設 など

B) 地域移譲施設：収益性は無いが地域で必要とされている施設

集会施設、研修施設、その他地域との結びつきが強い施設 など

原則として上記のように施設用途ごとに分類するが、個別の施設の事情を考慮して分類するものとする。

民間移譲する A)の施設の一覧を表 6-3 に、地域移譲する B)の施設の一覧を表 6-4 に示す。

表 6-3 A) 民間移譲施設の一覧

施設用途	施設名称
老人福祉施設	養護老人ホーム清和寮、デイサービスセンターゆうわ苑、介護実習センター、デイサービスセンターひだまり苑、グループホームまごころ、山口デイサービスセンター椿苑、山口高齢者ふれあいセンター、加子母デイサービスセンター、加子母デイサービスセンターショートステイ事務所、付知デイサービスセンター、福岡デイサービスセンター、福岡ショートステイ事業所
障がい者福祉施設	ふきのとう作業所、障がい者就労支援事業所さかした(セルプひまわり)、障がい者就労支援事業所かしも(ささゆり作業所)、障がい者就労支援事業所ふくおか(福岡共同作業所)
キャンプ場、コテージ	椈の湖ふれあい村、夕森公園キャンプ場、YOU・遊館、加子母乙女溪谷キャンプ場、青少年旅行村、舞台峠ログハウス、付知Be-Green日和立、付知森林キャンプ場、ローマン溪谷オートキャンプ場、紅岩コテージ
野外レクリエーション施設	ふれあい牧場、中の島公園ふれあい施設
保養・温泉活用施設	健康温泉館クアリゾート湯舟沢、馬籠温泉スタンド、川上夕森荘、加子母温泉スタンド、付知峽倉屋温泉施設、付知峽倉屋温泉スタンド、紅岩山荘、老人憩いの家
観光物販等施設	駅前市営駐車場、木曾ごへ一本舗、馬籠ふれあい市場、馬籠観光案内所、いきいき市場、山方館、付知特産品販売施設、花街道付知楽市楽座
農林業生産・普及施設	花ぐし、坂下下請け等共同作業所、付知農産物加工施設・製茶工場、福岡農産物加工施設、有機センターひるかわ、ひるかわハム工房

表 6-4 B) 地域移譲施設の一覧

施設用途	施設名称
集会施設等	瀬戸集会場、茄子川地域振興センター、神坂生活改善センター、上野地区集会場、上野多目的施設、付知1区集会所、付知川東公会堂、福岡区民会館、高山区民会館、下野いきいき会館、田瀬区民会館
研修施設等	三郷営農研修センター、辻原営農研修センター、宇呂星創作苑、地域活性化センター湯舟の館、蛭川研修センター
環境・衛生センター	付知リサイクル資源倉庫
老人福祉施設	山口地区生きがい作業所、馬籠地区生きがい作業所、加子母老人福祉センター白寿荘、付知中央ふれあいセンター、付知北ふれあいセンター、付知南ふれあいセンター、付知東ふれあいセンター、福岡いきがいサロン、高山いきがいサロン、蛭川高齢者ふれあい生きがいづくりの家
スポーツ施設・運動広場	恵下グラウンド、子野プール、湯舟沢スポーツ広場、加子母ふるさと第1体育広場
キャンプ場、コテージ	渡合キャンプ場
農林業生産・普及施設	山口堆肥センター、加子母農産物加工施設、加子母米倉庫、加子母展示住宅、木匠塾渡合の家、みどりの健康住宅展示場

6.4.1. 民間移譲施設

6.4.1.1 民間移譲に向けた取組み

市有施設において収益性の高い施設は少なく、維持管理費用が利用料などによる収入を上回っている。中津川市では、これまでも福祉施設、スポーツ施設およびレクリエーション施設などで指定管理者制度を導入して費用の抑制に努めてきた。

市有施設の見直しにあたり、収益性が確保できる可能性のある施設については、民間の経営手法の導入により施設運営の効率化とサービス向上を図り、土地と建物を含む施設自体の移譲を検討する。民間への施設移譲にあたっては、各施設の実情を考慮し、最適な方式を採用することで、民間を活用した効率的な施設運営の実現に取り組む。

6.4.1.2 民間移譲の進め方

市有施設の民間への移譲は、中津川市が負担する運営費用・維持管理費用の削減を図るだけでなく、市民に提供されるサービスの質が向上することも目的としている。

移譲により利便性が低下したり、必要とされている施設が廃止されたりするということが無いように、移譲先の選定や移譲条件設定の際に配慮が必要である。特に、福祉施設などは社会福祉の観点から施設の存続と運営について行政が一定の責任を担うべき施設であり、状況に応じて移譲後も施設の運営を指導・監査する。

民間移譲の考え方と進め方を図 6-6 と図 6-7 に示す。

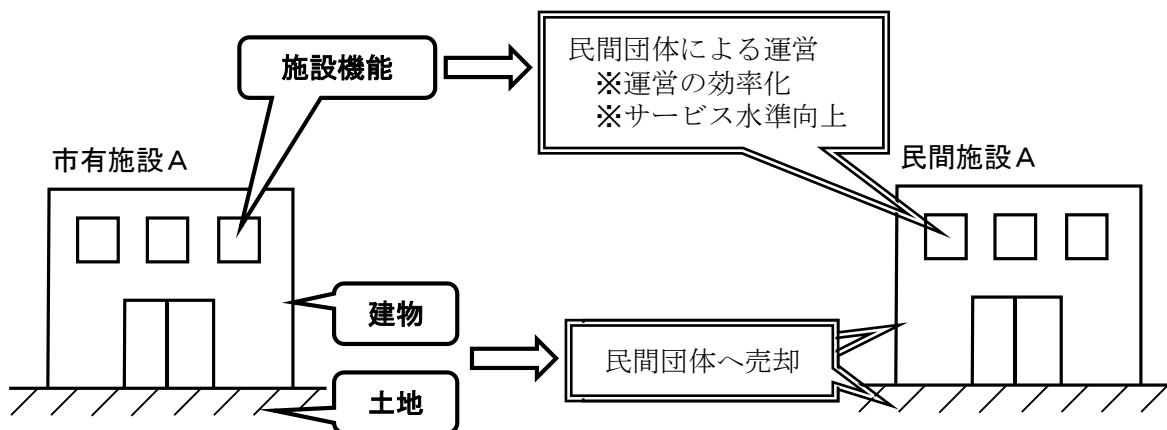


図 6-6 民間移譲の考え方

収益性のある施設

老人福祉施設、障がい者福祉施設、
キャンプ場・コテージ、野外レクリエーション施設、
保養・温泉活用施設、観光物販等施設、
農林業生産・普及施設 など

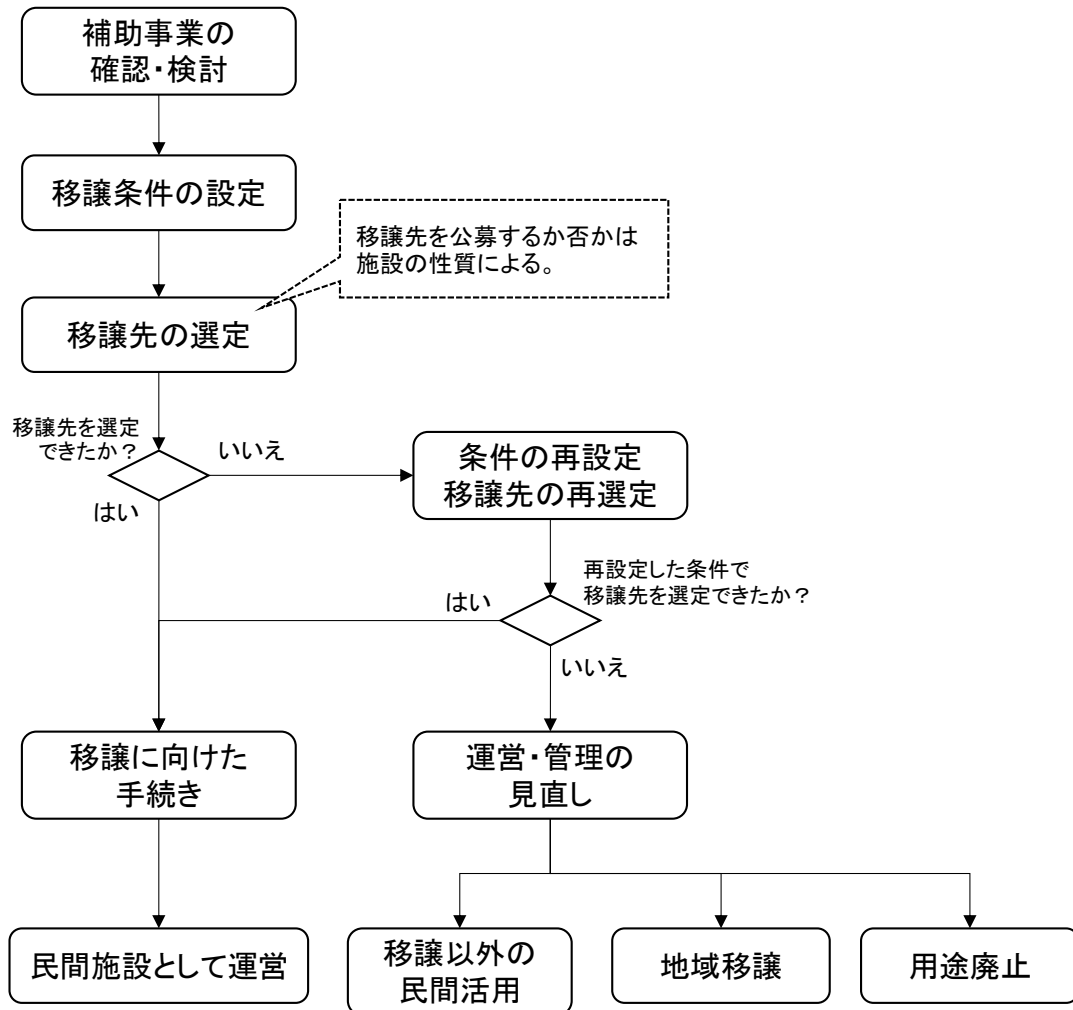


図 6-7 民間移譲の進め方

(1) 移譲条件の設定

移譲後も施設の利用またはサービスの提供が続けられるように、次の点について条件を設定する。

- 事業の継承（事業内容、期間）
- 財産（土地、建物、その他付属物）譲渡の金額
- 財産の再処分制限
- 中津川市からの補助金の有無と金額

(2) 移譲先の選定基準

次のような選定基準を設けて評価を行い、施設を安全に運営することができる移譲先を選定する。

- 運営方針
- 運営経費、財務状況
- 事業の継続性・安全性
- 利用者の利便性

(3) 移譲先の選定方法

市有施設は市民全体の財産であり、原則として公募で広く移譲先を求めてより良い条件で移譲するものとする。ただし、施設運営の継続や利用者の利便性などを考慮し、状況に応じて公募することなく移譲先を選定する。

(4) 移譲先が見つからない場合

移譲先が見つからない場合には、移譲条件を変更または選定基準を緩和して再検討を行う。

再検討をしても移譲先が決まらない場合には、施設の運営・管理について次のような見直しを行う。

- 地域移譲
- 移譲以外の民間活用
- 用途廃止

(5) 財産処分について

土地・建物などの財産譲渡については、契約、法令を踏まえ市と移譲先で協議して進める。

6.4.2. 地域移譲施設

6.4.2.1 地域移譲に向けた取組み

集会所などの地域コミュニティにとって重要な施設は、地域住民が主体となって管理を行っている場合が多い。

収益性の確保が困難な施設については、地域住民が行政や利害関係者と協働で維持管理および運営を行うこととする。維持管理および運営にあたっては、住民組織や NPO (Nonprofit Organization : 非営利団体) の設立を検討する。

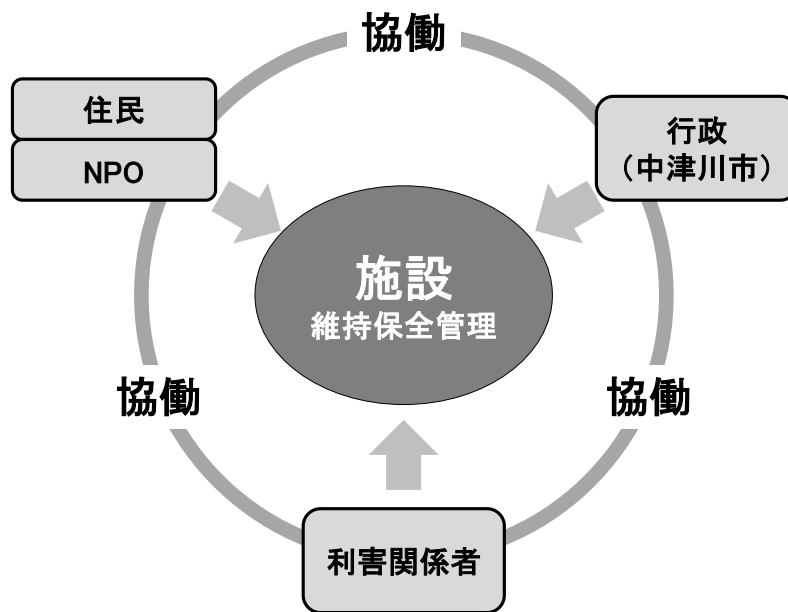


図 6-8 地域での協働の取組

6.4.2.2 地域移譲の進め方

集会施設や研修施設など地域で必要とされる施設については、施設を地域へ移譲し、地域住民が中心となって運営・管理を行うことで地域の活性化、連帯の強化を図る。

地域移譲の考え方と進め方を図 6-9 と図 6-10 に示す。

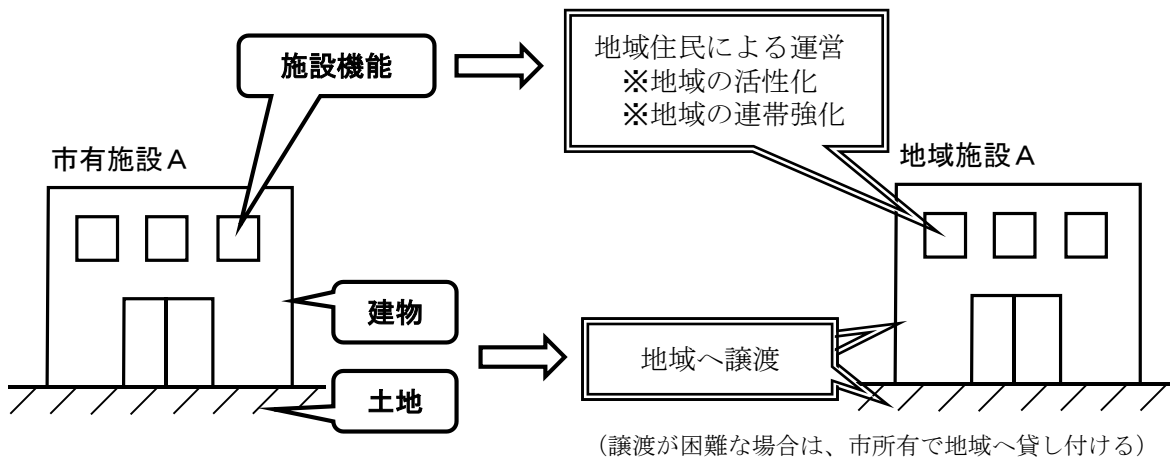


図 6-9 地域移譲の考え方

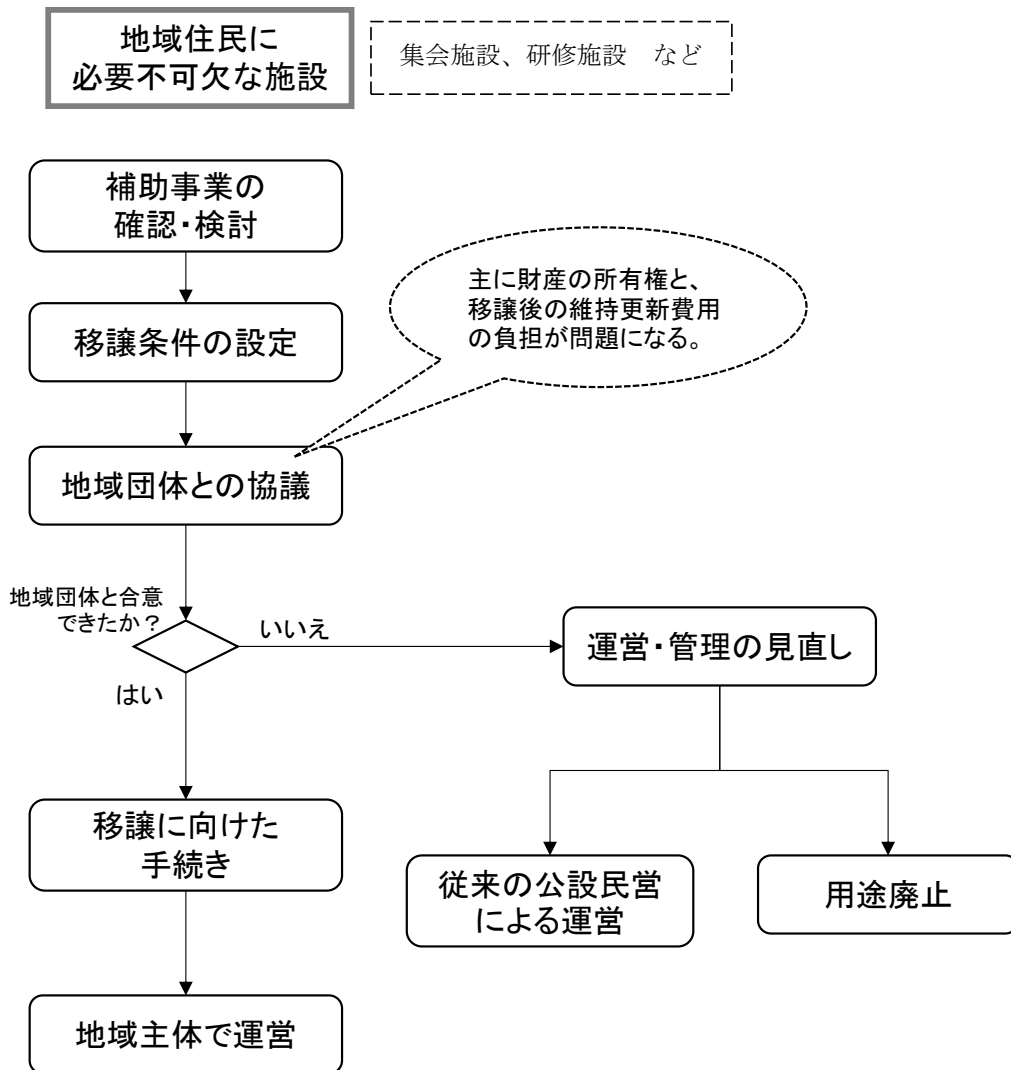


図 6-10 地域移譲の進め方

(1) 所有権

財産を地域に譲渡することを基本とするが、移譲先が法人格を有しない団体で所有権の移転登記に支障がある場合や、移譲先が改修・建替えの費用を負担できない場合には、中津川市が財産を所有したままで地域団体に貸し付け、運営・管理を地域で行う。

(2) 改修・建替え

地域移譲施設の改修・建替えが必要な場合には、市は支援を検討する。

6.5. 検討施設

再編方針が検討中となっている施設は、関連する各分野の施策・計画が検討されている段階である。施策・計画が策定されて個別の施設の再編方針が定まり次第、市有財産（施設）運用管理マスタープランに反映する。

検討中の施設の一覧を表 6-5 に示す。

表 6-5 検討施設の一覧

施設分野	施設用途	施設名称
地域コミュニティ施設	公民館、図書館	神坂公民館・図書コーナー、川上公民館(せせらぎ会館)・図書室、福岡公民館・図書室
地域コミュニティ施設	研修施設等	かわうえ自然休養村管理センター
広域交流施設	スポーツ施設・運動広場	勤労青少年ホーム、根の上高原体育館
学校教育施設	※教員住宅以外の全ての学校教育施設は、学校規模等適正化基本計画に基づき方針決定	

6. 6. 市有施設再編の効果

市有施設の再編が実施されることで施設数および延床面積が削減され、施設の維持管理、更新の経費も削減される。

維持管理経費については、現在の31億円を平成32年度までに6億円削減し25億円にすることを目標とする。

施設の更新費用について、現在の市有施設全てを建替え・改修を行った場合と、再編後も存続する施設のみ建替え・改修を行った場合で比較した試算を図6-11に示す（教員住宅以外の学校教育施設は除く）。全施設を更新した場合は今後20年間で約864.5億円かかるのに対して、再編後の施設のみ更新した場合は約647.0億円となっており、約217.5億円の削減が見込める。

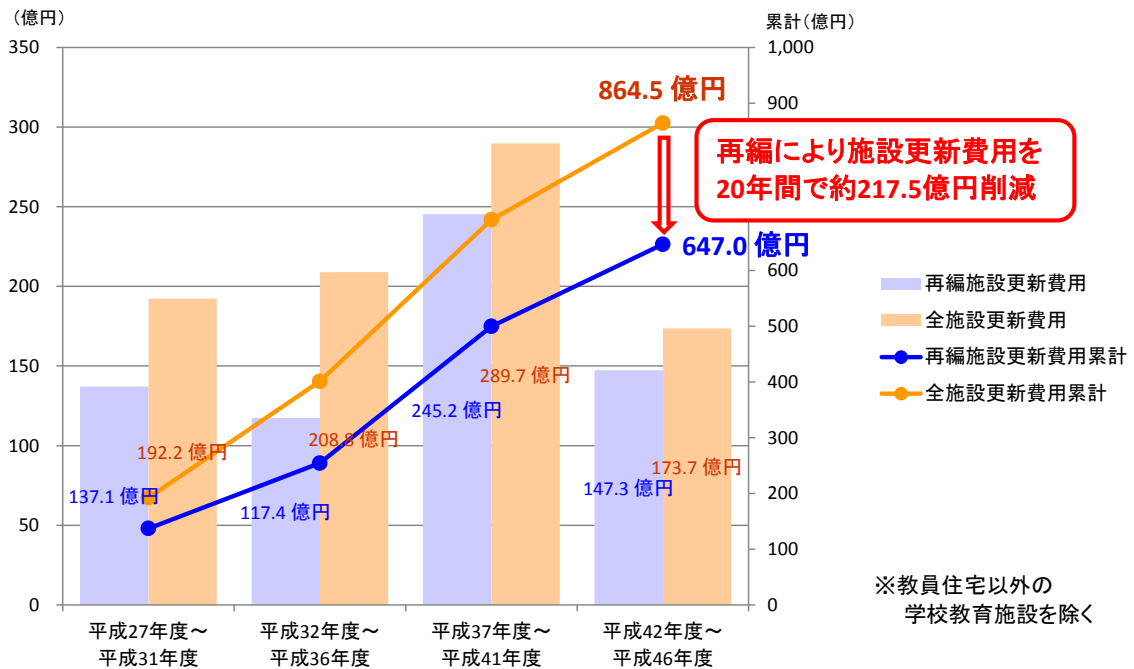


図 6-11 市有施設再編による施設更新費用の削減

6.7. 市有施設再編の具体的な推進手法

6.7.1. 施設再編における補助金交付施設の検討

建設の際に国または県から補助を受けている施設が移譲・転用・用途廃止などを行うには、国または県の承認が必要であり、また経過年数や譲渡額により補助金の返還が必要となる。

ただし、経過年数、売却額、事業の継続、移譲先などの条件により、補助金返還の減免や承認手続きの簡略化の制度もあるので、個別施設ごとに条件を整理し、必要な手続きと補助金返還の有無と金額を確認する。

補助金の返還が必要な場合であっても、返還額と運営・維持管理費用との比較を行い補助金返還の負担が小さければ、移譲・転用・用途廃止を進める。または、補助金の返還が不要になる条件を満たす時期まで、移譲・転用・用途廃止を延期する。

6.7.2. 民間・地域移譲にあたっての支援の検討

6.7.2.1 土地、建物の貸付料の減免

土地、建物の貸付にあたり、「中津川市財産の交換、譲渡、貸付等に関する条例」および「中津川市行財政財産の使用許可及び貸付契約事務の取扱いに関する基準」、「中津川市普通財産の貸付契約事務の取扱いに関する基準」を基に貸付料を決定する。

ただし、地域活性化に有効であると判断される場合、貸付料の減免を検討する。

(1) 減免の条件

- 中山間地域の施設であり、地域振興のために利活用が望まれること
- 廃止後一定期間を経過して、ほかに利活用の計画が想定されないこと
- 利活用計画に対し、地域の賛同が得られていること
- 事業主体が公共的団体であり、事業内容の公共性が認められること

(2) 貸付料の減免適用の決定方法

利活用計画などを添えて提出される事業主体からの申請に対し、中津川市市有財産活用検討委員会で協議し決定する。

6.7.2.2 土地、建物の売却額の減額

土地、建物の払い下げにあたり、「中津川市財産の交換、譲渡、貸付等に関する条例」および「中津川市普通財産売払事務取扱要綱」、「市有財産の利活用に関する内規」を基に売却額を決定する。

ただし、地域活性化に有効であると判断される場合、中津川市市有財産活用検討委員会で減額を協議する。

6.7.2.3 施設整備費

活用目的に即した施設整備や施設老朽化への対応などは移譲先が負担するが、施設を利用可能な状態へ整備するための費用については、市が支援を検討する。

6.7.3. 公共施設以外への利活用、処分の検討

用途廃止や統廃合により利用を停止した施設について、行政目的での利活用計画はないが施設自体の利用が可能な場合には、地域・民間への貸付または売却について検討を行う。検討の際には次の事項について配慮する。

6.7.3.1 貸付先、処分相手の選定

(1) 地域への打診

行政目的での利活用計画がない場合、まず地域を対象に利用を打診する。地域またはNPO（非営利団体）が事業主体となり、適切な事業計画に基づいて運営を行う。市は直接運営せず、活動支援については別途協議を行う。

(2) 民間への公募

地域から利用の提案がない場合は、情報を公開し、提案を募集する。まず、中津川市内を対象に募集を行い、市内からの提案が無い場合には全国的に対象を募集する。

市内で募集する場合には事業主体は市民を想定しているが、全国募集の場合の事業主体は個人・団体を問わない。

6.7.3.2 利用目的

貸付、処分にあたっては、公共施設からの転用にふさわしい公共性のある目的や、地域の活性化につながる目的であることが望ましい。

また、施設は各地域の中心に立地することが多いため、利活用が地域の環境に与える影響などについて考慮する。

6.7.3.3 法規制の遵守

施設の利活用において、建築基準法や消防法などの各種法令は遵守するものとする。

6.7.3.4 利活用にあたっての行政の関与

貸付後、一定期間経過した後、事業成果の検証を行ったうえで、処分などについて検討する。利用目的が途中で達成できなくなった場合には、原状回復して施設の返還を行う。

6.7.4. 庁舎などの行政財産における有効活用

本庁舎、出先事務所などの庁舎における空きスペースについては、「中津川市行政財産の使用許可及び貸付契約事務の取扱いに関する基準」に基づき、民間などへの積極的な貸付を推進する。

6.7.5. 敷地の借用に関する検討

6.7.5.1 借地に関する基準の作成

借地料基準は市が貸付けする場合の基準に準拠することとしているが、借地料や借用期間などは契約ごとに異なっているのが現状である。また、契約書の標準書式を定めているが、それに沿った形での統一が図られていない。

今後は借地についての基本的なルールを作成して適正に運用する。借地料についても、借地を用途に応じて分類し、それぞれに借地料の基準を作成する。ただし、運用にあたっては、個々の借地目的、借入れの経緯など、それぞれ異なる状況に配慮する。

6.7.5.2 借地の解消

市有施設の借地への設置については、施設の継続的な利用の点で不安定であり、また、毎年度の固定的支出である借地料や借地契約に関する事務手続きも負担となっている。

今後は、「市有施設は市有地に設置する」という原則に基づいて、次の取組を推進する。

(1) 新規借地の制限

新たな施設の設置にあたっては、市有地への設置を基本とする。

ただし、緊急性があり、ほかに適地がない場合や一定期間の設置が想定される施設については、必要性を考慮して、借地への設置も認める。なお、新たに借地をする場合には、終期を定め、借地の解消計画を明示する。

(2) 借地の返却

用途廃止や統廃合により施設が撤去され更地となった借地は返還する。

(3) 借地の取得

借地を購入または他所の市有地と交換することで取得し、市有地とする。

施設の公共性、永続性、規模などを勘案し、まずは庁舎と学校敷地の借地から開始し、全ての借地を対象に借地取得に取り組む。

購入の財源は財産の売却収入を充て運用し、普通財産を交換の原資として活用する。

6.8. 施設の再編に要する経費の財源確保

本計画を推進するにあたっては、用途廃止施設の解体や継続保全施設の維持更新を行うための財源を確保することが必要であり、次のとおり財源確保のための方策を進める。

6.8.1. 事業費の削減

維持管理および借地の見直しを行うとともに、施設のさらなる複合化や統廃合を検討する。

6.8.2. 国・県支出金の積極的活用と地方債発行の抑制

施設の維持更新には、国・県支出金を積極的に獲得することで地方債の発行額を抑制する。

6.8.3. 廃止施設の売却

廃止施設の活用にあたっては、市民の貴重な財産であることを踏まえ、売却する場合は市民や関係団体の意見を聞きながら適正かつ慎重な処分を行う。また、施設の解体と更地化を進め、跡地の売却を積極的に行う。

6.8.4. 公共施設整備運営基金の活用

公共施設の整備と再編に向けて安定的な財源を確保できるように、特定目的基金である「公共施設整備運営基金」に積み立てを行っていく。

6.8.5. 広告事業・施設命名権の導入

新たな自主財源の確保のため、広告事業の実施や、市有施設の名称に企業名や商品名などを付与して料金を得る施設命名権（ネーミングライツ）の導入について調査・研究を進める。

6.8.6. 受益者負担の適正化

行政サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平を図る。サービス提供に係る原価を基に、その行政サービスの公共性の程度に応じて税負担と受益者負担の割合を定めて、適正な利用料金を徴収する。

7. 再編後の市有施設の継続保全

7.1. 継続保全の基本方針

再編後の市有施設の継続保全について、施設の長寿命化と管理の効率化の考えに基づき、次の3つの基本方針を定める。

【基本方針1】 安全・安心の確保

【基本方針2】 中長期的視点に立った継続保全

【基本方針3】 多様な施策・主体との連携

7.1.1. 安全・安心の確保

市民ニーズとともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けるために、次のような対策を推進する。

7.1.1.1 継続的な保全体制の構築

施設の劣化や損傷の進行は施設ごとに異なるため、定期的に点検と診断を行い施設の状況を把握する。点検と診断の結果に基づき、改修など必要な措置を適切な時期に効率的に実施する。また、施設の状況や措置履歴の情報を施設情報データベース(8.2.参照)に記録し、次回の点検に活用する。

このように点検、診断、措置、情報の記録を繰り返す、継続的な保全体制を構築する(図7-1参照)。

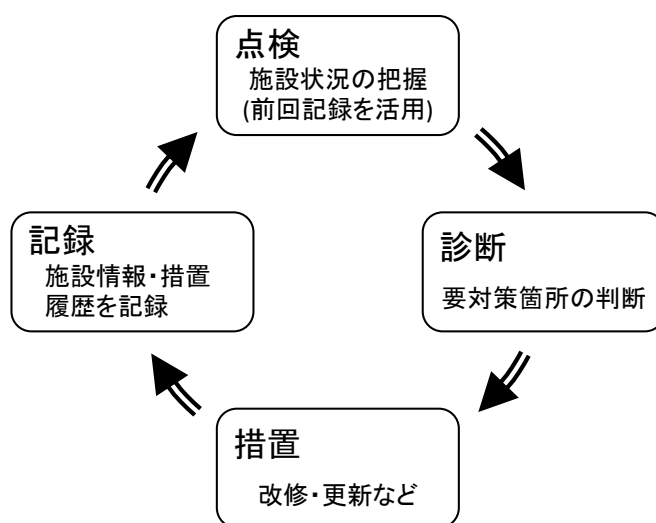


図 7-1 継続的な保全体制

7.1.1.2 知見・ノウハウの蓄積

継続保全を実施する中で新たに得られた技術的知見やノウハウを蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる。

7.1.2. 中長期的視点に立った継続保全

厳しい財政状況下で必要な施設機能を維持していくためには、中長期的な見通しを持ち、的確な継続保全を行うことで費用の縮減と予算の平準化を図る。

7.1.2.1 予防保全の導入

損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕を行って施設の長寿命化を図り、大規模な修繕や更新を回避し、長期間にわたり施設機能を保持させる予防保全を導入する。

7.1.2.2 継続保全の容易な構造の選択

施設を更新する際に継続保全が容易な構造を選択し、建設費用だけではなく維持管理費用、改修費用、解体費用も考慮し、施設の設置から撤去までの総合的な費用（ライフサイクルコスト）を抑える。

7.1.2.3 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

今後、社会構造の変化など施設を取り巻く環境が変化していく中で、各施設が果たす役割と機能を再確認し、その施設の必要性を再検討する。状況に応じて、各施設の用途廃止や統廃合を実施する。

7.1.2.4 環境に配慮した施設運営の実施

地球温暖化など環境に配慮した施設を目指し、積極的な環境対策に取り組む。

新規施設や今後も活用する施設においては、建設や建替えの際に自然環境への悪影響が少ない工法を採用したり、再生可能エネルギーを利用したりするなど、環境負荷・エネルギー負荷を最小限に抑えるようにする。

7.1.3. 多様な施策・主体との連携

施設の継続保全を効率的に実施し、施設機能を最大限に発揮させるために、多様な施策や主体との連携を図る。

7.1.3.1 防災・減災対策との連携

施設がその機能を長期間発揮し続けるためには、経年劣化に加え災害にも耐える必要があり、また、災害発生時に避難場所あるいは災害対策拠点として使用される施設もあるため、防災・耐震性能や事故に対する安全性能について向上を図る。

7.1.3.2 様々な主体との連携

限られた予算と人材で、安全性や利便性を向上させるために、国、県、周辺市町村、民間団体および地域住民と適切な役割分担の下で積極的に連携を図る。

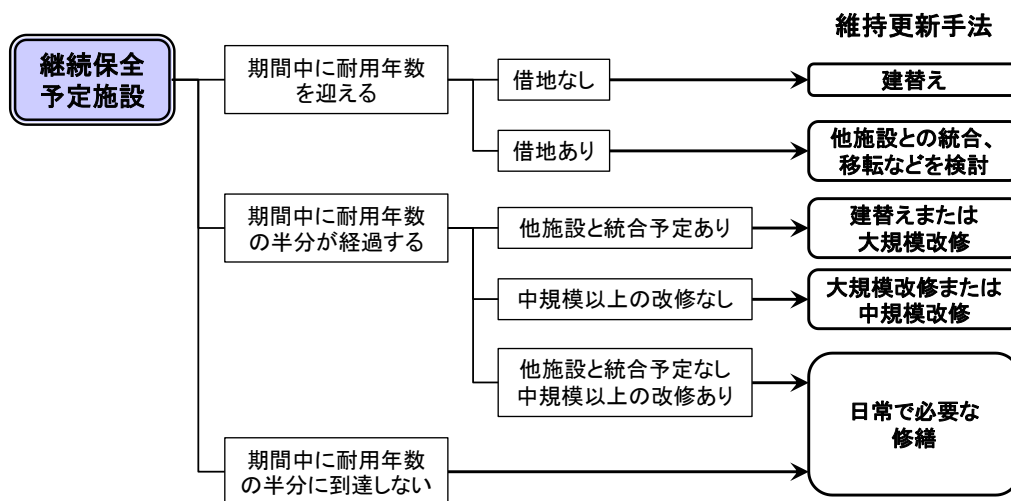
7.2. 市有施設全体の保全計画の検討

将来も市有施設として継続保全する施設については、毎年の維持管理費用だけではなく、老朽化した施設の建替えや改修にも多額の費用がかかる。計画的に市有施設を維持更新するために、更新の時期と費用について財政計画と整合させた保全計画を策定する必要がある。

7.2.1. 施設の維持更新手法

市有財産（施設）運用管理マスタープランの期間中における継続保全施設の維持更新について、計画的な予防保全によって施設の長寿命化を行い継続的な利用を図ることとし、次の考え方に従い手法を定める。

- (1) 期間中に耐用年数を迎える施設は基本的に建替えて継続保全するが、敷地に占める借地の割合や借地料によって施設の統合や移転なども検討する。
- (2) 期間中に耐用年数の半分が経過する施設のうち、他の施設との統合を計画している施設は、統合計画の内容によって建替えまたは大規模改修を実施する。
- (3) 期間中に耐用年数の半分が経過する施設のうち、中規模以上の改修を実施していない施設は、建物の構造によって大規模改修または中規模改修を実施する。



※中規模改修:屋上・外壁・空調設備などを対象とした改修

※大規模改修:中規模改修に加え、内装・サッシ・給排水・電気設備などを対象とした改修

図 7-2 施設の維持更新手法

7.2.2. 事業量の平準化と財政計画との整合

計画的に施設を維持更新するためには、整備事業の規模と時期を把握する必要がある。その上で整備事業量を平準化し、財政計画に整合させた保全計画を検討する。検討の手順は次のとおりである。

- (1) 施設ごとに選定した維持更新手法について、整備時期を 5 年ごとの期間に分けて整理する。
- (2) 維持更新にかかる概略費用について、施設の種類や更新手法ごとの整備費単価と延床面積から算出することで、期間ごとの整備事業規模を把握する。
- (3) 将来の財政計画における施設整備事業費の枠組みに収まるように、各施設の整備時期を調整して年度ごとの整備事業量を平準化する。

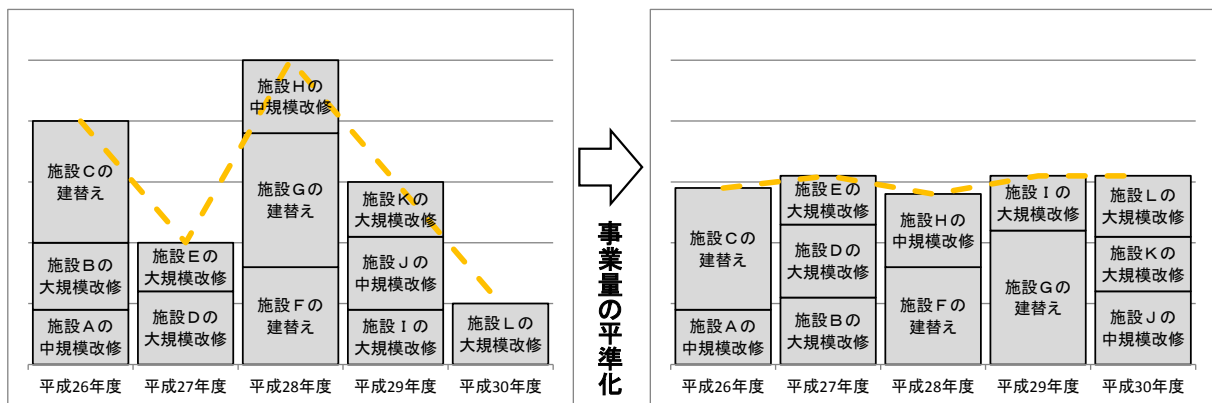


図 7-3 整備事業量の平準化

7.3. 継続保全の進め方

市有施設として継続保全する施設については、施設管理実施計画を策定し、計画に従い施設の維持管理と更新を行う。継続保全の進め方について図 7-4 に示す。

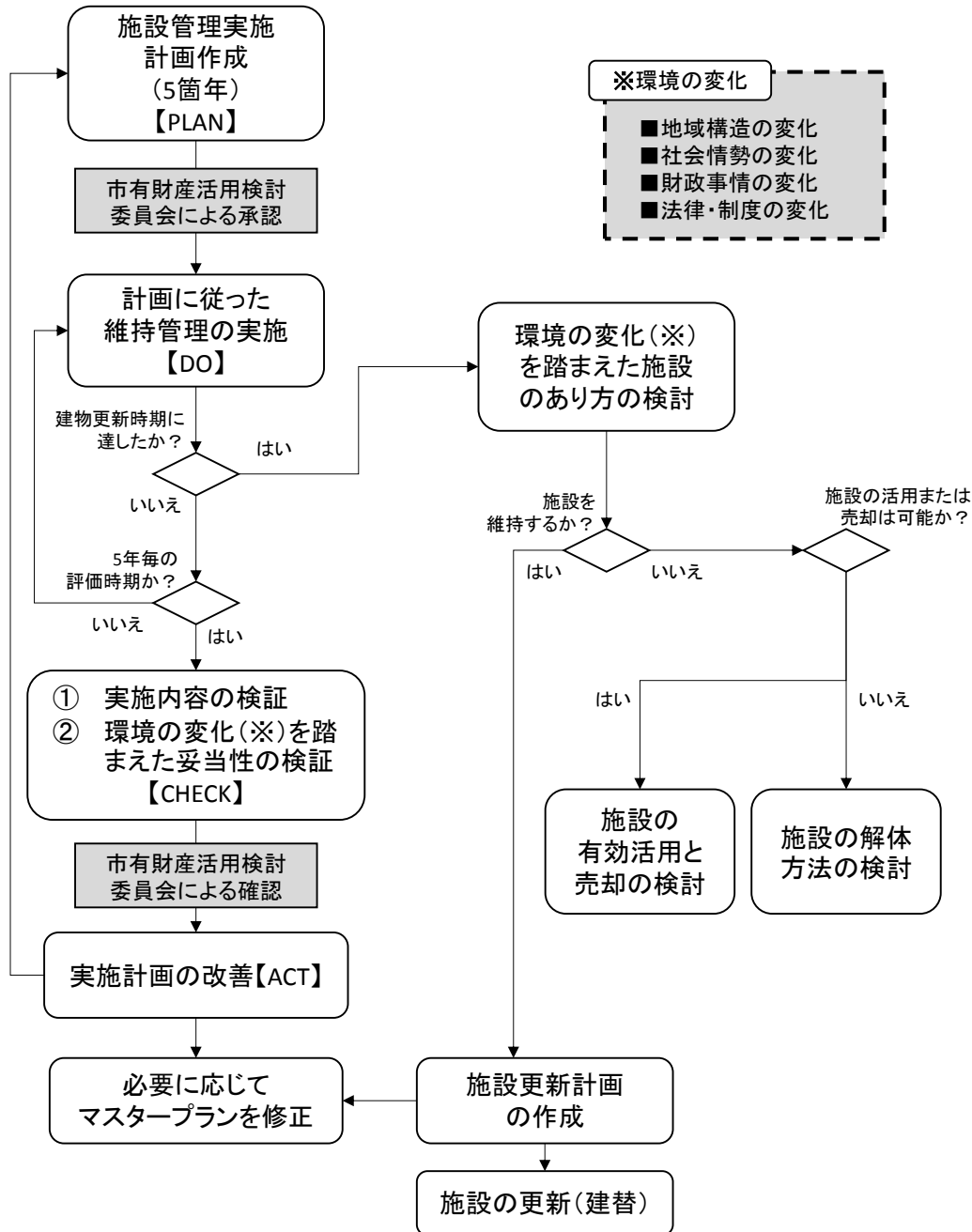


図 7-4 継続保全の進め方

7.3.1. 継続的な維持管理の実施

PDCA サイクルに沿って、継続的に施設の維持管理を実施する。

7.3.1.1 施設管理実施計画の作成（PLAN）

施設を管轄する担当課が、施設ごとに5年間の施設管理実施計画を策定する。市有財産活用検討委員会は実施計画の内容を照査し、承認する。

7.3.1.2 計画に従った維持管理の実施（DO）

実施計画に基づき維持管理を行う。

7.3.1.3 実施内容および環境の変化を踏まえた妥当性の検証（CHECK）

5年ごとに維持管理の実施内容について検証を行う。また、市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定時からの地域構造、社会情勢、財政事情、法律および制度の変化を踏まえて実施計画の妥当性についても検証を行う。市有財産活用検討委員会はこれらの検証結果について確認を行う。

7.3.1.4 実施計画の改善（ACT）

検証の結果浮かび上がった課題について計画の改善を行い、次の5年間の施設管理実施計画を策定する。

7.3.2. 施設更新の検討

建物更新時期に達した際に、地域構造などの環境の変化を踏まえて、再度施設の必要性について見直しを行う。

市有施設として維持すべき施設は、施設更新計画を作成した上で、建替えを実施する。

8. 施設管理実施計画の策定

市有施設の再編と継続保全を実施するにあたり、講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理し、その達成に向けた計画を施設ごとに具体的に策定する。

施設を管理する担当課は、各施設の特性と現状を踏まえた上で、各施設の施設管理実施計画を策定する。なお、実施計画の策定は次の期間中に行うものとする。

- 平成 26 年度～平成 27 年度

施設管理実施計画の例を、図 8-1 に示す。

施設(管理番号)	施設名		本庁・所管課			
所管課名						
本庁所管課方針						
課題と対策						
スケジュール						
	作業項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
	概算経費(千円)					
	廃止年度 ※廃止年度に◎					
その他						
平成26年度以降記入欄						
本庁所管課記入欄	進捗状況					
	進捗における理由等					
行政管理課記入欄	進捗状況における意見					

図 8-1 施設管理実施計画の例

8. 1. 施設管理実施計画の記載事項

施設の再編と継続保全について、次の事項を計画に記載する。

また、これらの事項について施設情報データベースに登録して管理を行う。

8.1.1. 対象施設

市有財産（施設）運用管理マスタープランで示した全ての施設について、施設管理実施計画策定の対象とする

8.1.2. 計画期間

施設ごとに実施に要する期間を考慮した上で、計画期間を設定する。

なお、計画実施の進捗状況を踏まえ、適宜計画を見直し改善することで、計画を継続し、発展させていくものとする。

8.1.3. 対象施設の現状と課題

対象施設について、建設年度、利用状況および施設点検結果など施設管理実施計画策定時点で把握可能な施設の状況を踏まえ、再編と継続保全の実施に係わる課題を整理する。

8.1.4. 実施の優先度の考え方

施設の状況、役割、機能、利用状況および重要性など、施設の再編と継続保全を実施する際に考慮すべき事項を設定した上で、それらに基づく優先度の考え方を明確化する。

8.1.5. 実施内容と実施時期

施設の再編と継続保全の実施について、講ずる措置の内容と実施時期を整理する。

8.1.6. 実施費用

計画期間内に要する実施費用の概算を整理する。

8.1.7. 定期的な状況把握

計画実施の進捗状況を定期的に把握して記録する。また、実施内容についての検証結果も整理する。

8.2. 計画の策定と実行における役割

各施設の担当課が個別に計画を策定して再編と継続保全を実施するだけでなく、行政管理課と市有財産活用検討委員会が市有施設全体の状況を把握し、総括的に管理を行う(図8-2参照)。

また、施設の情報および実施計画の進捗状況については、施設情報データベースにて一元的に管理を行う。

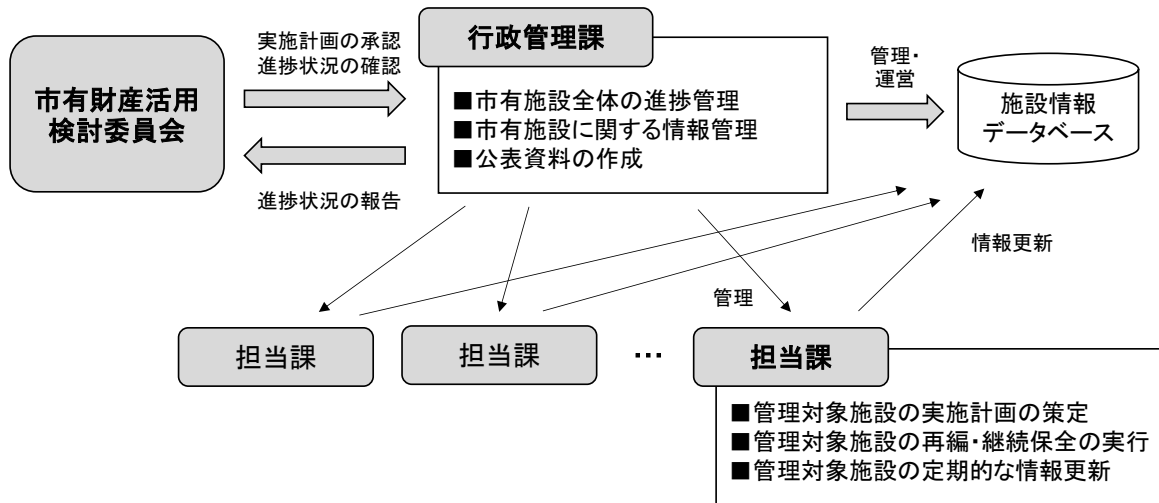


図 8-2 再編と継続保全における役割分担

8.2.1. 担当課の役割

各施設の担当課は、施設の再編と継続保全にあたり次の役割を果たす。

8.2.1.1 管理対象施設の実施計画の策定

管理する施設について、施設管理実施計画を策定する。

8.2.1.2 管理対象施設の再編・継続保全の実行

策定した実施計画に基づき、施設の再編および継続保全を実行する。

8.2.1.3 管理対象施設の定期的な情報更新

管理する施設の現状を把握し、行政管理課が運営する施設情報データベースを更新する。

また、本庁、出先事務所および各施設の担当者がそれぞれの立場から実施に取り組み、異なる視点から得られる情報について共有を図る。

本庁は市内全域を、出先事務所は各地域を総括管理する視点で、所管する市有施設の現状把握と総合調整を行い、適正な運営管理を行う。各施設においては、日常管理の視点で施設運営の効率化とサービス水準および稼働率の向上に取り組み、施設の現状について本庁および出先事務所に報告を行う。

8.2.2. 行政管理課の役割

行政管理課は、施設の再編と継続保全にあたり次の役割を果たす。

8.2.2.1 市有施設全体の進捗管理と報告

担当課が実施する施設の再編および継続保全の進捗状況について、情報を収集して市有施設全体の進捗状況を管理し、市有財産活用検討委員会に報告を行う。

8.2.2.2 市有施設に関する情報管理

全市有施設の情報と進捗状況を一元的に管理する施設情報データベースを運営する。

8.2.2.3 公表資料の作成

市有施設は市民全体の財産であり、また、市有施設が市民の生活の中で果たす役割は大きいため、施設の現状と再編の実施状況について積極的に情報を提供していく。施設情報データベースを基に、定期的に各施設および市有施設全体の情報を取りまとめて公表する。

8.2.3. 市有財産活用検討委員会の役割

中津川市では、市の保有する財産を有効活用する方策を検討するために、副市長を委員長とする市有財産活用検討委員会を平成 21 年 3 月に設置した。

市有財産活用検討委員会は、施設の再編と継続保全にあたり次の役割を果たす。

8.2.3.1 施設管理実施計画の承認

担当課が策定した実施計画について、市有財産（施設）運用管理マスタープランの方針に則った内容となっているか、あるいは他の施設の実施計画と整合性がとれているかを確認した上で、承認を行う。

8.2.3.2 進捗状況の確認

行政管理課からの報告を受け市有施設全体の実施計画の進捗状況を把握し、計画どおりに進んでいるか確認を行う。

9. 実施スケジュール

市有施設の再編と継続保全の実施工程表について表 9-1 に示す。

各施設の施設管理実施計画を平成 27 年度までに策定し、翌年度から計画に従い再編と継続保全を実行する。5 年ごとに実施内容について検証を行い、実施計画を見直す。

施設の再編と併せて施設運営の効率化も行い、現在の維持管理経費の 31 億円を平成 32 年度までに 6 億円削減する。

また、これらの取組について進捗状況を取りまとめ、毎年度市民へ公表する。

表 9-1 再編と継続保全の実施工程表

実施項目	計画期間																				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	
施設管理実施計画の策定と実施																					
継続保全施設 【6.1.、7.1.~7.5.参照】	継続保全 計画策定	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	継続保全の 実施	
統廃合施設 【6.2.、6.6.参照】	統廃合・保全 計画策定	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	統廃合の 実施	
用途廃止施設 【6.3.、6.6.参照】	保全 計画策定	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	保全 の実施	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	用途廃止し、有効活用・売却・取壊しを検討	
民間・地域移譲施設 【6.4.、6.6.参照】	移譲の検討 (相手・条件など)	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	移譲の 実施	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	平成32年度までを目途に 民間・地域へ移譲	
検討施設 【6.5.参照】																					
計画の見直し																					
維持管理経費の削減																					
情報公開 【7.5.2.2参照】																					

策定の経過

1. 市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定委員会の設置（平成 24 年 10 月 26 日設置）

市有施設の的確な把握のもとに、将来の適正配置と合理的な管理運営の方針を明らかにしていくとともに、統廃合および民間移譲の検討を含めた施設の維持更新および整備に関する見直し案を策定するため、委員会を設置する。

表 市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定委員会の構成

No.	職名	氏名	役職名
1	総務部対策監(兼)行政管理課長	伊藤 和通	委員長
2	坂下総合事務所地域福祉課長	安江 雅明	委員（坂下総合事務所部門）
3	福岡総合事務所地域福祉課長	志津 頼章	委員（福岡総合事務所部門）
4	坂本事務所長	梅本 真人	委員（地域事務所部門）
5	健康福祉部次長	片田 毅	委員（健康福祉部門）
6	環境政策課長	吉村 靖和	委員（生活環境部門）
7	商業振興課長	森 尚人	委員（商工観光部門）
8	農林部次長	太田 真一	委員（農林部門）
9	文化スポーツ部次長	今井 康二	委員（文化スポーツ部門）
10	用地課長	山本 洋彰	委員（基盤整備部門）
11	水道部次長（兼）対策監	塚田 一義	委員（水道部門）
12	消防次長	金子 肇	委員（消防部門）
13	教育企画課長	大塚 健司	委員（教育委員会部門）
14	病院事業部次長	市岡 清	委員（病院部門）
15	企画財務課長	木村 研一	委員（企画部門）
16	定住推進部統括監	佐藤 正	委員（定住推進部門）
17	山口総合事務所長	斉藤 信広	関係部署（山口地域）
18	川上総合事務所長	日下部 庄造	関係部署（川上地域）
19	加子母総合事務所長	内木 哲朗	関係部署（加子母地域）
20	付知総合事務所長	小池 朝通	関係部署（付知地域）
21	蛭川総合事務所長	林 賢二	関係部署（蛭川地域）
22	中津事務所長	伊藤 公一	関係部署（中津地域）
23	苗木事務所長	林 生雄	関係部署（苗木地域）
24	落合事務所長	千村 重彦	関係部署（落合地域）
25	神坂事務所長	日野 利治	関係部署（神坂地域）
26	阿木事務所長	松岡 昌明	関係部署（阿木地域）
27	行政管理課課長補佐	丹羽 史久	事務局員
28	行政管理課主査	佐々木 和則	事務局員
	任 期		平成25年度末まで
	任 命		各部門の指定した職員
	概 要		<p>市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定委員会設置要綱（目的）</p> <p>市有財産（施設）の的確な把握のもとに、将来の適正配置と合理的な管理運営の方針を明らかにしていくとともに、統廃合及び民間譲渡の検討を含めた施設の維持更新及び整備に関する再編案を策定するため</p> <p>（役割）</p> <p>①施設の現状の把握及びデータの整理 ②作成手順の検討及び将来の施設の適正配置と合理的な管理運営の方針検討 ③再編に向けた施設の評価及び選定 ④担当課との協議・調整から再編案作成 ⑤市長から特に命じられた事項</p>

2. 地域説明会

平成 25 年 6 月から 10 末月までに 13 地域で説明会を開催した。説明会の参加者は、区長会、まちづくり協議会および各団体の代表者など地域で選定され、延べ 332 名が出席した。

参加者からの意見および質疑では、次のような内容が多かった。

- 大きな施設を残すために小さな施設を廃止するのか。
- 地域の活性化の視点はあるか。
- 地域が知らないうちに方針が出されている。順番が逆ではないか。
- 利用率や効率が低いというだけでなくさないでほしい。

表 地域説明会の概要

	地域	参加	日程	主な質疑応答、意見
1	坂本	35 名	7/23	[Q] この計画は、大きな施設を残すために小さな施設を廃止していくということか。 [A] 大きな施設にかぎらず、利用状況など総合的に判断をしていく。
2	福岡	22 名	7/24	[Q] 方針、選定基準の中に、「地域活性化」という視点は入っているか。経費だけの視点でよいのか。その場合、周辺部はますますさびれてしまう。 [A] 用途廃止などで失われた機能を補完し合えるまちづくりを検討していく。施設ごと個別の検討の中で考えていきたい。 [Q] 学校規模等適正化基本計画は、マスタープランとは別なのか。まちづくり協議会としては重要な課題である。 [A] 別であるが、計画ができた段階でマスタープランへ取り入れていく。 (意見) 重要な計画である。担当者が 1 年で変わっては困る。
3	山口	28 名	8/7	[Q] 人口あたりという評価を基準とすると、限界集落はカットされてしまうという心配がある。限界集落に住む人は人口密集地である所へ住むように、という考えがないようにしてほしい。 [A] 住み慣れたところで生活をしていくようにしたい。 [Q] 民間手法によるサービスの向上とあるが、民間が受ける、失敗、閉鎖となった場合、行政はなんともできないが承知しているのか。 [A] 公共施設についてはそもそも目的がある。契約の中で継続できる方法を指導していく。 [Q] 編入合併ということで、旧 7 町村にかなりのしわ寄せがくる。農業用の施設はほとんど旧 7 町村がもっている。今になってなんの合併だったのかという話である。 [A] 合併をしたところへしわ寄せをするというわけではなく、トータルの考えていきたい。
4	加子母	21 名	8/8	[Q] この計画は、財政が理由か。 [A] 財政の問題である。合併ではスケールメリットの話があったが、ようやく市全体でまとまってきたところである。

				<p>(意見) 合併をなぜしたのかという話になる。金がないのでやめるということは簡単なことであるが、市長、副市長、まちづくり部局でよくねってもらいたい。</p> <p>(意見) 説明してもらっても納得がいかない。地域が誰も知らないうちに廃止という方針がどうしてでるのか。施設の経緯をしているのか。</p>
5	阿木	8名	8/21	<p>(意見) 合併後、施設が重複するのはあたりまえである。まずは、旧町村のいらぬ施設から統廃合をしてほしい。</p> <p>(意見) 財政が課題といっても、過去の経緯から維持をしていってもらわなければいけないものもある。そこをよくみてほしい。</p>
6	神坂	26名	8/22	<p>[Q]施設全部とは言わないが、ぜひ残して行ってほしいものもある。効率、利用率が低いというだけでなくしていかないでほしい。湯船の館は、少ない人口のなかでも有効に使われている物ではないかと思う。</p> <p>[A] 施設についてはそれぞれ思い入れ、そのほか、目的、性質があると思われる。地域とどういった方針がいいのか十分に話し合っていきたい。</p> <p>[Q] 一番関心があるのはクアリゾートについてであるが、今日の時点で分かる情報について教えてほしい。</p> <p>[A] クアリゾートについては検討段階である。経営に参入したいという会社はある。提案ももらっているところであるが、多くのお金がかかる話である。現在内部のトップ会議、会社の役員会でも議論している段階である。今の段階で施設を閉じていくという話はまったくなく、こういった方向ということも決まっていない。方向性が見えてきた段階で地元のみなさんにも報告していく。</p>
				<p>(意見) 湯舟沢を残してほしい。小さな温泉だけでも良い。</p>
7	坂下	24名	8/28	<p>[Q] 野球場が作られたが利用価値はあるのか。中津川市の人が使っているのか。</p> <p>[A] 利用状況は、ちびっこから、高校生、一般まで抽選でおこなうが、日程もとれないという大盛況である。ただし、子どもたちから利用料1回に1万円をとるわけにはいかず、収支はあっていない。</p> <p>[Q] 坂下地域は、借地が多いときいている。全体に占める割合、金額はどのくらいか。借地料で生活をしている人もいる。</p> <p>[A] 全体6,000万円のおよそ半分が坂下である。市としては借地を減らしていくことを考えている。また坂下地域は、借地料の相場も高い。地域性を考慮して平等になるようにすすめていきたい。</p>
				<p>(意見) パブリックコメントについて、初めて知った。周知方法に問題があるのではないか。区長会、街づくり協議会など団体をとおして検討してもらい、個人ではなく団体として意見をもらうようなやり方も検討してほしい。</p>
8	付知	24名	9/19	意見なし

9	中津	39名	9/20	<p>[Q] 総合計画、リニアの計画との整合性はどうか。 [A] 総合計画には施設の充実などがあり、マスタープランは減らしていくと相反するところがある。しかしこれからは効率よくコンパクトにできるだけ今ある施設を有効に使っていくという方向でありそれぞれ別物ということではない。</p> <p>(意見) 市営住宅について利用者への周知、障害者、独居などメンタル的な面も含めて対応してほしい。</p>
10	蛭川	35名	9/24	<p>[Q] 第三セクターについて、将来すべて経営状況に関係なくきることなのか。黒字が見込めれば考えてもいいのか。 [A] 三セクは市内8ヶ所、健全な運営は紅岩山荘と山口特産である。営業をおこなうものばかりであるので行政から手をきるということが最終目的ではあるが、従業員もいる話であり一律に解散をするわけではなくこれから8社と順番に調整していく。</p> <p>(意見) 蛭川郷土資料館は文化振興ビジョンで方針が決まるということであるが、歴史の詰まった地域の宝物であり子供たちが学ぶ場である。なんとかして残してもらいたい。</p>
11	川上	31名	10/8	<p>[Q] 旧の診療所についてはどうするのか。 [A] すぐにでも撤去したいが、壁に鉛があるなど特殊な建物であり費用の捻出を検討している。 [Q] 道の駅は民でも可能か。 [A] 公立でないと道の駅の看板は立てられないが、トイレ、道案内と、物販を切り離すなど、できる範囲で考えている。</p> <p>(意見) 「かわうえ自然休養村管理センター」は廃止となっているが、ホールは川上公民館より大きく利用がしやすい、またステージ付きのホールはここだけである。その辺を踏まえて検討してほしい。 (意見) 川上の体育協会の支部では部員の数が減ってしまい活発なのは弓道、バレー、射撃の3つである。施設をもっているのは弓道だけである。弓道場については関係者によく事前に相談をしてほしい。</p>
12	落合	11名	10/10	<p>(意見) ふれあい牧場の収入、費用について教えてほしい。</p>
13	苗木	28名	10/22	<p>[Q] 用途廃止したあとの土地の取り扱いを、市はどうするのか。 [A] 建物を壊して無くなった後の土地については、売却をしていきたい。それが借地の場合は返していくという形で考えている。 [Q] 今後どうしたら力強い市に持っていけるのか、一番欠けているのは都市計画ではないか。人が集まってお金が落とされないとダメになっていく。日本中で競争が始まっている。苗木だけでダメな話である。苗木から下呂はもっと栄えていい。この絶好な生活条件の場所を具体的に計画してほしい。 [A] このマスタープランはどちらかというとマイナスな話であるが、都市計画のプランについても現在作成中であり、合わせて新総合計画を今年度策定する。広域の考え方も含めて着手しているところで、いろいろなご意見をいただきたい。</p>

3. 個別説明会

福祉施設や農産物加工施設、文化スポーツ施設など 39 施設について、必要に応じて、利用者や施設関係団体などへの説明会を開催した。延べ 103 名が参加した。

表 個別説明会の概要

	地域	参加	日程	対象施設数	担当部	備考
1	福祉施設	6名	9/24	18	健康福祉・総務	社会福祉協議会ほか指定管理者6団体
3	山口	10名	10/3	2	定住・農林・総務	堆肥センター、花ぐし
4	福岡	29名	10/16	2	定住・文スポ・農林・総務	ふれあい文化センター、農産物加工所
5	坂下	4名	10/31	1	定住・商工観光・総務	椈の湖ふれあい村
6	山口	10名	11/1	2	定住・健康福祉・総務	生きがい作業所（山口・馬籠）
2	道の駅	7名	11/18	5	定住・商工観光・総務	市内道の駅5駅
7	神坂	13名	12/11	1	定住・農林・総務	湯舟の館
8	福岡	13名	12/17	1	定住・文スポ・総務	ふれあい文化センター（第2回）
9	山口	8名	12/18	6	定住・文スポ・商工観光・総務	観光、生涯学習スポーツ施設
10	神坂	3名	12/26	1	定住・文スポ・総務	湯舟沢スポーツ広場

4. パブリックコメント

平成 25 年 6 月 28 日から平成 25 年 10 月 31 日にかけて、市有財産（施設）運用管理マスタープランについて意見を公募した。

メールで 5 件、文書で 4 件の合計 9 件の意見が寄せられた。

表 パブリックコメントの概要

受付	方法	意見概要
6/28	メール	民間移譲した場合の監理方法について
7/30	メール	地域集会所の有効利用の提案
8/1	メール	障がい者就労支援事業所ふくおかは、道路を挟んでいるが一体として考えてほしい
9/2	文書	根ノ上高原体育館の拡充、勤労青少年ホーム柔剣道場のレスリング競技利用への拡充
9/3	文書	根ノ上高原体育館の観光面での活用と検討
10/20	メール	労働会館の継続利用について
10/30	文書	労働会館の用途廃止撤廃、老朽化改善、耐震対策工事について
10/30	文書	福岡ふれあい文化センターの存続願い他
11/1	メール	広く市民に知らせたうえでこの計画をすすめるべき

5. 平成 24 年度から平成 25 年度までの取組

平成 24 年度

- H24.6.25 庁内合同協議
- H24.6.29～H24.7.4 庁内「仕分け対象」施設個別協議
- H24.7.24 庁内「仕分け対象外」施設個別協議
- H24.8.9 議会総務企画委員会（所管事務調査）
- H24.10.26 策定委員会の設置及び第 1 回策定委員会の開催（1 回目）
- H24.12.11 市有財産（施設）運用管理マスタープラン中間報告の議会報告
- H24.12.11 市有財産（施設）運用管理マスタープラン中間報告の公表
- H25.1 1 月号広報なかつがわに見直し評価基準を掲載
- H25.2.19～H25.2.21 市有施設の配置再編（案）に関する各課ヒアリング
- H25.2.25 第 2 回策定委員会の開催（2 回目）
- H25.3.8 市有施設の配置再編（案）に関する再調査

平成 25 年度

- H25.4.9 市議会 全員協議会で報告
 - H25.4.29～H25.5.2 市議会会派別説明会
 - H25.6.27 市有財産（施設）運用管理マスタープラン（案）の報道発表
 - H25.6.28～H25.10.31 パブリックコメントを実施（7 月号広報なかつがわに掲載）
 - H25.7.3 区長会検討部会（各区副会長）へ地域説明会開催を依頼
 - H25.7.8 区長会検討部会（各区会長）へ地域説明会開催を依頼
 - H25.7.12 第 1 回策定委員会の開催（3 回目）
 - H25.7.24～H25.10.22 地域説明会（13 地域）
 - H25.9.24 個別説明会（健康福祉）
 - H25.10.24～H25.12.26 個別説明会（各地域）
 - H25.11.18 個別説明会（道の駅）
 - H25.11.21 第 2 回策定委員会の開催（4 回目）
 - H26.1.15 議会総務企画委員会所管事務調査
 - H26.1.28 第 3 回策定委員会の開催（5 回目）
 - H26.2.26 第 4 回策定委員会の開催（6 回目）
 - H26.3 市有財産（施設）運用管理マスタープランの成案化
-

卷末資料

- 1) 市有施設配置図および建物情報
 - 2) 市有施設管理台帳の一例
 - 3) 施設配置体系図
 - 4) 施設評価結果一覧
 - 5) 地域説明会資料
-

市有財産（施設）運用管理マスタープラン

発行：市有財産（施設）運用管理マスタープラン策定委員会

発効日：平成26年3月20日

事務局：中津川市総務部行政管理課
